

砺波散村地域研究所

研究紀要 第33号

目 次

講 演

| | | |
|------------------|------|---|
| 日・独農村の比較考察に至る回想記 | 西川 治 | 1 |
|------------------|------|---|

論 文

| | | |
|---------------------------|-------|----|
| 水土里資源の共通価値創造による庄川扇状地の地方創生 | 早瀬 吉雄 | 10 |
| 砺波平野の散村景観を展望する視点場の評価 | 奥 敬一 | 17 |
| 砺波郡・射水郡の改作法と十村たち | 木越 隆三 | 27 |

調査報告

| | | |
|-------------------------------|-------|----|
| 砺波地方における集落営農の動向 ―農村の高齢化と関わって― | 安念 幹倫 | 42 |
| | 中明 文男 | |
| | 西野 真夫 | |

研究ノート

| | | |
|-------------------------------|-------|----|
| 徳万頼成遺跡の変遷について ―平成26年度の調査結果から― | 高柳由紀子 | 53 |
| 高齢者の友人関係に関する一考察 | | |
| ―元々の生業が異なる2つの地域の比較から― | 島田 章代 | 59 |

報 告

| | | |
|----------------|-------|----|
| 庄川上流地域見学会実施報告 | 事 務 局 | 68 |
| 散村地域見学会実施報告 | ” | 70 |
| 砺波散村地域学習講座実施報告 | ” | 72 |
| 平成27年度活動記録 | ” | 75 |

日・独農村の比較考察に至る回想記

西川 治

はじめに

I 地理学科へ入門当時の回想

II 20代における日本農村の研究

III ドイツにおける研究交流

終わりに、期待以上の至福

はじめに

御地の砺波散村地域研究所が創設された当初、初代所長の浅香幸雄先生から、恐れ多くも顧問の一人にとの委嘱状を拝受し、以来長年にわたり貴研究所の紀要も頂戴して参りました。それにも拘わらず、ご無沙汰を重ねてしまい、誠に申し訳なく、そのうちにお礼とお詫びに伺わねばと考えておりました。その折り、畏友の宮口教授から思いもかけず、貴研究所の例会で講演するようにとのお誘いを受けました。

まさに感謝と恐縮の至りで、お引き受けしたものの、長年にわたる優れた蓄積が内外で高く評価されている貴研究所において、どのような話をしたらよいのか、迷いは傍迷惑と自戒しながらも、講演の前夜まで悩み通し、結局、会場では指定の60分のうち約3分の1は、迷いに迷った挙句地理学科に入門以後の回想談に充て、後半は映像を使い、耕地整理と西ドイツ（当時）における農地整理・整備について、老生の文部教官・東大の助手時代（1949～1958）の調査事例の一部を紹介させて頂きました。

本来ならば、それらを編集して、いささかなりとも付加価値のある拙論を提出すべきですが、それも怠り誠に申し訳無く思います。なお、貴研究所における私の講演の主要部分は、拙著『農村のヒューマンエコロジー』（古今書院 1996、立正大学からの助成出版）や、『集落地理学講座4、

世界の集落』（朝倉書店 1959）で分筆した第11章「ヨーロッパの集落」などに掲載されています。

『農村のヒューマンエコロジー』では、学際的読者を期待して書名を選びましたが、日本の諸学会や一般的に当時まだ馴染み薄く、高額でもあり反響は思わしくなく、書店には迷惑をかけたことが、本書のカバーには、富山県下新川郡大家庄村大字船川新の耕地整理の旧・新集落図を使用しました。なお、本書の第IV農村の整備―事例研究の第III章242～270頁は、北ライン地方を取り上げました。これは、小生が初の在独中の1957年の夏に、西ドイツの農林省にあたる役所の“Flurbereinigung（当時の拙訳は農地整理だが農地整備の方が適切）に関する法規の解説書（1956）の著者ROBERT STEUER氏から同書を頂き、同氏のご高配により、マールベルク村（ボン市の南西約30km）にて農家に宿泊、農地の新旧地割、現況作物などの調査に基づいたものです。

この関係の原論文は、恩師辻村太郎先生（1890～1983）の古稀記念『地理学論文集』（古今書院1961、B5版648頁）に収録され、拙著部分は491～517頁にわたり、そのうち5頁は独文の要約に充てています。それから、しばらくして先輩の石井素介さんや友人の佐々木博さんたちは、独各地の農地整備に関する、より立ち入った調査研究の成果を発表されるようになりました。

また、当日の講演会場でお配りした『世界の知

圏を拓ける—GEOSOPHY—』(自費出版2015、176頁)のII-3には、旧稿の一つ「ヨーロッパの農村の近代の変貌」を採録しており、その付図集には、上記『農村のヒューマンエコロジー』の表紙に使用した“明治30年代に富山県下新川郡大家庄村で実施された実に稀有な耕地整理の成果、黒部川の扇状地における散在農家の計画的路村化の新旧対照図”も再掲しています。こうした研究をその後も継続しておりましたならば、本席にも多少は自信をもって臨めたのですが、文字通り老醜をさらす仕儀と相成りまして、切にご海容を乞う次第です。

それにも拘わらず、貴研究所紀要に寄稿の機会まで恵与賜り、誠に光栄の至り、地理学入門いらい70年の履歴に甘えて、当日の講演では省略した前段部分、駆け出し時代における農村関係の仕事なども本稿で略述することをお許し願います。それは、地理学の道を歩んだ10年後の2年間に及ぶ西独ボン大学における滞在は、その後の研究交流にとって大いに役立ったからであります。

I 地理学科へ入門当時の回想

東京帝国大学理学部地理学科に入門したのは、昭和19年10月、まさに我が国存亡の秋でした。これからの日本、大戦後の復興にとって何が最も必要か。当時は残念ながら、国際関係学・民族学・世界史学・世界地域研究学・国土経営学・比較文化論・総合環境学などは科目としてもありませんでした。これらの大部分は、新制東京大学の教養学部後期課程の教養学科に一応新設された次第です。しかし、それ以前で、そうした学際的学問と少しでも関係がありそうな学科は何かないと検討したところ、本郷の理学部にある地理学科を思い出した次第でした。というのは、昭和17年の4月、第一高等学校理科乙類(第1語学がドイツ語)に入学、全寮制下の籠球部室に所属し、最初の夏休みに部員数人で東京帝大の案内書を見ながら進学先を模索しました。まずは理学部、天文・数学・

物理と順次、必修科目・選択科目などを検討しましたが、その最後近くになって「へえ、地理学科なんてある！」と奇声を発したのが小生でした。すかさず「おれの祖父は地理学者、自叙伝もあるよ」とは小川峯雄君。すると「おれの叔父きも地理学者、高等師範の教授」とは武見健二君。なんと、前者は小川琢治先生(京都大学文学部地理学教室の創設者)のご長男小川芳樹東大工学部教授の令息、後者の武見芳二教授(東京高等師範)は、東大理学部地理学科の大先輩!その当時、国立大学の地理学教授は数名程度、高等師範も同様の状況でありました。

その頃は、私は地理学科に進学しようとは夢にも思いませんでしたが、それは不思議な知縁の始まりでした。一方、寮生活は文科学生とも一緒でしたし、週に6回もあるドイツ語学修では文豪ゲーテの作品が主であり、それによってA. フンボルトとの密接な交友関係を知ったのでした。また哲学者カントはケーニヒスブルク大学で地理学の講義をして人気を博したこと、著名な教育者ペスタロッチの感化を受けてC. リッターが地理学者になったこと、吉田松陰は世界地理にも関心が深かったこと、それに内村鑑三の名著『地理学考』(再版では新渡戸稲造の勧めでA. GUYOTの名著にならい『地人論』と改題)には大いに感動しました。さらに小牧実繁の『地政学』の欧州諸国の植民政策批判にも惹かれていました。

一高の三年生では卒業は半年早められ、帝大への進学先を決めねばならず、一応化学科に登録し、勤労働員先は藤原工大の応用化学研究室となりました。そうした厚遇に恵まれながら思い悩んだあげく地理学科へ転進したのは、先に申し上げた駒場寮における縁によるものか、小生としては翻意した理由はおよそ次のように考えた次第であります。

ヨーロッパ人たちの大航海時代、世界支配時代にも長く鎖国状態を維持出来た列島の日本、その反面では開国後も世界情勢・国際関係の展開には

一般的に鈍感であり、明治中頃からの相次ぐ戦いの勝利に浮かれて、遂には第2次世界大戦に突入します。それにも拘わらず、世界史や世界地理学教育が不毛であった国家には、万物をのせる坤輿の学、自然と人類の綾なす地球学、諸民族・諸国家が割拠して交流あるいは争い合う国際関係史、それらの基盤となるべき政治地理学こそ不可欠と考へて、欧米諸国に比してずっと後進で小規模な文理の学際的地理学科に入門しようと考えたのです。

スタッフは、辻村太郎教授、多田文男助教授、木内信蔵助手（間もなく講師）、吉崎恵次助手のみ、特別研究生の佐藤 久、吉川虎雄のご両人からも何かとご指導を受けました。

木内助手指導の実習で記憶に残っているものの一つは、初めて農林統計書に接して、府県別に大豆生産額が最大の年次を見つける作業でした。既に朝鮮海峡はアメリカの潜水艦で封鎖されており、満州からの大豆輸入が断たれ、国内での生産額を増やす必要があったのです。最初の野外実習は、山形県下の三国村における森林伐採後の環境変化の予測でありました。

なお、2年先輩の後期生の一人、杉山 奮氏は、卒論で全国市町村別（約1万800市町村）の現金収入農産物産額票を手動計算器で分類整理した全国図を作成され、この論文は全国図と共に『地理学評論』（22巻10号 1950）に掲載されています。彼は卒業後農林省に入り、なんと全国の5万分1地形図から一定の基準に従い膨大な数の開拓適地を摘出、さらに開拓の難易度別集計面積も算出し、外地からの引揚者や戦災者方の開拓入植政策に利用されました。これは地理学者による戦後の括目すべき国家的一大貢献事業でしたが、その数年後に杉山氏は20代で死去し、学術論文として完成されなかったのは、誠に痛恨の極みであり、それは、イギリスの地理学者D.Stampの偉大な事業、「全国土地利用調査図」作成に準ずるほどの偉業と考へています。

中期生（2学年）の一人、石井素介氏は、卒業後総理府資源調査会事務局に入り、後に明治大学教授、後年には名著『西ドイツの農村の構造変化』（大明堂 1986）を出版された。同期の大貫俊氏も農林省に入り、総合的土地分類図の作成などに貢献され、後に法政大学教授、惜しくも在職中に亡くなりました。

また、私たちの同級生は7人、その中には、地理学出身で初めて国土地理院長になった高崎正義氏、農事試験場を経てお茶ノ水女子大学教授（土壌地理学の開祖）となった浅海重雄氏がいました。

II 20代における日本農村の研究

1. 卒業論文の研究時代

昭和21年10月に、後期生（3学年）へ進学、われわれ同期生は順次卒業論文の構想を全学ゼミで発表して指導を受けることとなりました。私は先述の先輩方の大力作に驚嘆しながらも、卒論のテーマには、初心通り「世界誌と世界観」と決めて、教室ゼミで3時間近く発表し、小生の長談義事始め：世界観と地理学、科学分類における地理学の位置づけ、地理学の本質論と基本概念（地域論・環境論・景観論）、世界地誌考察法（世界の地域分類から局地研究へ、逆に基礎地域からより包括的地域へ）、世界史の地理学的基礎などについて論及しました。

こうした大風呂敷の地理学講義は無かったのか、辻村教授をはじめ一同辛抱強く聴いて頂きました。教授が曰く、「本教室開闢以来の大構想と。ただし、何かフィールドワークによる副論文も用意せよ。」とのお達し。幸いわれら中期生の共通調査地に指定されていた秦野盆地（神奈川県）について、断層地形、富士山宝永大噴火による厚い砂質の堆積層、葉タバコの栽培などについて少々予備知識があり、早速、小田急線大秦野駅近くの神奈川県中郡南秦野村を対象調査することにしました。そのころの住まいは、3歳の頃に生誕地の本郷真砂町（現文京区内）から移り住んだ東京府下北多

摩郡千歳村字船橋にあり、小田急線の千歳船橋駅から大秦野駅まで1時間余で通える利便性も考慮したのです。

その4つの大字(尾尻・西大竹・今泉・平沢)の集落間の相違点、家屋台帳と土地台帳による大字ごとの宅地と家屋の規模、および屋根の質(草葺・瓦・トタン)の構成比などの踏査を行いました。世界全体から順次大・中・小地域へ、単位的基礎地区へとより詳しく地域内容を記述する方法に対して、逆方向へと進むための出発点を例示したのです。それに加えて、東京府統計書(1941)により「府下町村別の1世帯あたり宅地面積の比較図」も作成しました。集落研究における宅地規模の構成比に着目したのは多分早い事例であり、その後2、3の地域において集落ごとの本家・分家の宅地配置図を作成しましたが、これを続けなかったのは、わが研究史における後悔種の一つと言えます。

この副論文は、卒業後まもなく日本地理学会の例会で発表させられたので、2年後の昭和24年6月に、地理教育むけの雑誌『新地理』3巻4号に「単位聚落の比較研究—居住面積による一例」として掲載されました。終戦後間もない当時はまだ執筆者がごく限られていたので、駆け出しの習作でも採択されたのでありましょう。

2. 地理学教室(本郷)の在職時代

1) 国家行政との関わり

昭和22年9月末卒業後、有給の副手に採用され、助手の補佐役や日本地理学会の業務も手伝うことになりました。折しも米国GHQの天然資源局顧問として、シカゴ大学準教授E.Ackermanが来日し、東大の地理学教室へ挨拶に見えて、辻村教授に協力を要請されました。小生は送り迎えなどの世話役となり、その後個人的にもなにかとご指導頂けました。総理府資源局には、10年ほど先輩の本田武夫氏がおり、米軍撮影の4万分の1の空中写真を引き伸ばした2,500分の1の詳細な地図を

作成し、地籍図の代用として使用可能かどうか。また同図による農地一筆ごとの土地利用現地調査を行い、その内容記号を分数式風に記載(分母には自然条件、分子には人文条件を記載)するモデル調査を日本地理学会が依頼されていました。調査地は南多摩郡鶴川村内、副手の小生も文理大の市川氏たちと実地調査にあたりました。小生がその概要をまとめた報告は『地理学評論』(25巻3号 1952)に掲載されています。

一方、農林省にも、米国における地理学者の活躍実績に習ってか、上野福男・渡邊 操・山本壮毅・杉山 奮・大貫 俊・浅海重夫の各氏ほか、かなり多くの地理学出身者が勤務していました。各種委員会にも地理学者が参加、副手分際の私が行政官庁から頂いた最初の辞令が「農林省中央委員会土地利用専門委員会委員(昭和24年5月10日付)でした。その後も末永く、私は地理学者として文部省をはじめ農林省・経済企画庁・建設省・国土庁・自治省などの様々な委員会にも関与させて頂きました。それは、地理学の研究対象である地域は、当然様々な国家・地方行政と不可分の関係にあり、加えて地理学徒の就職先斡旋にも良かれと思ったからでもあります。

2) 教務と研究活動

昭和24年6月16日(小生の誕生日)に、文部教官(理学部助手)に任用されました。学生の実習指導の一つとして、5万分の1地形図の読図と作業、断層線の推定、地形面ごとの集落の形態や分布密度、土地利用特に水田の広がり重視したものでした。地形図の地目別色塗りなどの手作業や基礎的なフィールドワーク向けの実習などに対しては、意識のお高い“進歩的”学生さん達の強い反発も買いましたが、自分には調査地の選定や研究に大いに役立ったと思います。たとえば、上伊那盆地における昭和初期の『西天竜灌漑用水路開発に起因する景観の変化』(東京大学地理学研究、No.1 1952)、秋田県横手盆地における田沢疏水に

よる扇状地面の水田化、新潟県中魚沼郡、信濃川支流の中津川段丘群における開田史、集落ごとの本家と分家の配置関係、岩手県胆沢扇状地における水田耕地整理の研究（昭和29年度文部省試験研究費による東京大学地理学総合研究委員会報告）などについては、拙著『農村のヒューマンエコロジー-』および『日本の自然—自然観から自然学へ』（日本放送出版会 1990）の第5章「日本の地形環境と開発史」などをご参照ください。

3) 学会の活動

a. 思い出その1

昭和22年9月末、大学卒業後まもなく日本地理学会（会長は辻村太郎教授）に入会しました。当時の事務所は東大地理学教室内に置かれており、学会の月例会は講義室において、年総会は理学部2号館の講堂で開催されました。その度に発表者自作の実に見事な各種大版の主題図を黒板一面に貼付け、その作業は大変でした。卒業間もなくの例会では卒論発表もさせられ、副手・助手に任用されたのは幸運でありましたが、学会の書記（会員数は600人以上）も依頼されて大忙しだったものの、戦後間もなく組織した学生地理学会のメンバーとの交際を深め、全国の先輩会員方から直接・間接的にご指導頂けたのは嬉しかった思い出もあります。

例会では、内外の客員による講演もありました。たとえば、飯塚浩二会員の友人、高橋幸八郎教授（社会経済史）がフランスから帰国後、現地における“エンクロージャー”（フランス語ではアンクロー）やボカージュの現地視察を踏まえて、「関連する本をいくら読んで、イメージが湧きませんでした。日本語訳にも各種あるのもそのせいかもしれません。フランスで当該事業が展開した地域（主に丘陵地帯）を初めて視察して、羊の広大な放牧場が灌木列（畦畔林との訳語は不適切、筆者）で囲まれている光景に感動、目が開かれた思いであった」といった所見を披露されたことが記

憶にあります。

まさに百聞は一見に如かず、ソルボンヌ大学で地理学を学んだ飯塚浩二先生が重視された社会経済史とは、現代フランスの主要な歴史学派、M. ブロックやL. フェーブルが主導するアナル学派である。そもそも、従来の歴史研究法では、より臆な過去の推察に基づいて変遷史を辿るのですが、その場合は最初に選んだ道の如何によって、より後世の史観も左右され易いでしょうし、より不確かな基盤の上に構築される歴史観の危うさも免れません。

それよりも現地調査、諸資料や歴史的遺産に富む、体験的なより確実な現代史から、順次過去へと遡る研究法を重視するM. Blochなどの主宰するフランスのアナル学派が、ソルボンヌの地理学者Paul Vidal de la Blache（1845～1918）や門下生たちの地誌的研究を重視しているのも道理です。東大の経済学部卒業後にソルボンヌ大学で地理学を勉強された飯塚浩二（東洋文化研究所教授）が、日本の地理学徒たちに社会経済史の勉強も勧められたのは自然の流れです。しかし、当時日本の若者たちの多くは、特定のイデオロギー学派に惹かれていて、農山村調査に赴いても、景観変遷の考察はおろか分布学的・統計学的な広域的視野・思考は排斥され、集落地理学などはほとんど眼中になかったのです。（ヴィダール学派 地籍図や空中写真による中世の遺跡、ローマ時代の道の発見、略）

b. 思い出その2

昭和24年には、西日本地理学会から「人文地理学会」が発足し、昭和26年の5月5～7日に、京都大学において日本地理学会の春季大会が開催された。初日のシンポジウムの主題は「土地割」で、私は上伊那中深見の集落について、地籍図を手書きで写し、現地調査による各本家と分家群の宅地を色分けで示し、さらに集落周辺の耕地と、昭和初期に開削された西天竜灌漑水路による整然とした開田地割とのコントラストなどについて講演し

た。なお、シンポジウムの中心課題は、条里制における土地割、長地型と半折型について、その分布地域の地形的違いも踏まえていずれがより古いのか、牛犁耕作の普及との関係性などといった議論が活発に行われ、また、条里制施行時に集落の統合も同時に行われたかどうかとも討議されました。

このような議論を傾聴した中で、明治初期の地租改正に関連して全国的に調製された地籍図の調査と、明治30年代から国策的に全国各地で施行されるようになった耕地整理組合に関する基本的資料、取り分け新旧の地籍図の組織的な保存運動が必要であると考えに至ったところです。そこで、西南日本では岡山県、東北日本では岩手県を選び、県庁に保存されているはずの県下実施地区の台帳を調査することにしました。先ず、岡山大学には当時、河野通博氏と石田寛氏が勤務されていたのでお世話になり、県庁所管課において、基本台帳は戦災で焼失したが、幸い耕地整理組合ごとの概要を纏めた一覧表が残っていたので筆写させて頂きました。

一方、昭和28年の夏、岩手県庁耕地課においては、1900～1949年にかけて、全366組合の設立申請から事業完了報告に至るまでの全資料を閲覧することができて、基本的事項を筆写することが出来ました。これらを踏まえての実地調査の一例は『東北研究』（1955）に「胆沢地方における耕地整理組合の偉業」として掲載されました。

4) 民間出版物に対する活動

研究成果の一般社会への普及活動は、ある程度は許容され必要なものです。地理学教室の助手に就任後まもなく、講談社の編集局長さんが、創立50周年の記念事業の一環で、大規模な書籍刊行を企画するため、辻村教授のアドバイスを仰ぎたいと来訪されたことがありまして、先生に取次ぐまでしばらく助手の小生が対応したことで、結果的に一つの情報を提供したことがありました。それは、本教室には、昭和の初期から辻村先生が収集

された多数の景観写真が保存されていました。それらは戦前戦後にわたる日本国土の景観地誌としての貴重な資料でした。辻村先生と編集局長が懇談されてから間もなく『写真地誌日本』の作成企画が決まりました。先ず、木内信蔵助教授が章立てを行い、編集委員は木内信蔵助教授が代表、佐藤久講師、西川治助手、山階芳正特別研究生の4人でした。昭和27年に出版された『写真地誌日本』は、分厚いB4版、282頁、掲載写真数は769枚（標準は葉書大だが、それより大版も多数で、200字内外の説明付 全アート紙）であり、米国ウイスコンシン大学の著名な地理学者、日本研究者でもある G.T.Trewartha が同国の代表的地理学雑誌に紹介下さりました。

小生は、集落と土地利用を担当し、掲載写真数は大小276枚（砺波と胆沢の散居村も含む。）、自前の写真は、現地同行した写真家が指示に即して撮影した作品も多数加えて大小65枚、それぞれに農村地誌的な文脈にそった200字以上の解説を付けました。加えて、巻末には5万分の1多色刷りの土地利用・集落景観図（散居村が分布する石動図幅と六郷図幅のそれぞれ一部も含む。）および各部ごとのかなり長い解説文も掲載されています。

Ⅲ ドイツにおける研究交流

1. カラースライドによる日本国土の紹介

昭和30年10月から2年間、フンボルト財団のおかげで、当時の西ドイツの首府にあったボン大学において在外研究を行いました。当財団の目的は研究交流にあったので、私は日本の各地（対馬も含む。）で撮影した多数のカラースライドにより、「日本の自然、四季の変化」と「農村と農業の近代化」（北上川の総合開発も紹介）の2部を編集し、院生の協力でドイツ語の説明文を加えたものを、2度にわたって地理学教室のコロキウムで発表しました。なお、田植え作業のシーンでは、音楽科学の日本人留学生、児島新さんがブロックフルートの伴奏を行い、大いに喝采を博しました。スラ

イドで説明には前述した『写真地誌日本』の具体的な経験が役に立った訳です。

名古屋大学の経済学教授城島先生もご覧になり、「君、農学部でもやってくれないか」と頼まれ、農地改革について多少補いました。発表する講師の身分は若造のアシスタントなのに、なんと農学部の大講堂には著名な教授陣を始めざっと百数十人以上の聴講者で盛況、1時間余の講演後には、なぜ日本では大規模な農地改革が成功したのかとの質問もありました。当時はまだジェット機の運航はなく、テレビも無く、極東の国の現地風景はもの珍しかったのでしょうか。

こうした成功例に気を良くして、次に、日本大使館にボン市のホールで初の「日本文化の夕べ」の開催を持ち掛けました。ところが、担当の文化アタッシュエや参事官は消極的な対応でしたが、折よくウイーンからボンへ転任された大野大使（前年ウイーン地理学協会百周年記念祭に日本地理学会の代表として出席の折り、祝辞代読後、世界貿易大学学長で日本研究家のシャイドル教授の驥尾に付して面識があった。）に直訴できたのは幸運でした。

初の「日本文化の夕べ」は、ボン市民文化会館において、われら研究者仲間の協力で実施され、哲学者の立松弘孝氏（フッサールの代表的研究者）が日本文化論、小生も持参したスライドで日本の四季と生活について講演し、大使館所蔵の文芸関係の映画も披露しました。これも大変盛況で、翌日の現地新聞には大変好意的に紹介されました。

大使館では早速外務省に報告がなされ、ついては、私ども学者たちに何かお礼をしたいとの申し出があり、ならば、我々が大変世話になっている現地の教授ご夫妻方を晩さん会に招待願いたいと要望し、ほどなくボン市最高のホテルで実現の運びとなり、何とボン大学のみならず、ケルン、デュッセルドルフ、フランクフルト大学の留学生と教授方も招待されたのです。その後も、フランクフルト・アム・マイン市における独日協会から招待さ

れるなど、スライド講演を伴う日本の戦後の各地景観を紹介しました。

さらに、在独2年目の1957年7月30・31日、2年に一度開催される“ドイツ地理学会大会 ヴェルツブルク”において、「日本農村地域の近代化」と題して、岡山県と岩手県における耕地整理を中心にドイツ語で発表することになり、原稿を指導教授 Carl Troll 先生に事前校閲していただいたところ、ノーチェック、“ブラボー！”と励ましていただきました。同大会の分厚い独文の報告書（東大教養学部の図書館に蔵書）には、両県における全耕地整理組合の規模・事業別分布図もカラーで掲載され、別刷も頂いています。

さて、財団の2年間の給費が終わり困っていたところ、ドイツ連邦地理局所長 E.Meinen 教授のご好意により、同局の出版物『地理学ハンドブック』（1957年版）に、拙稿「日本農業の近代化」（ドイツ語版）を載せていただき、初の稿料を得て大いに助かったものです。この別刷も頂き、前記の学会発表の冊子に加えて、例外的に2年間余りの在独を寛恕された東大理学部教授多田文男先生を始め教官各位に対しては格好の帰朝報告となり、1958年4月から助教授として着任させて頂いた教養学部人文地理学教授の木内信蔵先生に献呈することもできました。

2. 東ドイツのハレ大学とライプツヒ文化会館にて

ドイツ地理学会における研究発表が縁になったのか、ウイーンで知己になった東ドイツのハレ大学の上級助手 M. シックさんを介して、8月の一週間、東ドイツの文化団体から招待されました。ハレ市とライプツヒ市の大きな会館講堂において、日本の農業の近代化についてスライド講演を行い、その間には馬耕も行われていた農村地帯や両市内の観光もさせて頂きました。加えてライプツヒ市の地誌学研究所において、F. ラッツェルのフィールド・ノートも拝見できたのは大いに

感動しました。当時、東ドイツと日本との外交関係はなかったものの、ボン日本大使館とは前述の縁もあってか黙認の形で密航？できたのかも知れません。しかし、入国手続きに際しては緊張の場面もありました。弱冠の助手身分で、異例な招待を受けた理由の一つとしては、当地の農業試験場において稲作の導入検討のためと聞きました。

3. 西ドイツの各地巡検

ところで、1956年の7月の約3週間、ボン大学地理学科 R. ケラー講師の指導のもと野外巡検（ボン大学所有のバス、専属の運転手）に参加し、バイエルン地方の地形、農村や都市景観などについて大いに啓発されました。その翌年には、ボン大学正教授 F. バルツ先生（世界の漁業研究でも著名、筆者のボン滞在中には、日本各地を調査、東京滞在中には小生の家内も案内役を務める。）のご指導による3週間フランス一周の巡検に参加しました。その成果として、帰国数年後には、講談社の『世界の文化地理』の「フランス編」（1963）や「ドイツ・オーストリア編」（1964）などの編集責任を任されました。

この他にも、短期の学術巡検には必ず参加し、また学生団体による格安のバス旅行で、パリやイタリアへ各一週間程度訪れ、その際に撮影したカラースライドは後日東大教養課程の人文地理学講義などで大いに役立ちました。

昭和30年代から40年代にかけては、まだまだ一般の海外旅行は極めて困難な時代でありました。私の例でいえば、1955年の9月当時は、まだジェット機はなく、羽田から西ドイツのケルンまでの航空運賃は、約23万円、当時の助手月給の約10倍！に相当し、円の為替レートは1ドルが360円（闇では400円以上）でありました。滞在中にフンボルト財団から頂いた給費月額額は350マルク、約3万円で、その中から毎月50マルク程度をなんとか節約して書物代や旅費を工面しましたので、個人的な調査旅行は大変厳しかった訳です。

ボン大学の滞在は、財団にお願いして一年間延長して頂きましたが、そのための願書は、同期滞在中の独文学者岩崎英二郎氏に助けて頂き、幸い今日に至るまでなおご指導下さり、感謝の至りと思っています。

終わりに、期待以上の至福

このように、及ばずながら文化的交流にも努めました。肝心の専門的な領域においては、当時のボン市で、しかも世界的な地理学者 Carl Troll 教授と一門の御膝下で勉学できたことは当然ながら期待以上に恵まれたものでした。そこでは、本郷時代に取得していた予備知識を確認し、大いに拡充できたと思います。

例えば Troll 教授が、1950年、“Studium Generale 3” に掲載された “Die Geographische Landschaft und ihre Erforschung” は、辻村先生の勧めで精読し、『地理学評論』（24巻5号 1951）にその要旨を「地理的景観とその研究」（ネットで閲覧可能）と題して紹介してあります。

また、トル先生が早くも1947年、小生の学部卒業年次に創刊された季刊地理学雑誌 “ERDKUNDE”（表紙はA4版大、当時の地理学評論の倍の規格、毎号の論文数や分量は概ね地理評論の1年分に相当する。諸外国の実地研究論文も多く、その後多色刷の大きな主題図も掲載される。）も、内容によってバックナンバーを私的にも購入（当時のコピーは至難）したが、彼我の地理学格差には絶えず圧倒されていたものです。

そもそも、小生が学者人生の一大転機となる在外研究拠点としてボン大学を選んだのは、東大地理学教室の創業者山崎直方先生が最初の海外留学をボン大学でなされたご縁でもありました。その理由は、同大学地理学教室の創業者が、幕末にプロイセンの通商使節団員の一人、地理学者 F.von Richthofen（後にベルリン大学総長）であり、その後継者 J.J.Rein は、明治初期に2年間日本に滞在、各地を調査し、全2巻の地誌の大著、“Japan

nach Reisen und Studien, I, 1881・II, 1986”の著者として知られていたからです。なお、山崎先生の著書『西洋又南洋』（古今書院 1926）には、「思い出多きボンの旧市」や「ライン先生とライン文庫」などのエッセイが含まれています。

このような中、山崎先生のお孫さんの一人は、東大一般教養課程において私の人文地理学の講義を受講されています。冒頭でも述べたように、一高時代には小川琢治先生のお孫さんと同期、また、山崎先生と小川先生は帝大地質学科の同期生で同年のお生まれです。

小生は、1970年度日本地理学会常任委員の一人として、山崎・小川両先生の生誕百年を記念する特別講演会を提案することができ、昭和46年4月5日、お茶の水大学における春季大会において、両先生の記念講演会が開催されて、石田龍次郎・吉川虎雄・水津一郎の各諸氏によって、日本の地理学史上に貴重な記録が残されるご縁にも恵まれた次第です。

最後になりますが、昨年の貴研究所の講演では割愛せざるを得なかった諸体験記を、この貴重な紙面をお借りして残すことに、寛容賜れば幸甚に存じます。

（にしかわ・おさむ 東京大学名誉教授）

一略 歴一

東京帝国大学理学部卒業

ボン大学留学

東京大学名誉教授

日本地理学会名誉会員

水土里資源の共通価値創造による 庄川扇状地の地方創生

早瀬 吉雄

- I まえがき
- II 水循環を支える庄川沿岸用水システム
- III 社会環境のパラダイム変化
- IV 庄川扇状地の水環境・・・水環境の良さ
- V 水土里資源の共通価値創造の体制整備
- VI 共通価値の戦略による地方創生
- VII あとがき

I まえがき

飛越山地から流れる庄川の水は、用水合口堰で取水され、砺波扇状地に豊かな実りと人々の経済活動と生活を支えてきた。しかし、地元企業が新興国に移転するなど経済のグローバル化によって地方経済が縮小し、若者は、教育や雇用の機会を求めて都市圏に出ていく。高齢農業者の廃業、土地持ち非農家の増加により、水土里資源の要である合口堰と砺波疏水群を建設した先人の篤い志が忘れ去られ、その持続性が危うい。安倍政権は、日本再興戦略¹⁾で農業の大規模化、輸出産業化を目指し、選択する未来委員会²⁾は、集約・活性化による地方創生を唱えるも、創生資金のバラマキに感じられる。

環境省³⁾は、地球温暖化対策を取らないと、今世紀末に全国で年平均気温が4.4℃上昇するという。原発稼働ゼロによる火力燃料費は、2013年度は4兆円増え⁴⁾、温暖化・低炭素化が喫緊の課題となっている。これまで⁵⁾では、自然資源に働きかける低炭素化対策による積極的社会貢献を提案した。一方、マイケル・ポーター^{6),7)}は、社会的ニーズを満たす製品やサービスを提供することが新たな経済活動をもたらし、社会的価値と経済的価値の共通価値を同時に創り出すことを唱えた。それは、ネスレ⁸⁾などの企業で実践されている。

そこで、農林業地域では、営農活動に水土里資源を用いた温暖化対策などを組み込むことによって、社会的と経済的の共通価値の創造を図ることが考えられる。ここでは、庄川扇状地域を対象にして、庄川流域の強みに基づいて共通価値を創造する方法を述べる。なお、庄川扇状地は、高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市を合わせた地域とする。

II 水循環を支える庄川沿岸用水システム

庄川扇状地では、加賀藩主前田綱紀の松川除な

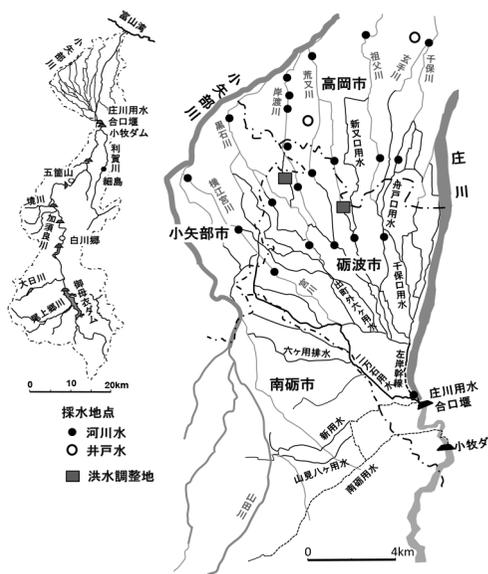


図-1 庄川扇状地と庄川沿岸用水の概要

ど、河筋固定から農業用水、農地開発が始まった。庄川扇状地の用水取水源となる小牧ダムは1930年に、庄川沿岸用水合口堰は1943年に完工し、藩政期に造られた兩岸の12ヶ所の取水堰が合口された。合口事業の灌漑排水区分事業費の地元負担⁹⁾は32%であった。戦後の灌漑排水事業によって、藩政期に扇状地の旧河道に開削された用水排水路網が順次再整備され、同時に圃場整備による区画規模の拡大と用排水の分離が進められた。現在の砺波平野には、図-1に示すように、用排水路群が網目のように流れている。合口堰の取水量は、代掻き時71m³/s、常時最大57m³/s、非灌漑期20m³/sである。

Ⅲ 社会環境のパラダイム変化

1. 庄川扇状地における人口減少

庄川扇状地の人口は、1925年25.4万人、1985年33.6万人に増加し、2015年30.0万人、2040年22.6万人に減少する。南砺市は、1925年6.6万人から1950年8.1万人に急増したが、1990年から大正時代より下回り始めた。

2. 老朽化する生産基盤・生活基盤のインフラ

1934年に造られた京都市南部の巨椋池排水機場¹⁰⁾は、建設年次が古くて不適切な構造・耐震構造でないこと、不測の事態には重大事故、堤防決壊時には重大災害になることから、2007年に新排水機場が完成した。減価償却資産の耐用年数の省令では、水道用ダムは80年である。1585年に庄川の様相が一変する天正大地震があったこと、庄川沿岸用水合口堰は建設後、既に80年を経過し、根本的な改修が迫られている。集落排水・公共下水道は、1989年頃から供用されたが、耐用年数¹¹⁾は、管渠50年、処理場23年である。高度成長期に建設された生産基盤・生活基盤インフラが老朽化し、更新時期を迎える。今後、市町村の生産年齢人口が急減するため、一人当たりの地域維持コストが上昇する。

3. 農業担い手の集中化

庄川扇状地の全農地面積は、1980年2.5万haから2010年には2.1万ha、水田作付面積1.5万ha、土地改良区組合員数2.9万人である。農林業センサス^{12)、13)}から農家経営形態の推移を見ると、販売農家数は、2000年12,951、2005年10,296、2010年7,100と減少し、自給的農家数は、2000年2,326、2005年2,557、2010年2,349と同じであるが、土地持ち非農家数は、2005年9,291、2010年12,182と大きく増えている。2010年の販売農家の平均面積は1.4ha/戸である。農林水産業・地域の活力創造プラン¹⁴⁾では、今後10年間で、全農地面積の8割を担い手に集積し、生産コストの4割を削減し、法人経営体数を約4倍の5万法人を目指す。庄川扇状地では、水田作付面積1.5万haを、集積規模20haの法人経営体が担うとすると728経営体になる。全農家と土地改良区によって水路の草刈り・泥上げ、農道の維持管理や集落機能が維持されてきたが、集落人口の減少で困難になる。

Ⅳ 庄川扇状地の水環境・・・水環境の良さ

1. 北陸の気象環境

北陸の冬季は、大陸からの寒冷気団が対馬暖流から大量の顕熱と水蒸気を受けて温湿な気団に変質し、積雲対流及び脊梁山脈による地形性上昇によって大量の雨・雪を降らせる。日本の24都市における過去30年間の平均年降水量は、1,698mmで、金沢2,399mmが最大で、富山2,300mm、福井2,238mmの順になる。北陸は全国的にも水資源が豊かである。

2. 庄川扇状地形と扇端部自噴域

庄川扇状地地形と自噴域を図-2に示す。図には、扇頂にある合口取水堰からの距離を示す。図-3には、庄川扇状地及び比較のため黒部川扇状地の地形標高と地形勾配の変化を示す。庄川扇状地¹⁵⁾では、扇頂から12km地点で緩勾配に変わり、12.7kmを超える処からが自噴域で、16km当たりで自然堤

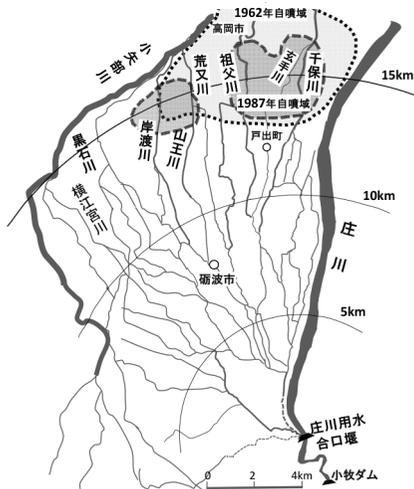


図-2 扇端部の自噴域

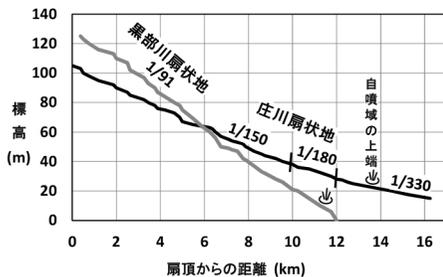


図-3 庄川・黒部川扇状地の地形勾配と自噴域

防帯、富山湾まで三角州低地となる。黒部川扇状地は12kmで日本海となり、自噴域は生地、沿岸域海底など12kmにある。両扇状地とも扇頂から12～13kmで自噴域となっている。扇状地の灌漑面積、灌漑期常時取水量(日用水量)は、庄川扇状地が11,783ha、57.1m³/s (41.9mm/d)、黒部川扇状地が7,390ha、42.5m³/s (49.7mm/d)で、ともに取水量は多い。

3. 砺波扇状地の健全な水循環

(1) 砺波扇状地の水収支

北陸整備局が水循環モデルを用いて1998～2003年間における庄川扇状地の水収支の検討結果¹⁰⁾では、灌漑期4～9月の水収支は図-4である。扇状地帯水層への地下水涵養量は、①降水量－②蒸発量－③河川流出量＋④合口堰取水の水田灌漑水＋⑤庄

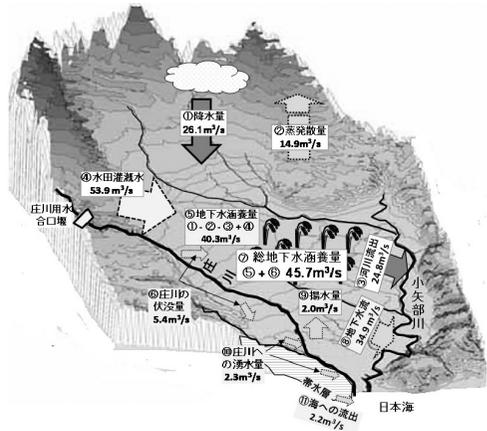


図-4 灌漑期4～9月の流域水収支

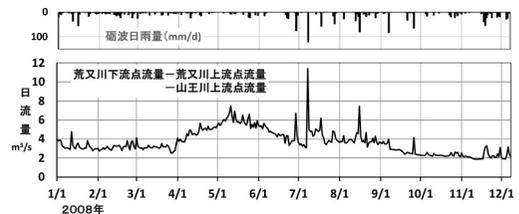


図-5 山王川、荒又川の上下流区間での流量増加量

川の伏没量から、45.7m³/sとなる。同様に、地下水涵養量は、非灌漑期10～11月では24.7m³/s、降雪期12～3月では27.8m³/sとなる。4～9月の地下水涵養量は、10～11月よりも約20m³/s大きく、この値は、水田灌漑による効果と言える。地下水揚水量は、4～11月が2.0m³/s、12～3月は4.0m³/sで消雪用揚水が増える。

(2) 荒又川中下流部の自噴量

用水路への地下水の湧水量を、庄川沿岸用水土地改良区連合の観測流量から推定する。後掲の図-8に示す山王川と荒又川の上流2地点から荒又川下流点までの河川区間の下流域は、図-2に示すように自噴域である。この河川区間の流入量は、荒又川下流点流量と山王川・荒又川の上流2地点流量との差で、図-5となる。同図の基底流量は、非灌漑期で約2m³/s、灌漑期の無降雨継続期間で約4m³/sと推定され、地下水流分である。

4. 庄川扇状地の生態系を育む河水のNO₃-N

(1) 飛越の山々が育み、森が磨いた庄川の水

庄川の水質を硝酸態窒素 NO₃-N で検証する。利賀川ダム工事事務所の観測した利賀川細島と小牧ダムの2008～2010年の値を図-6に示す。融雪初期3～4月頃には、積雪中の窒素分が集中的に流出するため濃度が高い。晩秋は、長雨によって森林土壌層の窒素分が掃流されて、河水の濃度が高くなる。富山県環境科学センター¹⁷⁾が計測した2003年4月～2011年3月まで降水中の窒素(NH₄-N+NO₃-N)の平均濃度は、立山(1,180m)で0.32mg/L、射水(20m)で0.59mg/Lである¹⁸⁾ので、飛越山地の森林によって窒素が吸収されて庄川の水は約0.2mg/Lと少ない。

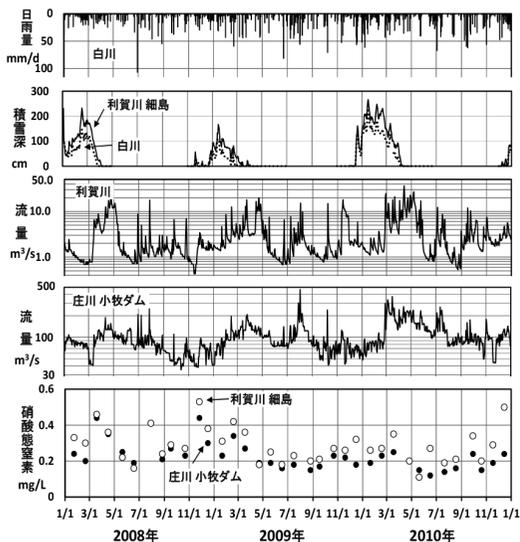


図-6 利賀川と庄川小牧ダムの硝酸態窒素濃度

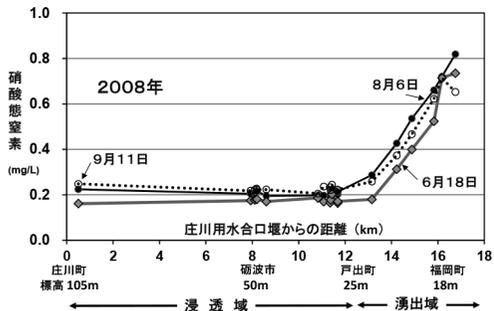


図-7 扇状地の主要排水路の硝酸態窒素濃度

(2) 砺波扇状地の河川水・井戸水のNO₃-N

2008年に図-1に丸印で示す地点の河川水・井戸水を採水し、硝酸態窒素濃度を調べた。採水日ごとに用水合口堰からの距離でプロットすると、図-7になった。12km地点の戸出町より下流の扇端部でNO₃-Nが高くなる。この扇端部は、水田域で水質汚染源がなく、図-2の自噴域と一致する。後掲の図-8に示すように福岡町周辺の簡易水道源の井戸水は、0.7～1.9mg/Lであることから、この水が水路底に湧水していると言える。なお、2003年2月扇状地地下水のNO₃-N¹⁹⁾は1.1～1.8mg/Lで、庄川伏流水の流入域では0.3～0.7mg/Lと低い。

(3) 扇端部の湧水のNO₃-Nと水生植物

上述の通り、合口堰用水のNO₃-N値が、扇頂より12km以遠の戸出町の河川でNO₃-Nが高くなることから、扇端部の河川水路底に地下水が湧出するとした。ここでは、無降雨日が継続した2008年8月6日の扇央・扇端部の用水路、簡易水道水源のNO₃-Nを図-8に示す。扇央部のNO₃-Nは、庄川合口堰0.22mg/Lと同じで、庄川の水がそのまま扇央部まで流下している。岸渡川、荒又川の下流部では、流下とともにNO₃-Nが増加する。図-8の囲み図に示す山王川の1.16km区間は底面砂礫で、川幅が上流3.8m、下流5.8mである。代掻き前の晴天続きの2009年4月11日に、上下流端及び流入水路の流量とNO₃-N値は同図となり、調査区間の湧水量とそのNO₃-Nは、0.30m³/s、0.57mg/Lである。近くの鯉の里公園の自噴泉は1.62mg/Lである。囲み図の山王川のNO₃-Nを0.22mg/Lと記した上・中流では水草はなく、0.25mg/L、0.27mg/Lと記した下流では、パッチ状にクロモが生え、下流端の小伊勢領では、梅花藻、クロモが水面を埋め尽くしている。さらに下流500m地点は0.43mg/Lと高く、川幅7.5mで流量が多く、水草が水面を覆っている。調査区間の湧水の水量とNO₃-Nは、2008年10月23日0.18m³/s、0.49mg/L、2008年12月4日0.35m³/s、0.89mg/Lである。水生植物の繁茂する川底では、植物根に高濃度の地下水が窒素養分を供給して

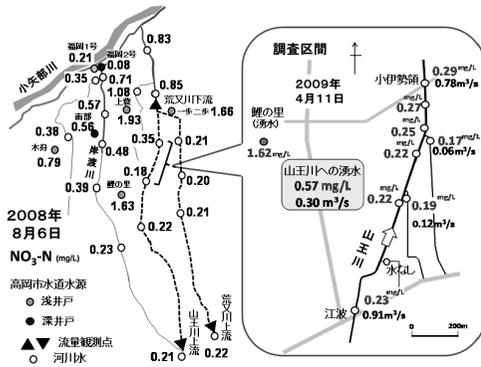


図-8 庄川扇状地の扇端部域における NO₃-N

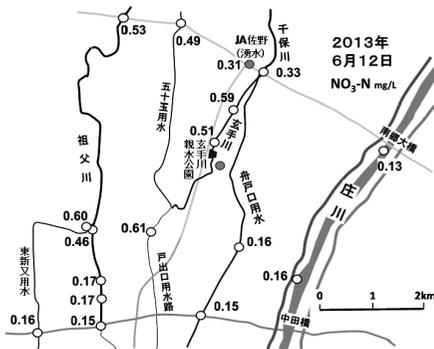


図-9 玄手川周辺の NO₃-N

いる。

(4) 玄手川周辺域の NO₃-N とトミヨ生息域

玄手川(川幅4.6~5.0m)では、ナガエミクリが生育し、トミヨが生息している。玄手川には、2000年に近自然工法による生態系保護区が設けられ、トミヨ生息状況からその有効性が報告²⁰⁾されている。2013年6月13日に測定した玄手川周辺の NO₃-N を図-9に示す。祖父川(川幅7.5m)、舟戸口用水(川幅4.0m)の上流からの水の NO₃-N は、庄川と同じであるが、流下に伴って急に高くなる。庄川左岸は庄川の伏流水の流入を受け、J A高岡佐野支店の湧水で0.31mg/L、同年8月6日の佐野水道水源は0.78mg/L、硬度43で高い。玄手川は0.59 mg/L であることから、川底の水草の根には地下水から高い窒素養分が供給されている。

V 水土里資源の共通価値創造の体制整備

1. 共通価値創造の組織体制

水土里資源を用いた温暖化対策などの基本計画は、国と富山県で策定し、基礎的費用には炭素税を充てる。この基本計画に従って、庄川流域の市町村、土地改良区、大規模経営体と企業の代表者と協議して流域環境管理組織を立ち上げ、流域の環境管理計画と作業計画を作る。企業活動が求めるオフセット、ニュートラルなどの要求も実施する。管理作業実務は、土地改良区が主体となり、農地、里山林地については、当該の大規模経営体に作業委託をする。

2. 水循環の持続可能性

水循環で供給される河川水、地下水は、水量、水質、熱源、水力などの利用が考えられるが、何れも水循環の持続可能が前提で、上中流域では適切な森林施業によって水源涵養機能²¹⁾が発揮され、扇状地では農業用水システムが機能していることである。非営利の土地改良区は、水循環の持続可能性を保全するための費用負担を広く事業受益者に求める。

3. 地下水の水利権

今まで地下水の利用に関する包括的な法律は無かったが、2014年4月に水循環基本法が施行された。流域の地表水又は地下水の水循環について、国及び地方公共団体の関係機関が連携し、流域として総合的かつ一体的に管理を行い、水の適正かつ有効な利用の促進、規制等の措置を適切に講ずるものとする。IV. 3. (1)に示したように、扇状地地下水の涵養は、流域の水循環と水田灌漑によることから、地下水は揚水箇所土地所有者の私水ではない。地下水の価値創造には、地下水涵養に携わる者にも一定程度の便益を認めることが基本となる。

VI 共通価値の戦略による地方創生

表-1に示す水土里資源の価値要素は、それらが農業生産活動に伴って多面的機能、すなわち社会的責任を発揮している。水土里資源の価値要素を組み合わせて造られる共通価値を右端の欄に示す。

1. 温暖化被害に対応する適応策－流域治水－

扇状地では、農地防災事業として15年に1回の確率降雨（日雨量145.3mm、最大時間雨量44.5mm/hr）を対象に、図-1に示す箇所に洪水調整地などが造られたが、超過洪水時には防ぐことができない。大規模経営体では、湛水による減収損失などが炭素税で補償されるならば、水田域に強制的に雨水を溜めて流出を抑制し、低平な水田域に強制的に氾濫湛水させることで、下流域の治水安全度を高める。

2. 温暖化ガスの排出量を減らす緩和策

(1) 地下水の熱的利用

図-10に示すように、扇状地では、庄川の清流水を扇頂部にある休耕田や冬期湛水田に入れるなど、地下水涵養を行う。水温約15℃の地下水は、ヒートポンプ技術で、冬季に暖房、夏季に冷房の熱源となる。深井戸から揚水した水は、パイプ管を通して熱交換した後、浅井戸で戻すか、工場用

表-1 庄川扇状地の共通価値の創造

| 水土里資源 | 多面的機能 | 共通価値の創造(CSV) |
|--------|-----------------|-----------------------------|
| 合口堰・疏水 | 食料供給, 農村景観 | 洪水調節, 地下水涵養 |
| 疏水の流水 | 生態系保全, 水質浄化 | 小水力発電, 良食味米 |
| 扇状地水田域 | 雨水貯留, 地下水涵養 | 洪水調節, 地下水涵養域 |
| 扇状地地下水 | 上工水源 トミヨの生息域 | 熱源利用, 美味しい水, 生態系の保全 |
| 散居・里山村 | 地域社会の形成・維持 | 健康寿命 |
| 世界遺産の森 | | 森林施業, CO ₂ オフセット |

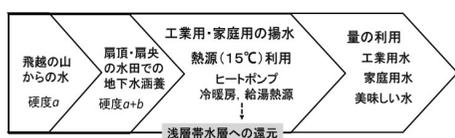


図-10 地下水のバリューチェーン

水、家庭用水に回す。消費電力量の大きい給湯水源に井戸水を利用すれば年間を通じて節電となる。役所、学校、大型店舗などの大口需要家で利用する。都市部では、冬季の融雪散水装置を夏の日中に稼働、地下水をビル街の路上や屋上で散水・散霧すれば、節電・CO₂削減になる。

(2) 森林施業によるCO₂吸収

庄川扇状地の山地には拡大造林による杉林が1.8万ha¹²⁾あり、現在、伐採齢期が1.1万haである。石川県の杉蓄積増分表⁵⁾を用いて求めた杉林の年間炭素吸収量は、2000年の5.8万t-Cが、2040年には高齢林化して39%減少する。杉林のCO₂吸収と水源涵養の保全には、伐採・植林・間伐の施業管理が必要で、2010年時の216森林経営体を増やして林業の再生を図る。SNS上にコミュニティを開き、都市で活動する環境重視の人々に、五箇山・白川郷の世界遺産の森で自分が出すCO₂のオフセットを勧める。年に数回、森林の下草刈り作業への参加を促せば、彼らは、CO₂ツーリング行動を起こし、世界遺産の里の風土と食を満喫する。

3. 水質での価値創造

(1) 良食味米の生産

良質米生産²²⁾には、登熟期の日照と気温の差、出穂頃に行く追肥の窒素抑制栽培によりコメの蛋白含量を減らす必要がある。これには、追肥の頃に灌漑用水自体のNO₃-N濃度が低いことが必要である。IV.4.(1)で検討したように、庄川のNO₃-Nは、新潟県魚沼川(国土交通省水文水質データベース：小出橋 2009年8月19日 NO₃-N 0.46mg/L)と同程度に低い。

(2) 美味しい水

河川水源の上水は、浄水場の沈澱・濾過槽を短時間に通過して塩素消毒されるため、不味い水となる。飛越の山々の地層を通して流出する水はミネラル分を含み、さらに扇状地での灌漑によって地層を浸透して再度ミネラル分が加わるため、扇状地の地下水は、黒部川扇状地の地下水¹⁸⁾と同様

に、硬度が約70に増える。地下水は、帯水層で長時間かけて浸透濾過されるため、安全・安心で美味しい水となる。アジアの国々に天然水として販売する。

4. 炭素会計の地域間連結

庄川の水力発電量69.72万KWは関西に送られる。関西の火力発電所の排出する炭素量を、庄川流域の森林施業でオフセットすれば、南砺市では2000年に124人までに減った林業労働者の雇用増加と森林の水資源涵養機能の増進が可能となり、上述の火力発電所の炭素会計にオフセット量が計上できる。

VII あとがき

砺波平野の地方創生として、庄川扇状地の水土里資源に磨きをかけて共通価値と雇用機会の創出する方法を提案した。水環境の良い庄川流域は、低炭素化社会のシャングリラ（理想郷）である。

（はやせ・よしお 石川県立大学名誉教授）

（引用文献）

- 1) 首相官邸：日本再興戦略（2014）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf（参照：2014年7月6日）
- 2) 首相官邸：地域の未来ワーキング・グループ報告書（2014）
<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/wg3/houkoku/main.pdf>（参照：2014年10月27日）
- 3) 環境省：日本国内における気候変動による影響の評価のための気候変動予測について（2014）
http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=24576&hou_id=18230（参照：2014年6月20日）
- 4) 日本経済新聞：火力燃料費、震災後4年で12兆円増経産省試算 10月23日朝刊（2014）
- 5) 早瀬吉雄：自然資源の環境機能に働きかける水と緑のイノベーション、水土の知 82(12), pp. 27~30 (2014)
- 6) Porter, Michael E., and M. R. Kramer (2011) The Big Idea: Creating Shared Value. Harvard Business Review, Jan.-Feb., 2011. pp. 1-17.
- 7) ジョアン・マグレッタ：マイケル・ポーターの競

争戦略 早川書房（2012）

- 8) ネスレ：「共通価値の創造」と2013年私たちの責務と履行 <http://www.nestle.co.jp/csv/reports>（参照：2014年10月20日）
- 9) 庄川沿岸用水歴史冊子編さん委員会：砺波平野疏水群庄川沿岸用水（2009）
- 10) 近畿農政局：夢よ咲け巨椋池
<http://www.maff.go.jp/kinki/seibi/oguraike/sitemap/index.html>（参照：2014年10月20日）
- 11) 環境省大臣官房：生活排水処理施設整備計画策定マニュアル（2002）
- 12) 農林統計協会：2000年、2010年世界農林業センサス。富山県統計書（2002, 2012）
- 13) 農林統計協会：2005年農林業センサス。富山県統計書（2007）
- 14) 農林水産省：農林水産業・地域の活力創造プラン
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/honbu/pdf/shiryuu_zenkoku_5_1-2plan_kaitei.pdf（参照：2014年6月26日）
- 15) 富山県砺波農地林務事務所：庄川合口ダム流域生態系調査報告書，pp. 1~282（2003）
- 16) 庄川扇状地水環境検討委員会：流域における健全な水環境の構築に向けて、総括報告書概要版（2004）
<http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/k004211.html>（参照：2014年6月20日）
- 17) 富山県環境科学センター：大気環境調査。富山環境科学センター年報 39;33-34（2012）。
- 18) 早瀬吉雄・瀧本裕士：黒部川流域の水循環に伴う窒素循環の機能解明，水文水資源学会誌，26(6)，pp. 285~294（2013）。
- 19) 庄川扇状地水環境検討委員会：第5回データ集その2（2004）

一略 歴一

富山県に生まれる

京都大学大学院農学修士修了

京都大学防災研究所助手、開発局土木試験所研究室長、農業工学研究所研究室長・上席研究官、石川県立大学教授

石川県立大学名誉教授

砺波平野の散村景観を展望する視点場の評価

奥 敬 一

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| I はじめに | IV おわりに 一散村景観の資源としての活用に向けて |
| II 「視点場」を評価するための指標 | |
| III 代表的な散村景観展望スポットの分析 | |

I はじめに

砺波平野の散村景観は、庄川流域の自然基盤と近世の政治経済状況下での社会発展に伴って形成された、すぐれて典型的、代表的な文化的景観である。一方で、文化的景観は「地域においてさまざまな出来事がありつつも日常の蓄積として形成されてきた」ものであり、「地域の人々にとって、ごく普通の身近な生活環境」(日本建築学会編2011)でもある。それはまた、「人々の生活や人々の生きるための生業を反映するものであり」「変化し続ける」(金田2012)性質を持っている。

砺波平野の散村景観において景観保全の動きが活発化したのは、およそ2000年代中頃からとされ(鈴木2011)、これは景観法の公布(2004年)や「文化的景観」を文化財の新たなジャンルとして規定した文化財保護法改正(2004年公布)と対応した時期である。砺波散村地域研究所研究紀要に、明確に保全の対象として景観を取り上げた記事が掲載され始めるのも、この頃からである(註1)。

そして、こうした動向や議論を取り入れながら、2009年には重要文化的景観への選定を意識した調査報告書として「砺波市散村景観保全・活用調査報告書」(砺波市教育委員会2009)が作成されている。この報告書に対しては鈴木(2011)が「生活者のまなざし」という立脚点から、文化的景観としての価値の真正性が不明瞭であることと、報告書の中で意識調査の対象とされた「市民」と実

際の生活者との間の乖離について疑問を投げかけている。社会や経済の推移に伴って、変化し続けていくことが本質である生活の景観にとって、外見の形の持続ではなく、その景観を作り出してきた内在的な社会システムの持続が問われているのである。それとともに、地域活力の創造という政策的課題の文脈の中で、外部者・来訪者のまなざしによる価値(端的には観光資源としての価値)を生活者がいかに受け入れられるのかという問いも地域に突きつけられていると言える。

本論では、もうひとつ議論に加えるべき点を指摘したい。それは、このような報告書や従来の研究が「文化的景観」を記述する時、知らず知らずのうちに、「視点」を想定しない、あるいは読者の間に共有されていない、つまり具体的な場所を持たない抽象化された散村景観となっていないだろうか?ということである。

シンプルな事実として、視覚的な現象としての景観(註2)は、見る者と見られる物との関係性によってはじめて成り立つ。そして、実際にわれわれが景観を鑑賞する際には、人がたどり着くことができ、立っていることのできる、「視点」となる具体的な場所が必要である。

篠原(1982)はこの関係性を「景観把握モデル」として提示した。このモデルには「視点」「視点場」「主対象」「副対象」「対象場」という5つの要素が含まれ、これらは大きく視点の側(「視点」

「視点場」と視対象の側（「主対象」「副対象」「対象場」）に分けて考えることができる。「視点」は景観を見ている人間の存在位置そのものと定義される。「視点場」は景観を得る際の視点の存在する「場」であり、視点近傍の空間であると定義されている。そして、視点近傍の空間の状態が、その視点で得られる景観の質を規定すること、視点場は操作性（人為による保護や改善、創造）が非常に高いことを強調している。「視対象」には明確な物的対象が存在する場合と空間の広がり自体がテーマとなる場合があるとされるが、散村景観は後者の場合と考えてよいであろう（図1）。

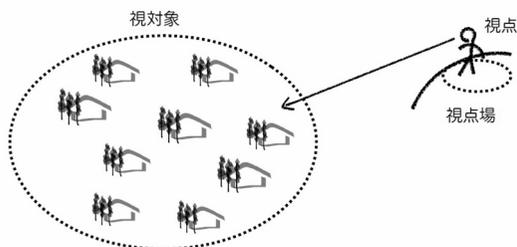


図1 散村景観における景観把握モデル

それでは、実際の調査や計画の中での視点場の扱いはどのようになっているのだろうか。例えば、先述の「砺波市散村景観保全・活用調査報告書」においては、散村景観の状況記述として掲載されている写真の多くは空から撮られた空中写真であり、あるいは平面的な地図上での表現に収められているものがほとんどである。人が立つことのできる具体的な視点から景観を記述しようとした部分は少なく、報告書自体にも記されているように「鳥の目」で見た景観が中心となっているのである。そして、その次の段階のスケールはアズマダチ（母屋）やカイニョ（屋敷林）の構成要素など荘宅の敷地レベルのミクロな景観になってしまい、そこでは特定の視点場を想定しない典型例だけが取り上げられている。

また、「砺波市景観まちづくり計画」（砺波市建設水道部都市整備課景観まちづくり班編2014）では、3章「景観まちづくりの基本事項」の中で、

丘陵山間区域における景観形成方針の一部に、眺望点の維持管理や周辺整備に関する言及が見られるが、4章「景観要素の質的向上」や5章「景観まちづくりの推進」の内容は、これもほとんど荘宅自体を構成する要素の保全にあてられており、具体的な視点場に対する計画的な取り扱いはほぼ考慮されていないと言ってよい。

もちろん、散村景観を生み出してきた社会システムを理解し、その将来にわたる持続を考えようとすれば、「鳥の目」による全体構造の把握と、個別要素の社会的な位置づけ、価値づけがなされることは必須である。しかし、その価値を観光などの形で地域づくりに活用するという観点に立てば、具体的な視点場を想定した計画的な景観の呈示を構想しないわけにはいかないはずである。

本論では、こうした構想の手がかりを提供するために、まずは砺波平野外縁部から散村景観を展望できる視点場を対象を絞り、そうした展望スポットが視点場としてどのように評価できるのか、また、現在どのような状況におかれているのかを明らかにすることを目的としたい。さらにこのような評価にもとづいて、散村景観の観光的な資源としての活用の方向性についても検討を試みたい。

II 「視点場」を評価するための指標

ここで視点場の質を評価するための指標について整理しておこう。樋口（1975）は景観の視覚的構造を測定、評価するための指標として「視距離」「視線入射角」「仰角」「俯角」「可視・不可視」「奥行」をあげ、景観が物理的に測定と評価が可能な現象であることを示した。ここでは、展望スポットからの眺望の分析によく使われる「視距離」と「俯角」についてその基本的な特性を解説する。また、視対象である散村の視覚的特性を記述する指標として「テクスチュア（肌理）」をあわせて取り上げる。

（1）視距離

視点と視対象との距離を表す「視距離」は、景

観の視覚的構造を測定する上でもっとも基礎的な指標のひとつである。視点に近い側から「至近景」「近景」「中景」「遠景」に区分することが一般的であるが、その区分の基準は絶対的なものではなく、対象の視覚的特性によって相対的に判断される。野外の景観について検討する場合に、通常その判断基準とされるのは、樹木の見え方である(樋口1975、篠原1982)。樹木をつける葉の一枚一枚や枝ぶりなどを認識することのできる視距離を「近景」とし、枝ぶりは認識できないが樹冠の形状により樹木一個体が明瞭に認識できる範囲を「中景」とし、もはや樹冠による個体の識別が難しくなる視距離を「遠景」としている。

これを篠原(1982)に従って実際の距離に置き換えると、近景域は340~460m程度まで、中景域はそこから2.1~2.8km程度まで、以遠は遠景域という区分となる。

散村景観にこれを当てはめれば、近景域では荘宅を構成するカイニョの1本1本の樹木や建築構成のディテールまで認識できることになり、中景域ではカイニョと屋敷の組み合わせが認識でき、遠景域では屋敷地がひとつの塊となって認識されることになる。

(2) 俯角

俯角は下方の視対象を見下ろす角度である。人間は通常直立しているときでも視線はやや下を向いており、その角度は約10°とされている(大山ら編1994)。そのため、俯角約10°前後の位置に主要な視対象があれば、自然に視線が落ち、主興味対象として見やすい状況となる。有名観光地の湖を見下ろす展望台の多くも、俯角10°付近に湖面があたるように設計されている(樋口1975)。

(3) テクスチャ(肌理)

テクスチャとは、面的な広がりをもつものに存在する、多数の類似した要素からなる比較的均一な分布であり、主として要素の明暗(輝度、反射率など)のパターンによって現れる(屋代1980)。例えば、石垣やレンガ、タイル貼りなど

表1 テクスチャの3領域
屋代(1980)をもとに改変

| 領域 | 空間周波数 (deg. or min.) | パターン1周期 の視角 (cycles/deg.) | 備考 |
|---------------------------------|-------------------------|---------------------------------|---|
| テクスチャの各要素 の識別が困難な領域 "形態域" | > 10 | < 6' | ・対象はテクスチャとしてよりも、むしろ「形」として見られやすい ・その「形」が上位テクスチャの要素となることがある ・空虚な「面色」として見えることがある |
| テクスチャの見やすい領域 "テクスチャ域" | 3 | 20' | ・テクスチャが「明瞭に見えやすい」 ・テクスチャの「中心領域」 |
| 下位テクスチャの可能性がある領域 "下位形態域" | < 0.5 | > 2' | ・このテクスチャの要素は、「要素」というよりはむしろ個々の形として見える ・このテクスチャの要素に含まれている微細構造が、下位テクスチャを生むことがある |

の壁面、森林の表層、枯山水庭園に見られる箒目などが典型的な例としてあげられる。

物体の表面にテクスチャが感じられるか否かは、対象物までの視距離とテクスチャを構成しているパターンの1周期のサイズによって決まる。屋代(1980)は明暗パターンの空間周波数(視角1°内にパターンが何周期現れるか; cycle/deg.)によって、テクスチャの見え方を次のように分類している(表1)。

おおむね空間周波数が1~6 cycle/deg.の範囲で、テクスチャとして認識されやすい領域となる。それよりも空間周波数が大きければ、各要素の識別が困難で面色として認識されることになり、逆に小さければ、パターンを構成する要素個々の形が独立して見えることになる。

散村景観の見え方にこれを当てはめてみよう。砺波平野の散村の場合、おおむね100~150m間隔で耕地の中に荘宅が孤立して分布しているとされる(村田1930、砺波市史編纂委員会1994)。この間隔がすなわちテクスチャを構成する要素のパターン1周期のサイズと見なすことができる。

ただし、散村景観の場合、このパターンがテクスチャとして認識されてしまうということは、荘宅が孤立した散村形状が認識できず、集塊状に見えてしまう状態ということになる。散村景観として認識されるためには、個々の要素が独立して見えるような空間周波数であることが必要となる。

その場合、パターン1周期を見込む視角が1°より十分に大きいことが求められる。孤立荘宅の間

隔を120mと仮定して、このパターン1周期の視角が1.5°となる視距離を計算すると、約4600mとなる。

すなわち、散村らしい状態を把握するためにはこれより近い範囲の視距離域で鑑賞することが必要であり、この視距離を超えると散村景観としては認識しにくくなるということを意味している。

(4) その他

上述のような数量的な指標以外にも、視点場の状況を評価するためのポイントがいくつか存在する。

ひとつはアクセス性の問題である。視点場自体が公共に開放されているか、視点場を訪れるための案内は十分かといった点は、展望地の利用体験を大きく左右する。

また、視界は十分保たれているか、水平方向や垂直方向に植生、構造物による妨げがないかといった点や、展望利用のための関連施設が適切に整備・管理されているか、他の利用方法に供されていないかといった、展望を楽しむという来訪者の目的への適合性も、視点場の質を決める重要なポイントである。

Ⅲ 代表的な散村景観展望スポットの分析

1 展望スポットの視覚的構造

分析の対象とした散村景観展望スポットは、となみ野田園空間博物館推進協議会作成の「となみ野散居村展望スポットマップ」に掲載された地点である(図2)。

このマップでは15ヶ所の展望スポットが紹介されているが、鉢伏山山頂については近隣の展望スポットとの重複が大きいことから対象地から除き、14ヶ所の展望スポットを分析の対象とした。

これらの展望地点は、砺波平野を取り囲むように周辺の丘陵や段丘、山地に位置しており、砺波平野の散村景観をほぼ包含している。

対象とした展望スポットについて、2014年5月から2015年11月にかけて現地踏査を行い、実際に

展望できる景観の撮影、視界および視認できる散村の位置、その他視点場の状況等について確認を行った。

展望スポットの視覚的構造の分析にあたっては、展望箇所から視認できるもっとも手前側に位置する散村までの視線を設定して、国土地理院2万5千分の1地形図に基づいて最短の視距離および比高を測定し、それをもとに俯角を算出した。

分析の結果を(図3)に示す。

図には等俯角のライン、視距離(近景、中景、

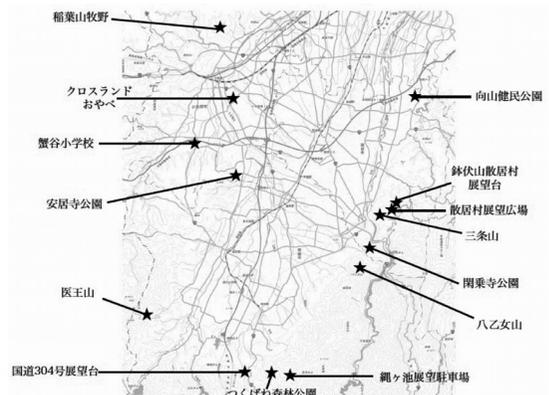


図2 対象とした展望スポットの位置
国土地理院ウェブサイト(電子国土Web)
[http://maps.gsi.go.jp/]をもとに筆者作成

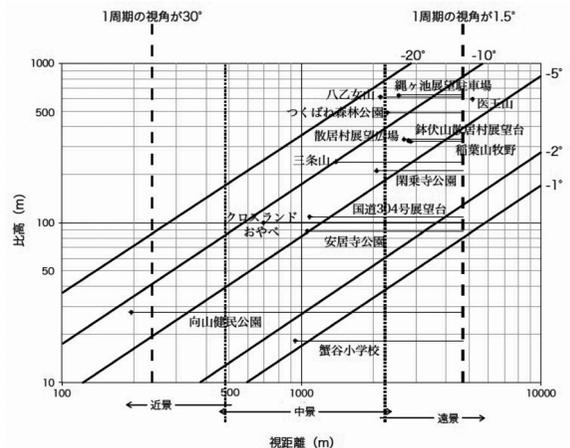


図3 各展望スポットからの見えの構造

縦軸、横軸共に対数である。黒丸が各展望地点から視認できる最も手前側に位置する散村までの視距離と比高を表す。等俯角のライン、視距離(近景、中景、遠景)のおおむねの区分、および散村における住宅の分布をテクスチャとしてとらえた場合のパターン1周期の視角(1.5°および30°)について補助線を付した。

遠景)のおおむねの区分、および散村における荘宅の分布をテクスチャとしてとらえた場合のパターン1周期の視角について補助線を付している。

多くの展望スポットは俯角5°~20°の範囲で散村景観を見下ろす構造になっているが、俯角10°付近に散村景観が当たる視点は限られている。見下ろす角度がやや浅い展望地点が多いと言えるだろう。

散村らしい孤立荘宅の分布を視覚的に認識できるのは、おおむね図に示した「1周期の視覚が1.5°」の視距離までである。各展望地点を示す黒丸位置から右に伸ばした細線が、荘宅の分散した状況を認識できる距離範囲となる。医王山からの展望では、可視範囲の散村はすべてこの距離を超えていて、もはや散村としては認識しづらく、集塊状に見えてしまう。一方で、向山健民公園では、もっとも視点に近い部分はパターン1周期の視角

が30°を超えており、逆に散村としてのまとまりが感じにくい距離となっている。

2 展望スポットの「視点場」としての現状

次に、分析対象とした各展望スポットからの展望写真を参照しつつ、視点場としての現状と評価について記述していこう。なお、各展望スポットの視点場としての現況のまとめ(表2)を、あわせて参照されたい。

①向山健民公園高台(図4)

砺波市の公園に隣接している庄川の河岸段丘からの眺望である。散村を構成する荘宅を近景域で眺望できる唯一の展望スポットであるが、視距離が近すぎるために散村本来のまとまり感が感じにくくなっている。視対象との比高が小さいことから、中景以遠を見下ろす感覚にも乏しい。また、視点場は耕地の一角にあるため、一般的なアクセ

表2 各展望スポットの視点場としての現況

| 展望スポット名称 | 散村までの視距離 | 手前側の俯角 | 左右の視界 | 視線方向 | 視点場の状況 | 散村の見え方 | その他特徴 |
|-------------|----------|--------|-------|------|-----------|---------------------|-----------------|
| 向山健民公園高台 | 近景～遠景 | 適切 | 十分広い | 西向き | 耕地の一角 | 近すぎて散村としてのまとまり感じにくい | 夕日を見やすい |
| 鉢伏山散居村展望台 | 遠景 | 適切 | 十分広い | 西向き | | | 夕日を見やすい |
| 散居村展望広場 | 遠景 | 適切 | 十分広い | 西向き | | | 夕日を見やすい |
| 三条山 | 中景～遠景 | 適切 | 狭い | 北西向き | 樹林に遮られる | | |
| 閑乗寺公園 | 中景～遠景 | やや浅い | 十分広い | 北西向き | | | |
| 八乙女山 | 中景～遠景 | 適切 | 十分広い | 北西向き | | | |
| 縄ヶ池展望駐車場 | 遠景 | 適切 | 十分広い | 北向き | パラグライダー基地 | | |
| つくばね森林公園展望台 | 遠景 | 適切 | 狭い | 北西向き | 施設閉鎖中 | | |
| 国道304号展望台 | 中景～遠景 | やや浅い | 十分広い | 北向き | | 散村らしい部分はわずか | |
| 医王山付近 | 遠景 | 適切 | 十分広い | 東向き | | 散村の独立性が感じにくい | 立山を望める |
| 安居寺公園第1展望台 | 中景～遠景 | やや浅い | 不明 | 東向き | 樹林に遮られる | | 樹林に遮られてほとんど見えない |
| 蟹谷小学校裏手 | 中景～遠景 | 浅い | 十分広い | 北東向き | 特定困難 | 散村らしい部分はわずか | 高速道路で遮られる |
| クロスランドおやべ | 中景～遠景 | 適切 | 全周 | 全周 | | | 立山を望める 有料施設 |
| 稲葉山牧野 | 遠景 | 適切 | 十分広い | 南東向き | | | 立山を望める |



図4 向山健民公園高台からの景観

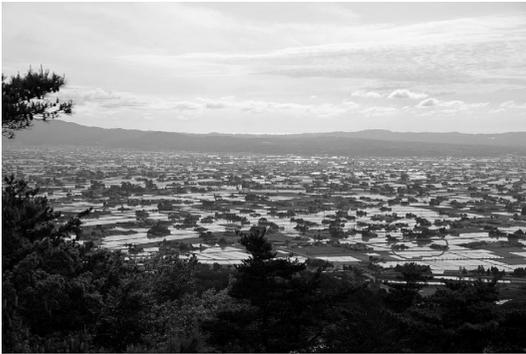


図5 鉢伏山散居村展望台からの景観



図6 散居村展望広場からの景観



図7 三条山からの景観

スには適していない。西面しているため、夕日との組み合わせを鑑賞するには向いていると思われる。

②鉢伏山散居村展望台（図5）

鉢伏山の中腹に位置し、3階建て相当の展望台が設置されている。視界は十分に確保されており、散居村景観のパノラマを楽しむことができる。展望台に立ったときに自然に視線が落ちる位置に、散居村のもっとも手前の部分と庄川の流れがあり、夕日との組み合わせも鑑賞しやすく、散居村景観を代表できる非常に良好な視点場として評価できる。

③散居村展望広場（図6）

②と同じく鉢伏山の中腹に位置する、比較的新しい展望施設である。大型の駐車場も備え、バリアフリーでアクセスすることが可能である。②とほぼ同様な視覚的構造で、広大なパノラマ、夕日との組み合わせを楽しむことができる良好な視点場である。散居村景観への視線・視界を確保するために、周辺樹林地の高さ管理を継続的に行う必要がある。

④三条山（図7）

庄川に面した小高い山上に位置する。散居村を中景域で望むことができ、荘宅やカイニョのディテールもある程度観察ができる距離である。山頂には現在、関西電力の反射板が設置されているほか、簡易な東屋と櫓が建てられている。また、中世山城である千代ヶ様（ちよがためし）城跡であることを示すサインも設置されている。現状は、周囲のかなりの部分が樹林に覆われており、視界は北西方向の一部のみに限定されている。本来であれば、視距離や俯角も散居村景観を楽しむ上で適切な位置にあり、松川除堤防なども見下ろすことができる好位置にあるため、高いポテンシャルを持った視点場である。案内やアクセスの改善、視点場環境の整備によりすぐれた展望スポットとなることが期待できる。

⑤閑乗寺公園（図8）

井波の背後の小丘陵に立地する公園内に3階建



図8 閑乗寺公園からの景観



図9 八乙女山からの景観



図10 縄ヶ池展望駐車場からの景観



図11 つくばね森林公園からの景観

て相当の展望台が設置されている。手前に公園施設や井波の市街地が広がるため、散村景観は少し離れてやや浅い俯角で見下ろす構造になるが、視界は十分広く確保されており、中景域からの散村景観のパノラマを楽しむことができる良好な視点場である。

⑥八乙女山（図9）

標高750m付近から砺波平野を見下ろす景観であるが、もっとも手前に見える散村は中景域の範囲であり、砺波平野に広がる散村のパノラマと同時に、荘宅やカイニョのディテールも観察できる条件を備えている。非常に良好な視点場として評価できるが、小さな東屋がひとつ設置されているだけで、アクセス性も含めた視点場の整備や管理が十分に行き届いている状況とはいえない。環境整備をすることによって高い効果が期待できる視点場といえるだろう。

⑦縄ヶ池展望駐車場（図10）

本論で対象とした展望スポットの中ではもっとも高い標高約830mからの展望である。散村を見下ろす俯角は適切な範囲にあるが、距離域は遠景のみとなっている。この場所はパラグライダーの発進基地にもなっており、視点場周辺にはそのための設備が広がっている。

⑧つくばね森林公園展望台（図11）

現在、つくばね森林公園は、駐車場等は利用できるものの、施設自体は閉鎖されている。サイン類も不十分であったため、展望台の存在は確認できなかった。公園駐車場周辺からは谷に挟まれる狭い視界ではあるが、散村の遠景を眺望することができる。

⑨国道304号展望台（図12）

国道沿いに設置された展望地点である。谷に挟まれる形ながら中景から遠景域に散村を確認することができる。「パノラマ富山発見ルート」のサインが設置されており、「散居村の眺め」として説明されているが、散村らしい荘宅の分布形状は部分的にしか見ることはできない。



図12 国道304号展望台からの景観



図13 医王山スキー場ゲレンデ付近からの景観



図14 安居寺公園第1展望台からの景観



図15 蟹谷小学校周辺からの景観

⑩医王山付近 (図13)

スキー場のゲレンデ中腹付近からの眺望は砺波平野全体を見渡すことができ、東面しているため立山山系も望むことができるが、視覚的構造の分析でも触れた通り、視距離が遠すぎるため散村の独立性が感じられず、集塊状に見えてしまう。

⑪安居寺公園第1展望台 (図14)

安居寺背後の丘陵に作られた公園の一角が展望台となっており、東屋やベンチなどが設置されているが、周囲はほぼ完全に樹林地によって閉鎖された環境にあり、眺望はまったく望めない現状にある。本来の展望がきく状況であれば、比較的良好的な視覚的構造で散村を展望することが可能と考えられ、背後には立山山系も望むことができるだろう。視点場としてのポテンシャルを十分いかした再整備と継続的な管理が求められる。

⑫蟹谷小学校裏手 (図15)

小矢部市南部の丘陵の一角に蟹谷小学校は位置するが、良好な視点を特定することはできなかった。丘陵と散村の間が北陸自動車道に隔てられており、周辺に散村らしい分布の集落も多くはない。また、比高も十分にとることができないため、浅い俯角での展望を余儀なくされる。

⑬クロスランドおやべ (図16)

地表面から100mの位置に展望フロアを擁するタワーである。本論の対象の中では唯一平野内部の視点場でもある。展望フロアからは全周を見渡すことができ、主に東方向で砺波平野の散村を一望することができる。適度な俯角の位置に散村景観がひろがり、中景～遠景の視距離域に相当するため、荘宅のディテールも十分に把握可能である。北陸新幹線の路線も近いため、新幹線と散村との組み合わせを楽しめる展望スポットでもある。有料施設ではあるが、非常に良好な視点場と言える。

⑭稲葉山牧野 (図17)

稲葉山の山頂付近に設置された展望スポットであり、南東方向に散村景観のパノラマを展望することができる。散村に対する視距離は遠景域だけ



図16 クロスランドおやべ展望フロアからの景観



図17 稲葉山牧野からの景観

になるため、散村らしい分布状況を認識できる範囲は限られるが、立山山系も望むことができる良好な視点場である。ただし展望地点の眼前には、送電鉄塔と送電線が存在する。視点場周辺が草地として管理され放牧が行われている点は、のどかさを感じさせるとともに、視点からの視界の確保にも貢献している。草地を維持するために継続的な植生管理が求められるだろう。

IV おわりに

一 散村景観の資源としての活用に向けて

砺波平野の散村景観を展望する主要な視点場の現状を分析した結果、当該景観を代表する非常に優れた視点場も複数ある一方で、展望スポットとしてのポテンシャルを活かしきれていない視点場や、散村の鑑賞には十分に適さない視覚的構造を持った視点場も混在していることが示された。

冒頭で述べた通り、地域の景観を資源として活

かすためには、適切に鑑賞するための「視点場」を用意することが欠かせない。本論で得られた評価をもとに、すぐれた視点場にどのように来訪者を誘導するのか、そして、十分にポテンシャルを発揮できていない視点場をいかに活用できるように整備していくのかを地域の中で議論していく必要があるだろう。そのためには経路やサインの整備、利用情報の更新といったアクセス性の改善に関する検討とともに、植生管理による視界の確保などの継続的な管理体制についても検討がなされることが重要である。樹木の成長や植生の回復は、思いのほか早い場合が多いことにも留意すべきである。

また、展望スポットを訪れる来訪者に対して、その場所からの視覚的体験をサポートし、散村景観に対する理解を深めてもらう試みも検討する価値があるだろう。サインを用いる方法やガイドが直接解説する方法などが考えられるが、視点場からの可視対象や視距離、俯角などの条件に基づいて、それぞれの視点場固有の情報提供や演出を行うことができれば、利用者の分散、回遊、地域内の滞在時間向上にもつながっていくと考えられる。

例えば、荘宅を中景域で鑑賞できる視点場では、屋敷やカイニョの構成といったディテールを重点的に解説し、高標高から広範囲を見下ろす視点場では、「鳥の目」に近い景観を使って庄川による地形形成との関係についての解説を交えるといった使い分けがあり得る。もちろんそこにはITやVR（バーチャル・リアリティ;仮想現実）技術によるサポート（昔の環境や景観変化の視覚的再現など）もあってよい。

また、人気のある展望スポットも時代によって移り変わっていくことが十分に起こり得る。例えば、日本三景のひとつである天橋立では、近世以来著名であった傘松展望台からの「股のぞき」の景にかわって、現代では天橋立を天に登る龍に見立てた「飛龍観」がポスターやパンフレットなど

に頻繁に登場するようになり、新たな共通イメージを打ち立てた（深町・奥2004）。多様な展望スポットを確保するとともに、新たな視点場を探索し、多様な見え方、見せ方をストックすることも、景観資源の持続的な活用に必要な作業と言える。

自治体の枠を超えた連携も重要である。言うまでもないが、現実の眺望景観には自治体の境界は引かれていない。自治体Aに属する散村集落はAにとっての景観資源であると同時に、その集落を視対象とする視点場が属する自治体Bにとっても資源である。逆に自治体Aにとっても自治体Bに属する視点場は重要な資源と言える。こうした視点と視対象の間に結ばれる関係性を意識しつつ、視点場の整備や活用を進めていかなければならない。砺波平野の場合、平野の外縁部、すなわち生活空間の外部に良好な視点場が存在することは、日常生活への負の影響を最小限にとどめながら来訪者のまなざしを受け入れられるという意味で、好条件でもある。好条件をうまく活かすような視点場—視対象間の連携の構想に期待したい。

なお、散村内部における視点場の探索と評価は今後の課題である。散村景観の文化的価値を理解するためには、より生活者のまなざしに近い、優良な視点場へのアクセスが求められることは論をまたない。

（おく・ひろかず 富山大学芸術文化学部准教授）

（注）

（注1）例えば、2004年3月発行の砺波散村地域研究所研究紀要は、砺波散村地域研究所創立20周年記念シンポジウムの記録として、金田による基調講演「居住の場としての砺波散村と分散型都市環境」、パネルディスカッション「21世紀 砺波散村の居住環境」、内藤による『『砺波平野の散村のアズマダチ民家と景観の研究』の視点と方法論に関して』といった記事が掲載されている。

（注2）伝統的に地理学や生態学の分野では、地表面をおおう状況を学術的に理解するための視覚的手がかりとして「景観」概念が用いられてきた。この場合「景観」は保全や創造の対象ではなく、あくまで理解のための「手段」である。一方、建築

学や土木工学、造園学といった分野で用いられる「景観」概念は、より好ましい状況を作り出すべき「目的」である。そこで、具体的な視点と視対象の関係を想定した景観計画論が発達していった。後述する篠原や樋口も土木分野出身の研究者である。しかし、「景観」概念がより一般化した現在においては、こうした学術分野間における概念の差異は曖昧になりつつあり、融合が進んでいる。

（引用文献）

- 日本建築学会編「未来の景を育てる挑戦—地域づくりと文化的景観の保全—」（技報堂出版、2011）
- 金田章裕「文化的景観 生活となりわいの物語」（日本経済新聞出版社、2012）
- 砺波市教育委員会「砺波市散村景観保全・活用調査報告書」（2009）
- 砺波市建設水道部都市整備課景観まちづくり班編集「砺波市景観まちづくり計画」（2014）
- 鈴木晃志郎「重要文化的景観としての散村景観をめぐる一考察—生活者のまなざしと景観保全—」（『砺波散村地域研究所研究紀要』第28号、2011）
- 篠原修「土木景観計画 新体系土木工学59」（技報堂出版、1982）
- 樋口忠彦「景観の構造」（技報堂出版、1975）
- 大山正ら編「新編 感覚・知覚心理学ハンドブック」（誠信書房、1994）
- 屋代雅充「景観におけるテクスチャに関する研究」（造園雑誌44巻2号、1980）
- 村田貞蔵「散村の分散度を知る一方法」地理学評論6巻（1930）
- 砺波市史編纂委員会「砺波市史資料編4」（1994）
- となみ野田園空間博物館推進協議会「となみ野散村展望スポットマップ」
- 深町加津枝・奥敬一「天橋立における歴史的景観の変遷と地域住民の景観評価に関する研究」（ランドスケープ研究67巻5号、2004）

— 略 歴 —

東京大学農学部卒業
農林水産省森林総合研究所
富山大学芸術文化学部准教授

砺波郡・射水郡の改作法と十村たち

木 越 隆 三

はじめに

- I 「利常の改作法」と改作方農政の区別
- II 地域ごとに異なる「改作法」

III 砺波郡における改作法

- IV 砺波郡の十村と改作法
- むすび

はじめに

加賀藩前田家3代利常は寛永16年（1639）に隠居し、金沢城から小松城に移ったが、能美郡・新川郡で隠居領22万石を支配した。家督相続した4代光高は加賀3郡、能登4郡、越中3郡の80万石を支配し、次男利次に富山藩10万石、三男利治に大聖寺藩7万石が分与されたので、利常隠居前の前田領119万石は、利常隠居を契機に4つの前田領に分割された。しかし、4代光高が正保2年（1645）、32歳の若さで急逝し、利常の嫡孫綱紀が光高領80万石を相続した。ところが、綱紀は当時3歳の幼君であったため、祖父利常が後見人となり、綱紀領80万石と隠居領22万石をともに利常が支配することになった。

「利常の改作法」は、隠居した利常が綱紀領支配を後見していた時代、慶安4年（1651）に着手し明暦2年（1656）に成就したとされる。その構想は正保3・4年頃にあったともいわれるが、根拠は明確ではない。この「利常の改作法」は、砺波郡・射水郡において、どのように実施されたのか、他の郡で行われた改作法と何か違いはなかったのか、地域ごとに改作法の遂行の仕方は同じという根拠のない「常識」から解放され、砺波・射水の改作法の具体相を探りたい。とりわけ、砺波・射水の十村の仕事ぶりに焦点をあて、彼らが必死に取り組んだ改作法が、地域社会に何をもたらしたのかについても考えたい。

I 「利常の改作法」と改作方農政の区別

「改作法」とはなにか。戦前から戦後にかけて、じつに多くの改作法研究が行われ、多くの成果が蓄積された。そのいちいちの説明は省略せざるを得ないが、その研究蓄積のなかに看過できない問題が2つあると考えており^(註1)、その点を最初に指摘しておきたい。

これまで改作法とは一般に、慶安4年から明暦2年に実施された利常による農政改革のこととされ、その6～7年間に及ぶ改作法のなかで、次のような政策が実施された。

- ①知行制改革：家臣知行地で家臣（給人）が直接徴税支配を行うことを全面的に禁じ、家臣による地方知行制を形式だけのものとし、藩が公定した平均免（加州知4つ1歩、越中・能登知3つ6歩）で収入固定化。これにより窮乏する給人経済を救済、集権的封建制が確立し、兵農分離の体制も確固たるものとなった。これと並行し行われた禄制改革の実態については、十分具体的な考察がないので、今後の課題といえる。
- ②税制改革：改作法が実施されたすべての村に下付された村御印に定められた御印高と御印免によって一村平均の定免制が確立し、村方への課税額の公定と限定がなされ、恣意的課税は一切禁止された。御印高・御印免は、検地を実施せず村から自主的に申請した手上免・

手上高による増税を盛り込み実現された点で画期的な増徴政策として注目されている。

③藩による統一的農政機構整備：藩が指定した開作地の村で農事指導や年貢皆済督励を行う改作奉行が設置され、十村の協力のもと疲弊した村・農民の再建に尽した。改作奉行の仕事を手助けた十村たちは、勸農の役人、年貢徴収代官としての自覚と責任をもち藩農政の担い手となり、十村制と改作奉行の基礎ができた。

④百姓助成策と選別：困窮百姓に作食米・改作入用銀を貸与し、凶作・飢饉に耐えて納税できる百姓の育成を目指した。しかし、藩の救済にもかかわらず年貢未進すれば「徒百姓」とされ追放等の処分にあい、節儉勤勉につとめ年貢皆済すれば律儀百姓と称賛され取立てをうけた。

⑤百姓に対する高利貸支配排除：百姓経営の破綻原因となる高利貸支配から村を守るため、高の質入等を制限し違法な高利貸付を厳禁（脇借禁止）した。脇借禁止を徹底するため、百姓債務を藩が肩代わりする敷借米制度が拡充され、改作法成就とともに敷借米の元利はともに免除された。

こうした政策が隠居利常によって前田領10郡で実施されたが、これを以下では「利常の改作法」と呼ぶことにする。

戦後の改作法研究では、改作法は小農（近世封建社会の基礎を支えた農民の基本階層、単婚家族の小農民経営）自立に促進的であったのか阻止的であったかをめぐって議論が展開し、綱紀時代の元禄6年（1693）に発令された切高仕法で、条件付きだが百姓の土地売買が容認されたことで、前田領の小農自立は決定的に促進されたという主張が広まったが、改作法に関しては、小農自立を促すものではなく、主に家父長的大経営等に依拠した政治改革^(註2)、あるいは、新田開発を原動力とする生産拡大に依拠した農政であり小農経営に即

した経済政策は打ち出せていないと評価された（高澤1970）。

しかし、1970～80年代に幕藩制国家論を標榜した加賀藩研究がつつぎ公表され、改作法は、初期藩政改革の代表であると指摘され、藩政の深刻な危機を救うための政治改革だったとの指摘や兵農分離制や石高制という幕藩制国家の支配原理が藩政に貫徹する画期として評価されたが^(註3)、小農自立に関する改作法評価を明確に否定したうえでの議論ではなかった。小農自立に関する議論は曖昧にされたまま、初期藩政改革としての改作法の政治史的意義の解明に向かったという印象が強い。

ところで、利常死後、綱紀親政のもとで改作法は継承・拡充された。とくに法制面の整備が著しく、利常が明暦2年（1656）に一旦廃止した改作奉行が、寛文元年（1661）に再設置されると、改作奉行の詰める改作所は算用場の主要機関として、また、改作法の継承推進機関として明治まで藩政の重要機関たり続ける。その結果、綱紀親政の寛文期から明治までの加賀藩農政の基本施策は改作法を祖法とし、これに依拠して遂行されたと認識されたので、改作法とは綱紀時代以後の加賀藩農政の別名のごとく理解されることにもなった。その結果、「改作法」とは、そもそも利常が実施した農政改革であるのに、利常死後の農政も「改作法」であるという用語法や理解も広く流布することになった。また、若林喜三郎氏は、利常の改作法は綱紀による切高仕法によってその本質が貫徹すると指摘し、改作法から切高仕法までが「広義の改作法」で、これを改作体制の確立という形で論点を整理した『加賀藩農政史の研究（上巻）』を公刊されたので（若林1970）、「利常の改作法」という限定された用語理解のほか、切高仕法までの改作体制の確立までが「改作法」だという広い意味の改作理解も広まった。

その結果、改作法について、①慶安4年（1651）から明暦3年（1657）に利常の強い権力の下で実

行された改作法、②改作法を継承した綱紀時代の改作方農政が元禄6年(1693)の切高仕法によって改作体制として安定した頃までの藩農政、③綱紀以後明治に至るまでの藩農政もしくはその基本理念、という3つの語義が流通することになったが、このような用語理解の区別をきちんと認識し「改作法」という言葉を批判的に理解していかないと議論に混乱や誤解が生ずる。「改作法」語義に固執するのは、利常以後、藩内で使用された「御改作」「改作御法」等の史料用語の語義の相違について、これまで厳密な検証がなされてこなかったからで、明治以後の改作法研究のなかで作られた多義的な「改作法」理解を一旦リセットし、あらためて「改作法」とは何であったのか、根本にかえて再考すべきと考えるからである。再検討の第一歩は、史料用語としての「御改作」という語義に即し、利常の配下にあった藩士や十村は改作法について当初どう認識していたか確認すべきと考え、できるだけ良質の一次史料を使い検討を進めている。のちの農政家・改作奉行・十村が利常の改作法を回顧し、また、評論する中で使用された「改作法」でなく、利常と同時代の人々の認識を把握することから、改作法というものの実態や意義を考えたいと願っている。

歴史用語の概念理解の混乱を正すには、時代による史料用語の意味の違いや変遷を明確にする必要がある。これを略すると議論の土台が定まらず、議論の空回りは避けられない。改作法研究でも、用語に関し語義の肥大化と混乱が内包されており、これが研究史上の第一の問題だと考えている。

II 地域ごとに異なる「改作法」

もう1つの問題は、改作法が前田領10郡で同一の体制・条件で実施されたわけではないことに、これまであまり留意してこなかったことである。というのは、冒頭でも指摘したように、寛永16年(1639)の利常隠居で前田家119万石の領国は4つに分割されたが、この119万石を治める4人の前

田家領主が同じ様に改作法を実施したわけではなく、綱紀領10郡(80万石)に限定しても、10郡それぞれの歴史的背景や土地制度の違いに規定されて、改作法の基本政策の進め方や効果において、若干の差異があった。最も大きな違いが出た地域は、藩年寄衆の1人、長連頼の一円所領であった鹿島西半郡3万1千石の村々である。いわゆる「長家領鹿島半郡」と呼ばれ、この3万1千石、59ヵ村では、天正8年(1580)に信長から長連龍に分与された鹿島半郡で、長氏が独自支配を遂行する特権を前田利家が認めたため、慶長以後もこの特権は尊重され、改作法期においても、長家領鹿島半郡に対し改作法を強制することは出来なかった。つまり、綱紀領80万石の中に一部ではあれ、改作法を実施できない給人領(3万1千石)があったことは注意しなければならない^(註4)。

長家領鹿島半郡で改作法が実施できたのは利常死後のことで、綱紀時代の寛文7年(1667)、長家で浦野事件という御家騒動が起き、長家内部で解決できず、幕府の指導も受け綱紀が藩権力の権威を背景に解決し、長家当主連頼の危機を救った。そのあと連頼が寛文11年(1671)に死去すると、長家領鹿島半郡は藩に接収され、領知替がなされたので、鹿島半郡で改作法が寛文12年から行われ、延宝7年(1679)に初めて村御印が発給された。しかし、延宝7年に旧長家領鹿島半郡に下付された村御印には、手上高・手上免が記されておらず、他の綱紀領の村御印とやや異なる特徴があった^(註5)。長家領として約1世紀、鹿島半郡が独自に支配されてきた歴史や伝統、あるいは、綱紀時代に実施された改作法という特質をそこにみることができ、その詳細は今後の検討課題であるが、いずれ公表したいと考えている。

また、寛永16年に前田領から分かれていった大聖寺藩・富山藩では、改作法が実施されたのであろうか。この点についても、これまできちんと論証されていないと私は考えている。大聖寺藩については、明暦2年(1656)に大聖寺2代藩主利明

が改作法を着手しようと動いたが、実行できなかったか、村御印を発行できるほど中味のある政策が展開できないまま終わったと拙論で指摘したように、利常在世中に改作法が実施された形跡が未だ確認されていない。確認できたのは、利常隠居領に属する能美郡十村が、明暦2年(1656)に江沼郡の村々(大聖寺領)に派遣され、改作法の効用を村人に宣撫し、改作法実施を受け入れる請書を取り付けたということまでで、これをうけ明暦2年から万治元年(1658)の間に改作法らしい政策が実施されたかどうか、全く確証がない。それゆえ、私は実施されていないと推定した(木越2014)。

しかし、利常死後の寛文2・3年に、前田宗家にあたる綱紀から百姓助成の銀子を借用し、手上免が実施され、家臣団の反対を押し切り改作法に類似した政策が展開されたことがわかった。この時も、綱紀領に属する能美郡十村瀬領村文兵衛が江沼郡に派遣され、大聖寺藩の組付十村を助け、農事指導や分割納期通りの年貢皆済の実現に邁進し、給人による知行所支配の形骸化が進んだ(木越2014)。これらは綱紀時代の改作方農政の一環であり、大聖寺藩では寛文期になってようやく改作法的施策が実施されたと評価できる。だが、これをもって「利常の改作法」と同じ改作法とみることはできず、「利常の改作法」として非なる点

を明確にしておくことも重要であろう。寛文期の改作法と「利常の改作法」を同列にみることは、加賀藩政治の展開過程を厳密に検討するとき弊害が大きいと考えている。

富山藩領では承応4年(1655)4月に発給された村御印が知られており、これを唯一の根拠とし、改作法が実施されたとされるが、この村御印以外、婦負郡の改作法の実態を窺える確実な史料は得ていない。実施されたとしても、綱紀領での改作法に比べ相当簡略なものであった可能性が強い。

改作法が実施された期間を郡別に記載した「御郡中段々改作被仰付年月之事」という周知の史料に、新川郡108村(旧富山藩領)と能美郡6村(旧大聖寺藩領)について「万治三年九月より改作被仰付」と注記されているが(表1)、これも富山藩・大聖寺藩で改作法が実施されなかったことを示す有力な証拠である。つまり、両支藩で改作法が実施されていなかったから、万治3年(1660)の領知替にあたり、新たに綱紀領に組み込まれた108村の富山領、6村の大聖寺領について、改めて「改作被仰付」が必要となり、こうした注記がなされたと解釈できるからである(木越2014)。

このように利常在世中に、事情があつて改作法が実施されなかった地域、もしくは改作法と呼ば

表1 「御郡中段々改作被仰付年月之事」に依る、郡別改作法実施期間

| 地域単位 | 改作仰付開始期 | 改作仰付終了時 | (地域呼称) |
|----------------------------|----------|----------|---------|
| 河北郡・石川郡 | 慶安4年～ | ～明暦2年 | 北加賀2郡 |
| 砺波郡・射水郡 | 慶安4年～ | ～明暦2年 | 越中川西2郡 |
| 羽咋郡・鹿島東半郡 | 承応2年2月～ | ～明暦元年 | 能登口郡 |
| 珠洲郡・鳳至郡 | 承応2年～ | ～承応3年 | 能登奥郡 |
| 能美郡 | 承応元年10月～ | ～明暦2年10月 | |
| 新川郡 | 慶安4年～ | ～明暦3年 | |
| 新川郡内旧富山藩領(108村)・旧大聖寺藩領(6村) | 万治3年9月～ | | |
| 鹿島東半郡 | 寛文12年～ | ～延宝7年 | 長家領鹿島半郡 |

れるにふさわしい政策展開が疑わしい地域があったほか、能登奥郡（鳳至郡・珠洲郡）では、周知の通り寛永4年（1627）から2郡全部（約8万石）が藩直轄つまり蔵入地となっており、ここでの改作法は、給人地と蔵入地が混在する他の綱紀領8郡と改作法執行体制は異なっており、改作法実施期間（御開作地指定期間）も承応元年（1652）10月から承応2年末までの1年3カ月と、綱紀領8郡のなかでは最も短かった。全郡蔵入地であったため、給人知行の弊害を除去するという、改作法の主要施策の1つはそもそも不要であり、むしろ寛永4年以來の強力な増免政策によって疲弊した村々を救うことが大きな課題であった。藩による塩専売制も能登奥郡を収奪する重要な施策であり、その改革も進展しており、それは他郡に見られない特質であった。改作法が終了したあと給人地の設定もみられるので、全郡蔵入地政策は廃され、他の綱紀領と同じ改作法体制に移行したといえる^(註6)。能登奥郡は、改作法以前から、全郡蔵入地体制のなかで過酷な収奪に晒されていたが、改作法によって若干改善され、他の綱紀領と同レベルの支配に平準化された印象をうける。

綱紀領10郡のなかで能美郡と新川郡における改作法の実態もよくわかっていない。利常在世中は、この両郡に利常隠居領がそれぞれ配置されていたので、改作法の権力主体である利常自身が自分の領知で、どういう先駆的な改作法を実施したのか、すこぶる興味をそそる課題がこの両郡に存在するが、能美郡の利常隠居領170村の御開作の動向を知り得る史料は少なく、実態は不明である。新川郡の利常隠居領についても検討は十分でなく、私の知見も乏しい。山本清三郎という奉行が、扶持人十村の嶋尻村刑部とともに辣腕をふるい改作法が推進されたという程度しか理解していない。改作法研究にとっては大きな未開拓分野である。新川郡の改作法研究の前提として、正確な所領構成の確認が必須であろう。明暦2年村御印の写留帳に784ヵ村が掲載されているが、それは利常隠居

領・綱紀領だけなのか、富山藩領も含むのか識別が重要である。寛文10年（1670）に改訂発給された村御印846通は万治3年（1660）利常隠居領解体に伴う新川郡支配地改替の結果をうけた綱紀領の村数に対応するものだが、両者を見比べ、その間の支配領の変遷や新村の出来、旧村の退転・合併等の動向をつぶさに検討し、改作法対象地の変遷を正確に把握する必要がある。それは複雑で労力のいる作業である。こうした基礎作業が未だ十分されていないので、利常の改作法と綱紀時代のそれを明確に区別できないという難点を抱えている。それゆえ新川郡宛に出された改作法期の法令は、隠居領・綱紀領いずれを対象にしたものか、また、富山藩領は対象になったのかどうか検証は十分でない。新川郡については検討課題しか指摘できなかったが、そのような検証が進めば、新川郡の改作法の特質がより明確になるものと期待している。

能美郡も同じ課題を抱えているが、近年の研究で村支配の構成はより明確になり、能美郡の綱紀領は郡北部の十村山上村次右衛門組4ヵ村余に該当し、富山藩領は郡北西部の4つの十村組36ヵ村であった。大聖寺藩領は能美郡正保郷帳に串村1村しか確認できないが、串村は明暦2年（1656）には利常隠居領に変化し、その後、万治3年、再び大聖寺藩領に編入されるという変遷を遂げるので、正保郷帳の領主名記載だけで改作法期の所属領主は速断できない。しかし、明暦2年村御印の利常隠居領分のみ、170村分しっかり残っていたので、改作法期の能美郡利常隠居領は明確に確定できる^(註7)。なお、綱紀領約40村は、石川・河北郡の十村たちが北加賀の改作奉行とともに開作地裁許を勤め、改作法を推進していたことが確認されている（荒木1996）。富山藩領36ヵ村については村御印が確認されていないが、万治3年の領知替に際し「改作仰付」がなかったもので、それ以前に改作法実施の可能性も残る。村御印は綱紀領に編入されたあと寛文10年村御印調替時に回収され

たのであろう。ともあれ利常隠居領での改作法実施史料も極端に少なく、新川郡同様謎を多く残したままである。

このように、利常隠居領が配置された能美郡・新川郡は、これまで改作法研究がすっぽり抜けていた地域であり、今後の史料発掘と検討が望まれるが、そこでの改作法の実施形態は、他の綱紀領と異なる点があるように推定している。

では従来の改作法研究は、一体どういう地域を対象に論じてきたのであろうか。戦前の改作法研究は、高沢平次右衛門著「改作枢要記録」「改作所旧記」、武部敏行著「御改作始末聞書」など、近世中期以後の改作奉行や十村らが考証し執筆した著作や綱紀時代の改作所発給の藩法（「加賀藩御定書」「司農典」等）が論拠となっており、戦後は在地の十村文書や村方文書を採取し、在地動向を踏まえた議論がなされたが、それらの主たる採取地域は北加賀と能登口郡、そして、越中川西すなわち砺波郡・射水郡であった。つまり、従来の改作法の議論は、もっぱら能登口郡（長家領鹿島半郡除く）、河北郡・石川郡・砺波郡・射水郡の5郡の事例をもとに構築されたものといえる。

しかし、この5郡の綱紀領での改作法仰付期間は（表1）に掲げた通りで、能登口郡は約3年なのに他の4郡は慶安4年（1651）から明暦元年（1655）までの5年でほぼ一致している。能登口郡だけなぜ短いのか、能登口郡の十村で、小松城に詰めた扶持人十村の数が少ないなどの特徴もあり、能登口郡での改作法と他の4郡では、若干の相違があるようにみえる。その違いについて今後、究明していく必要がある。

改作法の政策展開が最も似ているのは、砺波郡・射水郡（越中川西）と石川郡・河北郡（北加賀）の4郡であるが、開作地の指定の仕方は越中川西と北加賀では若干違いがあった。北加賀も越中川西も開作地指定は1村ごと個別になされた点は同じであるが、越中川西ではどの村も5年間に1回（1年）だけの開作地指定であったが、北加賀で

は、5年間のうち3回3年連続指定を受ける村や、2回の指定を連年もしくは隔年でうける村があるなど、指定のされ方が複雑で19種類の類型に分かれていた。むろん越中川西同様、1回限りの指定の村も多かった。しかも、複数指定の村では、救済をうける百姓が異なっており、3回指定された村では、別々の百姓が開作地指定をうけ、3回かけて村全体が開作地になるというきめ細かい指定方法が取られていた（荒木1996・木越2006）。こうした開作地指定の手法の違いがどれほどの意味をもつのか定かではないが、北加賀と越中川西の改作法の実施手法の違いとして注意したい。

なお、越中川西での改作法の政策展開の詳細は、坂井誠一氏の『加賀藩改作法の研究』（坂井1978）に示されており、北加賀や能登口郡での改作法の実態は若林喜三郎氏の『加賀藩農政史の研究（上巻）』（若林1970）に詳しい。以下では、坂井氏の越中川西の改作法研究の成果に学びながら、越中川西における改作法を、地域ごとに偏差のある改作法という視点から相対化し、北加賀との違い、あるいはその他の綱紀領との違いがないか検討したい。

Ⅲ 砺波郡における改作法

改作法実施における地域的特質を、明暦2年（1656）の村御印高すなわち改作法の成果としての村高に象徴させ検討してみたい。明暦2年村御印から50年前の慶長10年（1605）国絵図の郡別石高、10年前の正保3年（1646）郷帳の郡別石高がすでに確認されているので、慶長10年以後、どの程度郡別の村高合計が増減したか比べることで、新田開発方式による農業生産向上が著しい地域がマクロの視点から析出できる。表2は、そのことを意識し作成した郡別石高変化表である。寛永16年（1639）の分藩、長家領鹿島半郡での独自支配などの事情を考慮し、婦負郡・鹿島郡・江沼郡・新川郡は考察対象から除外し、これ以外の8郡についてみると、①慶長から正保に若干の増加をみ

たあと、明暦2年に4万石を超える大きな増加があった越中川西2郡は、8郡の中では村高増加が著しい地域、新川郡は慶長10年（1605）より改作法期まで、さらに著しい村高拡大があった。②慶長・正保とほぼ同一水準であったが、明暦2年に約5千～1万石という緩やかな村高増があった北加賀2郡と羽咋郡・珠洲郡の4郡については、手上高などの政策手段を弄して村高拡大が促進された地域である。③慶長から明暦2年まで大きな変化がなかった鳳至郡は、奥郡蔵入地化という政策が寛永以後なされた地域であるが、村高拡大という方向での生産力拡大が見込めない地域であり、農業以外の諸稼や反収増を目指すことが課題であった地域とみられる。④慶長から正保に約2万石減少し、明暦2年までに1万石程度盛り返した能美郡は、鳳至郡とは好対照の土地生産性の高い地域であったが、新田開発の余地は少なく、加賀最大の手取川の流路変遷で正保年間までに大きな石高

減少が起きたとみられる。その意味で、新田による石高増加はあまり見込めない地域であった。

以上のような所見が（表2）から看取できたが、簡単にいえば、17世紀前半の能登や能美郡では新田開発の余地は小さく、越中では新田開発が旺盛に行われ、寛文期以降はそのペースは緩くなるといえる。北加賀は越中ほど新田開発の勢いはなかったが、能登よりは開発可能性があり正保以後、手上高などの政策努力で一定の開発効果がでた地域といえる。

以上から、越中以外では改作法が新田開発促進に与えた影響を余り過大に評価できない。新田開発を進めることは慶長あるいは天正以来の基本政策であり、その政策効果は慶長国絵図や正保郷帳に、すでに反映されており、それ以上の新田開発が改作法の7年間に進展したわけではない。

むしろ、脇借債務や未進年貢の取り立てに苦しむ百姓経営を助け、給銀や作食米の負担に喘ぐ複

表2 三ヶ国 郡別石高変化表

| | 慶長10年国絵図 | 正保3年郷帳 | 明暦2年村御印高 | 寛文10年村御印高 | 寛文10年の村数 |
|-------|------------|------------|-------------|-------------|----------------|
| | 1605年 | 1646年 | 1656年（1藩のみ） | 1670年（1藩のみ） | 1670年 |
| 砺波郡 | 19万3837石 | 20万2111石 | 24万6348石 | 24万0148石 | 586村(658) |
| 射水郡 | 12万8902石 | 13万0256石 | 17万4785石 | 16万2775石 | 282村(288) |
| 婦負郡 | 5万8570石 | 7万2541石 | 富山藩領（11万石） | 富山藩領（11万石） | |
| 新川郡 | 14万9329石 | 18万7505石 | 22万6295石 | 22万2596石 | 819村(846) |
| 越中4郡 | *53万0638石 | *59万2415石 | 64万7428石 | 62万5519石 | 1687村(1792) |
| 江沼郡 | 6万7214石 | 6万5697石 | 大聖寺藩領(7万石) | 大聖寺藩領(7万石) | ♣147村(7万4500石) |
| 能美郡 | 13万3082石 | 11万5362石 | 12万4948石 | 12万1437石 | 230村(247) |
| 石川郡 | 16万6125石 | 16万6945石 | 17万6399石 | 17万6561石 | 315村(322) |
| 河北郡 | 7万6087石 | 7万5070石 | 8万3586石 | 8万3301石 | 249村(267) |
| 加賀4郡 | *44万2508石 | *42万3706石 | 38万4933石 | 38万1299石 | 794村(836) |
| 羽咋郡 | 7万8406石 | 7万8997石 | 8万3898石 | 8万5053石 | 197村(207) |
| 鹿島郡 | 6万0562石 | 6万7301石 | 6万5254石 | 8万5996石 | 157村(165) |
| 鳳至郡 | 5万0598石 | 5万2559石 | 5万7742石 | 5万7975石 | 297村(299) |
| 珠洲郡 | 2万7325石 | 2万6147石 | 3万1588石 | 3万1927石 | 111村(112) |
| 能登4郡 | *21万6891石 | *22万5006石 | 23万8482石 | 26万0951石 | 762村(783) |
| 三ヶ国合計 | *119万0036石 | *124万1128石 | 127万0843石 | 126万7769石 | 3243村(3411) |

（注）郷帳高は土方領、4分割された前田領すべて含むが、村御印高は分藩後の加賀藩領10郡のみ。支藩領は正保高を参考に示す。

♣印は「清領村文兵衛留帳」による（『小松市史（村方編）収録』）。*土方領1万3500石を含む。

合家族大経営や「下人」雇傭手作経営を救済し、農業生産の質を改善する方向に向かったといえる。無検地つまり検地を行わず、手上高という方式で村御印高を拡大させたこと、手上免という方法を巧妙に追究した姿勢からは、新田拡大で農業生産の発展を図る政策と相容れないものを感じる。

しかし、越中3郡では、新田拡大で農業生産の発展を図る姿勢が明瞭に窺え、そこに砺波・射水地域の改作法の特徴があるといえる。加賀・能登では新田開発による生産拡大が限界に達していたが、越中ではまだその余地があったわけで、新田開発を進めながら、同時に農業経営の質向上、集約的農業にふさわしい技術体系や経営合理化を促すという両面の政策が砺波・射水の川西2郡で採用されたといえよう。その点を、砺波郡の扶持人十村で利常に抜擢され、改作法成功にむけ身を削って政策遂行に努力した戸出村又兵衛の日記から窺うことができる。その具体相は次節でふれたい。

越中川西にたいし、石川・河北両郡は金沢城下膝下の農村であり、古くから改作法は、石川郡の白山麓で開始したと指摘され、慶安元年（1648）の石川郡総検地で始まったという説もある。北加賀2郡と越中川西2郡の共通点は、給人支配領の比率が高いということである。それは、経済的に困窮した給人による苛斂誅求の弊害に遭いやすいということであり、この弊害を解決するため改作法が計画されたというのが改作法原因説の主流見解である。困窮した給人による恣意的収奪から村を守るという改作法の目的からいえば、北加賀と越中川西は、改作法が最も典型的に行われた地域といつてよい。

一方で、川西2郡は北加賀2郡（24万石）と並ぶ穀倉地帯で両郡合わせて33万石になり、この4郡で加賀102万石の半分を超え、そこに多くの家臣知行所が分布していたのである。承応3年（1654）8月に下付された給人による百姓直接支配（徴税）禁止令の与えた衝撃は、この4郡でとくに強烈であり、家臣からの反発を押さえ込むた

めに、増免による収入増を約束し、給人個別の徴税よりも改作奉行（改作地裁許人）や十村を介した徴税体制のほうが確実であることを、実をもって示す必要があった。明暦2年（1656）8月1日に村御印の一斉交付があったが、その1カ月前の6月、改作奉行が廃止され、利常は改作法の趣旨は村方の内部によく浸透したとの認識を示している。つまり、村百姓は改作法の本意を理解するようになったから、改作奉行は廃止し、その業務は恒常的に十村に任せようとした。村支配は百姓身分の十村に任せ、給人は村支配・百姓支配から撤退させるほうが、徴税は円滑に進み、農業生産の活性化、生産増強につながると利常は考えたのであろう。

改作奉行は周知の通り、寛文元年（1661）5月に再設置され幕末まで継続するが、この再設置の改作奉行と、利常が設置した、開作地で百姓救済と経営再建に尽くした臨時的な改作奉行を比べてみると、その性格はかなり異なる面があるので区別すべきであろう。綱紀の改作方農政を担った寛文以後の改作奉行は、中級武士が就任する要職であるが、利常時代の改作奉行は十村も抜擢され、開作地での百姓経営の助成、困窮農村の再建を第一の責務とする臨時の役人であり、性格は相当違うといわねばならない。そこに利常の改作法と綱紀時代以後の改作方農政の違いがにじみ出ていると思う（木越2015）。

前掲の表1から、「御改作」仰付は郡単位であったと了解できるが、砺波郡と射水郡の延宝3年（1675）の史料によれば、年次ごと1村づつ「開作地」に指定し、指定された村に改作奉行が派遣され改作法が実施された。砺波郡の改作地指定の村は、慶安4年（1651）に12村、承応元年（1652）26村、承応2年58村、承応3年343村と増えていくが、明暦元年（1655）は94村と若干減る。それぞれの村名は年をまたいで重複はない。射水郡では慶安4年に4村、承応元年19村、承応2年27村、承応3年62村、明暦元年159村と年を追っ

て開作地に指定された村は増えていく。こうして、指定された開作地の村で、年貢未進額・借金額などの調査がなされ、経営費助成の必要な百姓に改作入用銀が貸与され、飯米不足の経営に作食米が貸与された。借金に苦しむ百姓に対しては従来からの債務を敷借米に一本化し藩が肩代わりした。百姓の個別経営ごと担税能力を強め、税率アップに堪えられる経済力を付けさせるためであった。砺波・射水両郡に給人地は多かったが、ここに平均免制を導入するため開作地指定を行ったのであろう。能登奥郡は全都蔵入地だったから開作地指定は不要であった。万治年間に侍代官を廃止し十村代官に切り替えたが、開作地で十村を改作奉行に登用したことが前提となっている。給人の税率決定権を否定し徴税督促など徴税権を藩が奪い取るには、十村でも給人地の徴税実務がより確実に実行できることを証明する必要があったが、開作地裁許人として十村が果たした役割や仕事ぶりは、十分その役目を果たしたといえる。それが明暦2年(1656)の改作奉行廃止を決断した背景であった。その結果、給人は年貢皆済状を出すだけの領主、形式だけの領主となった(木越2006・2015)。

砺波・射水における改作法第一段階は、このように開作地が順次指定された慶安4年(1651)から明暦元年であった。開作地指定が終了する前に村御印が出されたが、それは承応3年(1654)・明暦元年のことであった。この第一段階は、百姓と村の救済、百姓選別と百姓経営強化が政策の前面に出た段階で、利常の改作法の中でも特に「御開作」「開作地」という史料用語は、この段階特有のものであった。「改作法」の原義は第一段階における開作地指定と、そこでの施策を指すといつてよい。

村御印が承応3年、または明暦元年(1655)に開作地で初めて出されたあと、村御印にもとづく年貢・諸役完納の体制をいかに確立させるか、また、税収をさらに拡充するため村御印成替(改訂)も模索した。百姓を「寛がせ」「ゆるやかに浮き

立てる」(明暦3年「青葉の御印」)だけでは、村が緩み生産向上は望めないと考えた利常は、明暦2・3年の段階で、村御印改訂による年貢増徴を俄然前面に押し出し、安定した藩財政構築に向かう。これが改作法第二段階であるが、従来は、この局面にもっぱら目を向け、これが改作法の本質だ、封建領主としての前田利常の本性が露わになった搾取強化策だと評価されてきたところである。しかし、この段階の村御印と増免政策について、利常は「御改作」という史料用語を用いていない。それは御改作の果実であり、余慶であるとみていたからであろう。

村御印改訂(成替)にあたり、敷借米を元利とも全面的に返済免除とし、恐らく明暦元年までに貸与した改作入用銀の未納分も帳消しにしたのではないか。利常の増税策に関しては、こうした面も合わせて見ていくべきで、単なる搾取強化・増税では村方から反発をうけ、生産意欲は削がれ、それまで開作地で培われた農業生産条件改善に向けた努力が水泡に帰すと恐れてもいたであろう。改作法は稀に見る優れた増税策であるという評価に大きな間違いはないが、それだけに議論を収斂させては、永く藩農政の基本理念とされた意義を正しく把握することはできない。改作法が多様な語義を随伴するようになるのは、改作法が単なる増税・増徴策でなかったからである。

IV 砺波郡の十村と改作法

開作地に指定された村々では、春耕前に十村・改作奉行に改作請書(勤儉と年貢皆済の誓詞)を提出し、年貢未進・借銀や経営状態の査定をもとに改作入用銀の貸与があり、十村による農事指導と廻村、御開作村の作柄報告、水損・風損の対策、年貢納入(歩入)の点検などが時期をおってなされた。砺波郡の扶持人十村、戸出村又兵衛の日記史料によれば^(註8)、砺波郡の「開作地五千石」の開作地裁許人(改作奉行と同義と解釈される)に抜擢された又兵衛が、同郡の扶持人十村宮丸次郎

四郎とともに開作地での政策遂行に奔走した様子がきわめて具体的にわかる。それは、坂井氏が著書『富山県史（通史編・近世上）』（1978）において行った考察・史料紹介で周知され、多くの点が明らかになっている。とはいえ、さらに検討すべきことも残っているので、又兵衛日記から確認できる点を2・3点指摘したい。

戸出村又兵衛が扶持人十村に任命されたのは、承応2年（1653）正月16日のことで、同日ほかの8人とともに扶持拝領の印判状を受けている。越中川西では射水郡の下条村瀬兵衛・嶋村次郎右衛門、砺波郡の又兵衛と田中村覚兵衛、以上4人がこの日扶持人十村になった。宮丸村次郎四郎はその前の慶安年中に扶持人に抜擢されていた。又兵衛と次郎四郎が担当した「開作地五千石」の裁許については、承応2年12月11日付で両名から藩年寄中に提出した報告書「乍恐就御尋私共裁許仕品々書上申御事」に列記された事項から、彼らの仕事と責務がわかる^(註9)。その前半部は下記のように報告していた。

- 「(1)、当春山本清三郎様の御奉にて、川西御開作の外私共兩人に仕り、御高五千石御開作に仕立て候へと仰せ出させられ御請け申上げ、私共兩人と仕り、諸事才許仕り候御事。
- (2)、右五千石御開作地の御高積り、宮丸村・千代村・法寺村・石丸村・石代落合川原村・土生新村・伊勢領村、この七ヶ村にて御高五千五拾貳石五斗七升余、御開作に仰せ付けさせられ、諸事百姓へ申し渡し候品々、笹嶋豊前様の御開作地裁許を請け、申し渡し候。もし私共手前において埒明け申さざる義御座候時は、豊前様の御意を窺い申し渡し候御事。
- (3)、右七ヶ村御開作地、作食米并入用銀、其村々十村に相談仕り、私共兩人と仕り、百姓老人々々分際を見積り、耕作手つかへ申ざる程、御断り申し上げ借し渡し申候御事。
- (4)、右七ヶ村入用銀返上仕り候刻、一村切に朱封銀にて私共手前へ取集、御土蔵へ持参仕り、

私共の指し出を相添へ、御奉行衆様へ銀子指上、御切手取り置き候御事。

- (5)、右七ヶ村、田島新興（荒起し）の時分より私共野廻り仕り、植付・草またい、其外時々の修理油断仕らず候様に、よく合点いたさせ、耕作滞り申さず候様に申し渡し候御事。
- (6)、右七ヶ村、立毛蒔り仕廻い申候ては、御公領・御給人共御納所仕り候様、私共兩人と仕り申し渡し、皆済仕候以後、御請取を改め、皆済候日限・草高・米高以下、委曲御帳に記し、奥村因幡様へ申候、其外新興（起）しの時分より、時々の耕作品々書き付け、私共兩人判形にて、是又因幡様へ上げ申し候御事。」

（筆者で書下し文に直し、下線も付した。）

1条目で、承応2年春（正確にいえば3月16日の小松城御夜詰の際）山本清三郎の取次にて利常の御意として又兵衛・次郎四郎兩名に、「開作地五千石」での「諸事裁許」が下命されたと記す。2条目で、「開作地五千石」とは宮丸村・千代村・法寺村などの7ヶ村であり、村高合計は5052石余で、本来なら篠島豊前が裁許すべき開作地であったから、又兵衛と次郎四郎は豊前様の開作地裁許の品々を手本とし、それに準拠してきた。もし自分たちで埒の明かないことがあれば、豊前様の御意を窺い、百姓への申し渡しを行ってきたといい、川西の村支配を担ってきた郡奉行兼今石動奉行の篠島豊前に指導を仰ぎ、開作地五千石を裁許してきたと述べる。

3条目から6条目では、開作地五千石で施行した作食米・改作入用銀につき、7ヶ村の組裁許十村と又兵衛・次郎四郎が相談し、百姓一軒一軒の経営状態を査定して耕作に支障がでない程度の適正経営規模を想定し貸与額を決めたといい、返済にあたっては、兩名が村単位に朱封銀で徴収し、藩の土蔵に納めたという。また、春の荒起こし時分から農事が適時適切になされているか野廻りを行い、田植・草取に油断がないか見廻り、百姓が勤勉努力するよう「合点いたさせ、耕作滞り申さ

ず候様」監督したと報告する。6条目で、こうした農事見分の様子を逐一藩年寄奥村因幡（庸礼）に報告したといい、年貢納入時期になると、蔵入地・給人地いずれでもスムーズに年貢上納がなされたか点検し、確認のあと皆済報告をまとめ奥村因幡に提出したと述べる。

この「裁許仕品々書上申御事」の後半は次に掲げたが、開作地五千石とは別に篠島豊前が裁許した川西「惣御開作地」115村10万石余のうち砺波郡5万8千石余、83ヵ村で遂行された開作地裁許に、又兵衛は田中村覚兵衛・宮丸村次郎四郎とともに従事し、下線部のごとく、荒起し時分より収穫まで「野廻り」し、百姓に農事勉励を合点させ、農事に油断がないか監督してまわった。仕事内容は開作地五千石での業務とさほど変わらないが、政策実施の責任体制は異なる。「惣御開作地」115村10万石余は郡奉行篠島が責任者であり、又兵衛ら扶持人十村は補佐役で、豊前一人で手に余る農事指導・監督を、3人の扶持人十村が鋭意サポートしたのである。しかし、開作地五千石（7ヵ村）では、又兵衛と次郎四郎が裁許人つまり改作奉行となり、開作地裁許の責任者として郡奉行の篠島の権威と経験に導かれ、彼との相談や助言によって責務を全うしたのである。したがって、川西での改作法は、奉行篠島豊前が開作地裁許の責務を負った川西「惣御開作地」10万石と十村が責任者となった開作地五千石という2方式の改作法執行体制で遂行されたことが「裁許仕品々書上申御事」という史料から明確に読み取れるのである。

なお、坂井氏は、開作地五千石実施の意義を、川西2郡の開作地の中からこの7ヵ村を特別に抽出し「一般行政としての改作法適用とは別に、濃度の濃い「開作」を集中的に試行し、その結果を改作法の完成に生かす目的をもって」とし、これを「改作法の試行」「改作試行」とであると評価する（坂井1978、261頁）。しかし、「惣御開作地」10万石余とは別に、新たに「開作地五千石」を分けたのは、十村を改作奉行すなわち開作地裁

許の責任者にすることが重要な動機であり、その意味での「試行」であった。開作地裁許人としての業務内容や裁許の様子をいちいち報告させ、指示を与えたのは、扶持人十村や平十村を在地支配の責任者に取り立てるためのワンステップであった。そして、この開作地裁許の責任者こそが「改作奉行」であり、越中川西の承応2年（1653）の改作奉行は、篠島豊前および扶持人十村の又兵衛・次郎四郎が該当するのである。このほか砺波郡の江田村次郎兵衛と射水郡の牧野村喜兵衛は組持十村（平十村）であったが、承応2年に開作地2871石の開作地裁許人となっているので^(註10)、この2人も「改作試行」の一環として改作奉行に抜擢され、わずかな開作地であるが裁許を任されたとみてよい。

〔7〕、川西惣御開作地御高拾万石余、村数百拾五ヶ村之内、利波郡分御高五万八千石余、村数八十三ヶ村、利波郡御扶持人田中村角兵衛・戸出村又兵衛・宮丸村次郎四郎、此三人と仕、新興の時分より立毛仕廻い申迄野廻り仕り、耕作の品々百姓中よく合点仕り、時々の修理、油断仕らざる候様に申し渡し候、中郡・氷見庄の御開作分にも、諸事相談の義御座候時は、其村へ罷り出、中郡御扶持人下条村瀬兵衛・嶋村次郎左衛門と相談仕り候御事。

〔8〕、右惣御開作地、立毛蒔仕廻い申候ては、御公領・御給人知共に、御納所仕り候様に申し渡し、皆済仕候以後、御請取を改め、皆済候日限・草高・米高以下御扶持人五人と仕り、委細御帳ニ記し、因幡様へ上げ申し候御事。

〔9〕、右惣御開作地の諸事、百姓作食米・入用銀の義、百姓手前手前分際を見積り申す義、笹嶋豊前様御前にて、其所の十村と相談仕り申し上げ候御事。

〔10〕、川西在々御公領分御免究め並びに、御公領の内難渋百姓の御免積り成させられ候刻、伊藤内膳様・森甚助様・園田左七様・山本清三郎様召し出され、御尋の義、御扶持人五人と

仕り、申し上げ候御事。

四、川西在々より諸給人様へ御未進方に召し仕われ候奉公人之義、御主人様方より御尋次第に、御算用場様御印の通にて、村々十村と相談にて御扶持人五人と仕り申し候御事。」

前掲の7条目から11条目までは篠島裁許の「惣御開作地」に関しての報告だが、篠島裁許の「中郡・氷見庄御開作分」つまり射水郡の開作地での業務についても、又兵衛ら3人の砺波郡扶持人十村が現地に行き、射水郡の扶持人十村下条村瀬兵衛・嶋村次郎左衛門らと相談し篠島の仕事を助けた。しかし、9条目によれば、作食米・改作入用銀の貸与額決定は、篠島と組裁許十村の相談で決めており、又兵衛ら扶持人十村は関与しなかった。しかし、年貢皆済時期や納入年貢高等の報告は主に5人の扶持人十村が書類を作成し報告していた。開作地裁許人にとって作食米・改作入用銀の貸与額決定はきわめて重要な職務で、改作奉行の権威と役割の中心がそこにあるかにさえみえる。

10条目で蔵入地の免査定にふれるが、「惣御開作地」10万石余だけでなく非開作地も含む川西2郡全体を対象に「免極め」が実施されており、免極めの役人として、森甚助・園田左七・山本清三郎という農政に精通した改作法スタッフのほか、当時算用場奉行の職にあり、北加賀の開作地裁許人としても活躍していた伊藤内膳（木越2015）も下向し、又兵衛ら扶持人十村5人からも意見を聴取し決めた。給人地年貢の税率は承応2年（1653）まで、それぞれの給人が決めたので、改作奉行は関与していない。未進が生じたとき「年貢未進の方」（担保）として、知行主である藩士の屋敷等に奉公に召し出される件についてのみ、扶持人十村は関与した。11条目によれば、未進年貢弁済のため武家奉公に出るときは、「算用場御印」に依拠し、給人（藩士）の要請にこたえるかたちで扶持人十村が交渉にあたった。扶持人十村はその奉公人（年貢未進を出した家の家族もしくは下人）を出した村や十村と相談しながら、奉公

人としてふさわしい人材なのか、未進年貢額を基準に奉公期間と賃金が妥当であるか、奉公人欠落のときの弁済、捜索・引き戻し法などが、双方で相談され奉公契約が交わされたのであろう。こうした未進弁済の奉公人雇用についてまで扶持人十村が関与したことは重要で、これまでの改作法論に欠けていた論点である。

川西2郡の扶持人十村の業務は、開作地での政策遂行に止まらず、非開作地でも多くの業務を抱えており、極めて多忙で過密な職務であったことが、上掲史料や又兵衛の日記史料からわかる。同年の又兵衛の日記史料のうち「万覚書之帳」^(註11)によれば、千保川沿岸の柳瀬川除普請や射水郡の餓人嶋川除工事の現場監督にしばしば出かけ、川除御用に真剣に取り組んでいることがわかる。柳瀬川除への出役回数は、「万覚書之帳」によれば、1月に1回4日、2月に4回10日、3月に1回1日（この月は小松城出仕のあと、開作地での請書集め・入用銀貸与実務に奔走、月末には利常江戸参勤の見送りもあったため少ない）、4月は出役がなく、5月は3回15日、6月は3回5日、閏6月は10日から月末まで20日間連続出役しピークを迎える。そのあと7月は3回4日、8月は2回2日と減っているが、正月から8月までに21回、61日も柳瀬に出張し、柳瀬川除の責任者であった深町弥右衛門ら川除奉行衆の業務を助けた。又兵衛と次郎四郎は正月の小松詰の際に「用水・川除御用加入」という奉行の補佐役に任命されていたからである。5月の15日出役時や閏6月の20日連続出役は、梅雨時であり、豪雨による増水で川除工事は危機的な状態にあったと推定できる。大雨と増水のため川除工事が厳しい状態に陥っていたとき、扶持人十村又兵衛らが現地事情に精通する責任者として出役したのであろう。そこに開作地での政策遂行に労を惜しまない、十村たちの高い勤労倫理、農業基盤改良への責任意識を認めることができる。

又兵衛という砺波郡戸出村在住の1人の扶持人

十村に照準を合わせ、承応2年（1653）の動向をつぶさに見ていくと、開作地裁許人の役割の大きさを知ることができる。砺波郡の組裁許十村や扶持人十村は、じつに多くの役目を藩から仰せ付けられていたが、誰もが真摯に取り組んでいたことがわかる。開作地での政策は農村と百姓経営の経済発展に有益な事業だと納得できたからであろう。

開作地裁許の業務は「御開作」「御改作」と呼ばれたが、それ以外の郡方御用の多くは開作地裁許の政策と深く関連し、共通点が多くあったが

「御開作」とは呼んでいない。しかし、開作地が拡大するにつれ、開作地での政策と非開作地での農政一般を区別する意識はなくなり、開作地指定が終了した明暦元年頃には、開作地での政策は郡方行政一般のなかに融合していった。利常が郡方に仰せ付けた「御開作」とは、史料用語の限りでは、各郡の村々の中から選ばれた「開作地」での農業振興あるいは経営再建助成策であり、それらを円滑に遂行するため置かれた開作地裁許人は臨時の職であり、改作奉行とも呼ばれ当初は地方巧

表3 承応2年・戸出村又兵衛の足跡

| | |
|---------|--|
| 正 月 | 7～22日：小松城に出仕。扶持・槍・馬など拝領し、御礼品などを献上。24日～月末：砺波郡で公務。 |
| (小松にて) | 21日：伊藤内膳・山本清三郎から利常の御意として、宮丸氏・戸出氏に「用水・川除御用」加入への就任を申し渡し。深町弥右衛門殿の補佐役となる。 |
| (砺波郡御用) | 24～27日：砺波郡で公務。深町殿に随行し、柳瀬川除工事現場に行く。庄川の西側の御開作地を村廻り。28日から2月5日：自宅。 |
| 2 月 | 6～14日：砺波各地を奔走。15～19日：今石動で公務。19・20日：柳瀬川除へ出役。21～24日：今石動にて公務。25日：自宅。29日：開発村に出役し開作地請縮方。 |
| (砺波郡御用) | 6日：柳瀬川除工事現場で西柳瀬川につき相談。8日：深町氏に随行し射水郡餓人嶋川除の見分。9日：中田に出役。東保組の3ヵ村作食米未納の詮索。10日：小松から下向した団七兵衛を中田へ迎え、開作地の野廻り、奉行らの村廻り計画を策定し案内。開作地の石高の組み合わせも行う。小松から下向した渡辺弥兵衛が開作地で諸事申し渡しを行うため、又右衛門の随行を求める。又右衛門は中田で団氏と広接中につき、代理として手代五兵衛を御供させ開作地を見廻る。12日：団氏の御用終了。13日：渡辺氏に同行し村廻り。14日帰宅。 |
| (今石動) | 15日：篠嶋豊前宅にて開作地村々につき諸事検討。19日：連絡をうけ柳瀬川除現場に直行。20日：帰宅。21日：石動にて田中氏・宮丸氏の3人で開作地村の請縮方の吟味行う。25日：帰宅。 |
| 3 月 | 4～14日：砺波郡で公務。15～18日：小松出仕、帰宅。20・21日：改作地五千石裁許。22～26日：小松城へ出仕。27日：金屋村に出役、相談。28日～4月2日：石動で参勤途上の利常を御迎え滑川まで随行、見送る。 |
| (砺波郡御用) | 4・5日：中条村・宮森村で開作地請縮。5～10日：北加賀十村御供田村勘四郎らから書状届き、川西2郡から扶持人十村の候補者3人の推薦依頼、続いて追加候補2名の推薦依頼。6日：砺波郡射水郡の扶持人十村5人は石動にて審合、推薦人を人選。夜明けに戸出に帰宅し、そのまま柳瀬川除へ、帰り道で西部金屋村の川崩検地願場所を見分。7日：晩に帰宅。8日：扶持人十村候補3人（砺波郡の名畑村彦次郎・射水郡の牧野村喜兵衛・五十里村少右衛門）を小松に送り出す。田中氏が同行。追加の候補2人は、宮丸氏と二人で人選（東保村安兵衛・土屋村九郎兵衛）し、10日に小松へ送り出す。10～12日：川崩検地所の上麻生村・小林村に出役、万事相談、検地実施。13日付の小松城召喚の通知、山本清三郎から届く。 |
| (小松出仕) | 14日：夜までに小松着。御夜詰に出席。16日：夜詰にて、戸出・宮丸両氏に「御開作地五千石（石丸など7ヵ村）」の裁許を仰せ付けられる。早速、「改作入用銀」貸与見積帳の作成と上申が下命される。18日：渡辺弥兵衛様・中村喜兵衛様に同行し、戸出に帰宅。 |
| (開作地支配) | 19日：戸出の役宅で改作入用銀の見積帳作成し、21日まで7ヵ村に貸与する。田中氏宅泊まり。 |
| (小松出仕) | 22日：小松着、23日：登城し御昼詰に出席。山本清三郎に改作地の諸事報告。24日：戸出氏・宮丸氏は、算用場奉行の伊藤内膳・菊池大学・山本清三郎に誓詞を出し、諸事断なく精励することを誓約（改作奉行就任のため）。26日：戸出に帰宅。 |
| (利常見送り) | 28日：戸出・宮丸・田中の3人の扶持人十村は石動に向向き、参勤途上の利常に随行し見送る。戸出・二塚などの御旅屋の預り人に金子下付。滑川まで随行。 |
| 4 月 | 2日：参勤見送り終わり帰宅。10～16日：金沢城に出仕。17日：帰宅。22日～末日：砺波郡の御用。 |
| (金沢城にて) | 11日：金沢城の長連頼に扶持御印を持参。17日：帰宅。 |
| (砺波郡御用) | 22日：射水郡に出役しぬき種など見分。帰り道、常国・瀧・今泉・中田・大清水・吉住など慶安4年・承応元年の改作指定村を見分。27～29日：篠嶋豊前に随行し射水郡の川除見分、工事入用など相談。宮丸氏も同道。 |
| 5 月 | 2～7日：砺波郡で公務、自宅で報告書作成。10・11日：今石動に出仕。12日：戸出帰宅。13・14日：高岡出仕。15日～月末：砺波郡で公務。 |
| (砺波郡御用) | 2日：金沢城から長連頼・小幡宮内・奥村庸礼が柳瀬川除普請所に下向、戸出・宮丸両氏を召喚し、川除下での御開作の実施を指令。戸出・宮丸両氏は東保村裁許十村と共に組下の耕作吟味を行う。柳瀬川除下4ヵ村の土砂排除の人足徴発を金沢に要請。6日：金沢から林甚介が下向し、7日より郡人足300人受け取る。土砂取り普請見分に戸出・宮丸両氏立ち会う。7～9日：「開作地五千石」の農事推進の報告書提出、文言違いを修正し、戸出・宮丸両氏連名で提出。 |
| (開作地支配) | 10日～14日：石動・高岡に出仕し、葛野氏・松崎氏などの奉行衆と諸事相談。17～23日：田中村覚兵衛の代わりに野尻口に出役し、野尻村・本江村の開作地で諸事吟味。23日：篠嶋氏に呼ばれ、高義村より石動に出仕。 |

者の代官・奉行（藩士）等が任命されたが、承応2年から又兵衛のような扶持人十村、さらに組裁許十村も任命されるようになった。これを坂井氏は「改作試行」と評価した。これは十村に農政を任せるための「試行」と解すべきなのであろう。

むすび

戸出村又兵衛ら扶持人十村は、組持十村としての通常用務のほか、扶持人十村に登用されると鎌や苗字を利常から許され、篠島氏の担当する川西「惣御開作地」での村廻りや農事指導の支援、川除御用にも奔走し、他郡の業務にも出張した。これに加え、「開作地五千石」で改作奉行に抜擢され開作地裁許という大きな責任も負わされた。又兵衛と次郎四郎の開作地裁許は、承応3年（1654）に川西5167石、明暦元年（1655）には川西2万石を対象に任命されており^(註12)、武家代官並みの重用ぶりであった。そうした様相は北加賀の扶持人十村たちと同様であり、北加賀と川西2郡の扶持人十村が開作地裁許に果たした意義は極めて大きいといえる。しかし、その業務は、見た通り多忙で過密な仕事の連続であった。

郡方農政の最前線はこのように多様で多忙であったが、「御開作」「御改作」という史料用語が使われたのは、史料を慎重に読み込んだ限り、藩が指定した開作地での改作入用銀・作食米の貸与・返済業務に限定して使われたという印象をうける。開作地での改作入用銀・作食米の貸与と回収、これが利常の「御改作仰付」という用語が意味することの中核であった。開作地での農事見廻や年貢皆済督励は、これに深く関わる職務であり、開作地での農事が順調に営まれ年貢皆済を成し遂げ、翌年の耕作準備ができる、そのような体制を継続できることが開作地の要件であり、領内全村を望ましい開作地に仕立てることが「利常の改作法」の眼目であり、「御開作仰付」とは、そのような意味で使われたと考えられる。

戸出村又兵衛の扶持人十村、開作地裁許人とし

ての活動をつぶさに見ることで、「御開作仰付」という用語の核心をいささかこだわって追跡してみたが、そのことから、利常の改作法をどのように描けるのか、まだ全体像は定かではないが、さらに検証を続けていきたい。

最後に、砺波郡十村の特徴にふれておけば、無組扶持人十村（郡の十村頭）が多いという印象をうけた。「無組」なので裁許組を持たず、利常あるいは改作法担当年寄の手足となって能登や他郡の改作地でも御用に励み、武士身分の奉行層とも肩を並べ御開作実務を担当したのが彼らであり、知行割や平均免の算用事務に動員された点から、算勘に優れた人材ともいえる。こうした有能な人材を十村層の中から見つけ出し、縦横に登用し活躍させたことが利常の改作法の重要な特徴であった。利常が小松城滞在時に随時召し出し、民情把握、政策立案にあたり彼らの意見を聴取したことから、上記は裏付けられる。増免・減免査定など重要な決定に際し意見具申も行ったので、村御印の増税策の責任の一端は彼らにもあった。それゆえ彼らは、村御印による支配を正当化せざるを得なかった。

百姓身分の十村たちを重用した利常の政治姿勢について、「土民を側近く召し寄せて・・・」と批判する者もいたようだが、利常はこれを「口脇の白きやつばら」と切り捨て、百姓でも身近に仕えれば「悦び競い、志まで違い進み申すもの」（微妙公御直言）と十村重用の姿勢を貫いた。その結果、十村の側に、利常を主人として畏敬する意識も芽生え、参勤時、帰国時の送迎に多くの日数と労力を惜しまず出役している。そのような十村の姿から、利常との間に主従の恩愛関係に似たものが構築されているようにみえる。

開作地裁許という経験を経て勤農の能吏として十村の主體的自覚が高まったが、利常死後、改作法が祖法化する中で、十村こそが改作法精神の継承者であるという意識が強まる。しかし、実態との齟齬も大きくなり、開作地での経験は疎外の要

因となり、十村墮落の遠因ともなった。利常との関係性が十村由緒の重要な拠り所となり、十村家の格式の固定化につながってゆくが、そうした点の追究は、すべて今後の課題である。(2016年1月)
(きごし・りゅうぞう 石川県金沢城調査研究所長)

(参考文献)

- 佐々木潤之介『幕藩権力の基礎構造』(御茶の水書房1964)
佐々木潤之介『大名と百姓』(中央公論社1966)
若林喜三郎『加賀藩農政史の研究』上巻(吉川弘文館1970)
坂井誠一『加賀藩改作仕法の研究』(清文堂1978)
高澤裕一「改作仕法と農業生産」(若林喜三郎編『加賀藩社会経済史の研究』名著出版、1980. 初出『小葉田淳教授退官記念国史論集』1970)
荒木澄子『改作地裁許人』の役割について『市史かなざわ』2号、1996
木越隆三「前田利常と「御改作」仰付」『北陸史学』55号、2006
木越隆三「大聖寺藩における改作法実施」『北陸史学』62号、2014
木越隆三「改作奉行再考—伊藤内膳と改作法—」『加賀藩武家社会と学問・情報』(岩田書院2015)
☆なお、上掲文献を、本文及び下記の(注)中では「佐々木1964」「木越2014」などと略称表記した。

(注)

- (注1) 改作法の研究史は、若林1970、坂井1978に詳しく、その問題の1つは木越2006・2015で若干指摘した。
(注2) 佐々木潤之介『幕藩権力の権力構造』(御茶の水書房、1964)、同『大名と百姓』(中央公論社、1964)
(注3) 原昭午『加賀藩にみる幕藩制国家成立史論』(東京大学出版会、1981)、吉武佳一郎『初期藩政改革』の歴史的位置『駿台史学』34号、1974)
(注4) 拙著『織豊期検地と石高の研究』7-9章(桂書房、2000年)
(注5) 拙稿「加賀藩政の展開と鹿島の村々」『鹿島半郡と浦野事件』(『鹿島町史(通史・民俗編)』第四章、1985)で鹿島郡の改作法と浦野事件の概要を記す。「延宝7年村御印」は『加能越三箇国高物成帳』(金沢市立玉川図書館、2010)に翻刻される。
(注6) 見瀬和雄『幕藩制市場と藩財政』2編1章(巖南堂書店、1998)
(注7) 『小松市史(資料・村方)』(小松市、2016)5章図表編に掲載する表1「正保3年 能美郡238村

の村高・免・新田高等」、表2「明暦二年 利常隠居領170村の村御印高と御印免」

(注8) ①「三代又兵衛日記」(附録史料I「承応明暦期改作方覚帳」として坂井1978に掲載)、②「承応明暦年間改作築堤等三代又兵衛日記」(坂井1978の270~281頁に引用収録)のほか③「承応二年正月十一日万覚書之帳」、④「永入覚書」など類似の又兵衛の日記・覚書が川合文書(富山大学中央図書館蔵)に残るが、相互の関係については、今後検証し史料解題の必要がある。

(注9) 上掲①「三代又兵衛日記」に載る。

(注10)・(注12) 坂井1978の2編2章の第3表。典拠は上掲①「三代又兵衛日記」

(注11) 上掲③「承応二年正月十一日万覚書之帳」川合文書

一略 歴一

石川県に生まれる

金沢大学大学院史学修士修了

石川県教委文化財課課長補佐

金沢城研究調査室長

石川県金沢城調査研究所長

砺波地方における集落営農の動向

－農村の高齢化と関わって－

安 念 幹 倫
中 明 文 男
西 野 真 夫

I はじめに

II 集落営農の分布と特徴

III 砺波地方における集落営農の現況調査

IV まとめと今後の課題

I はじめに

砺波散村地域研究所では、2012（平成24）年から『人口減少・高齢化社会と散村地域の持続可能性に関する地理学的研究』を研究題目に掲げ、継続調査・研究を行ってきた。

2012年には「砺波地方の高齢化の実態について－限界集落の分布を考える－」とのテーマで、限界集落が周辺の中山間地だけでなく出町・福野・福光・石動・井波などの中心市街地でも危険性が高いことを指摘した^(注1)。2013（平成25）年には「砺波地方における高齢化に伴う諸問題」とのテーマでいくつかの集落でのアンケート調査をもとに、跡継ぎや交通手段の問題に不安を抱えている状況が空間的差異も含めて明らかになった^(注2)。

今回は砺波地方という農村地域において、その基盤である農業の現状に注目することにした。砺波地方では、農業・農村機能を維持していくために、各農家による個別経営から集落営農への動きが広がっている。そこで、人口減少・高齢化社会が進行する砺波地方において、集落営農がどのような役割を果たしているかに着目して調査を行った。

II 集落営農の分布と特徴

(1) 集落営農とは

集落営農という用語は、砺波地方でよく聞かれる単語の一つである。農林水産省の『平成26年度農林水産統計 集落営農実態調査』^(注3)によると、「集落を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農（農業用機械の所有のみを共同で行う取組及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を行うものを除く。）をいう。」と定義されている。

このような営農を行う組織が全国にどれくらいあるのかを図示したものが、次の（図1）であり、

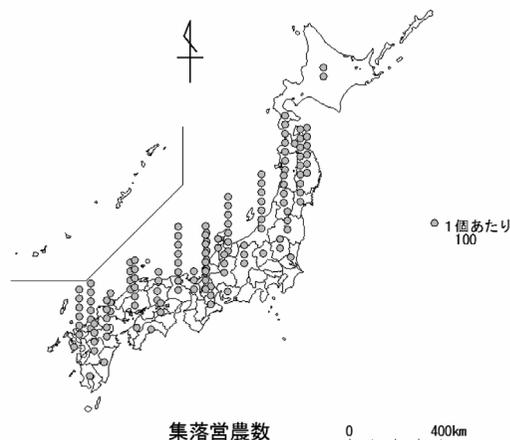


図1 都道府県別集落営農数

全国には14,717（平成26年）の集落営農組織が存在している。しかし、その分布は均一ではなく、かなり偏りがあることがわかる。都道府県別で見ると、最も多いのが宮城県882、ついで滋賀県856、兵庫県828、そして富山県778と続く。富山県の集落営農数は全国第4位であり、極めて集落営農が盛んな県といえる。ちなみに少ないのは東京

都0、大阪府2、山梨県2、沖縄県6、神奈川県7などとなっている。全体的には東北から北陸まで（農林水産省の統計なので、北陸の範囲は新潟、富山、石川、福井の4県。以下同じ。）、近畿北部、中国、九州北部に多く、関東、東海、近畿南部、四国、九州南部が少なくなっている。

また、農業集落100集落当たりの集落営農数を計算すると（図2）のようになった^(注4)。全国平均では100集落当たりの集落営農数は10.6となる。最も多いのが、滋賀県の55.3であり、富山県は35.0と第2位である。次いで宮城県33.4、福井県32.3、佐賀県31.5となっている。ちなみに石川県は14.8の14位、新潟県は13.6で16位となり、すべて全国平均より多い。しかし、各県により集落営農への取り組みはかなり差があるといえる。いずれにせよ、富山県では集落営農への取り組みが熱心であるというのは、大きな特徴といえる。

集落営農がいつ頃から盛んになったかを示したものが（図3）である。全国的には平成に入って増え始める。特に2003（平成15）年以降の増加傾

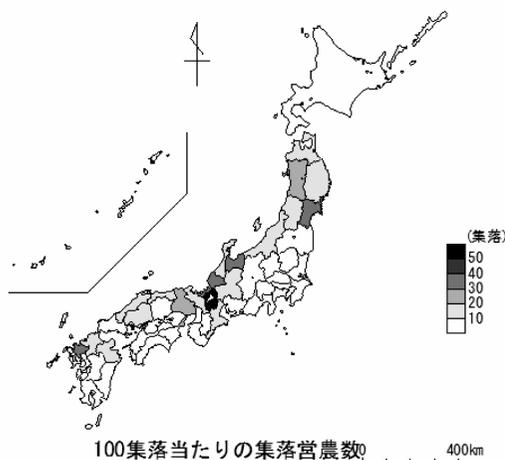


図2 都道府県別の農村集落100集落当たりの集落営農数

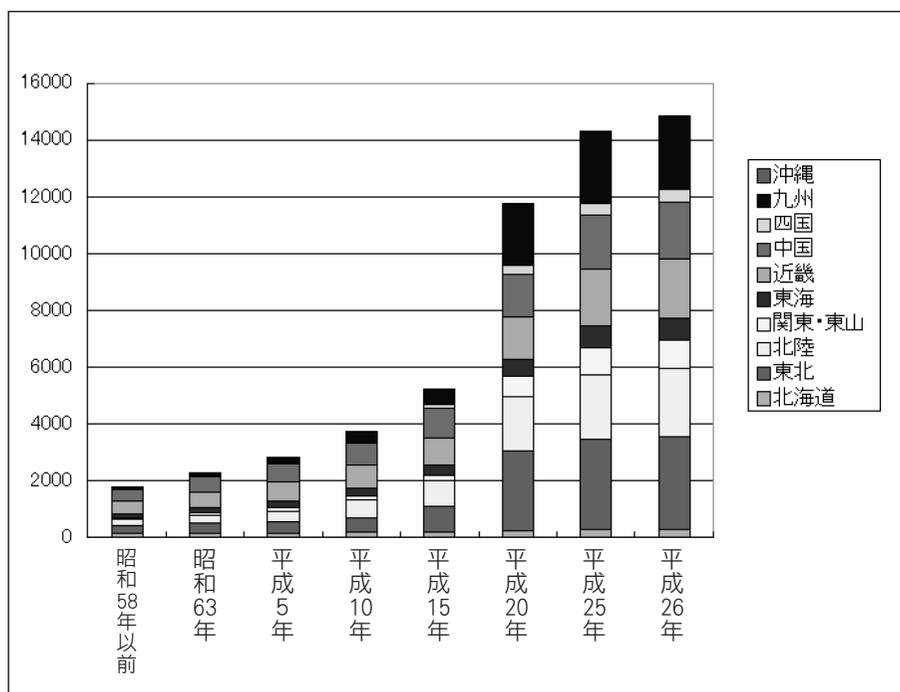


図3 地方別の集落営農の推移

向が顕著であり、地域的には東北、北陸、九州の伸びが著しい。また、北陸は法人数（935法人）・法人化率（39.4%）ともに全国1位であり、他地域と比べ集落営農への取り組みが進んでいる。

（2）富山県の集落営農の特徴

富山県における集落営農数の変化を（図4）に示した。基本的には全国の動向と同様に2003（平成15）年以降に急増している。全国の動向と比べると平成5～15年の伸び率が高い。つまり、早くから集落営農への取組が始まっていたといえる。

富山県の集落営農の規模を考察する。（図5）にみられるように、一つの集落営農に参加する農家規模数はほぼ全国と同様で、10～19戸・20～29戸が中心である。70戸以上の大規模な集落営農は全国と比べると若干少ないが、集落営農の規模はほぼ全国傾向と一致している。

集落の中で、どれくらいの農家が集落営農に参加しているかを示した割合が（図6）である。全国と比べると50%未満は少なく、90～100%・100%が多くなっている。また、（図7）にみられるように、その経営面積では5ha未満は少なく、20～30ha・30～50haの層が全国よりかなり比率が高い。富山県の農家の経営面積は約1ha、ひとつ

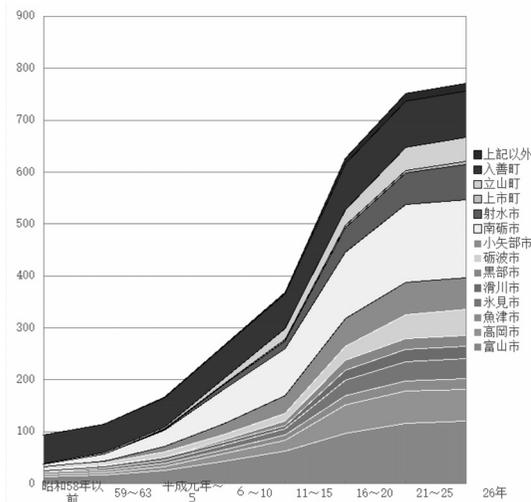


図4 富山県の市町村別集落営農の推移

の農業集落の農家数を40戸前後と考えると、これは富山県らしい数値となっている。

（図8）は集落営農内の田面積の割合を示したものである。富山県の集落営農は田面積の比率は9割以上が90%以上であり、富山県では水田稲作を中心に集落営農が行われていることがよくわか

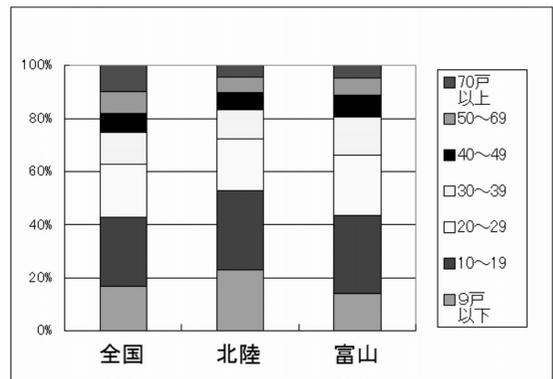


図5 構成農家数別集落営農の比率

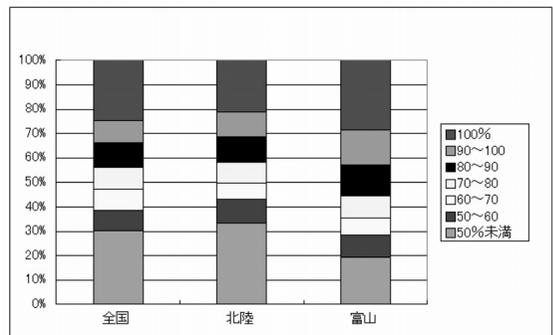


図6 構成農家割合別集落営農の比率

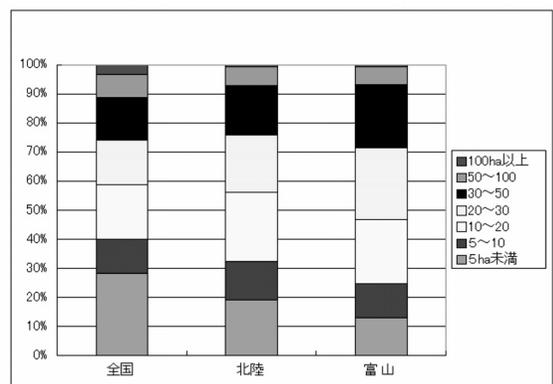


図7 経営面積規模別集落営農の比率

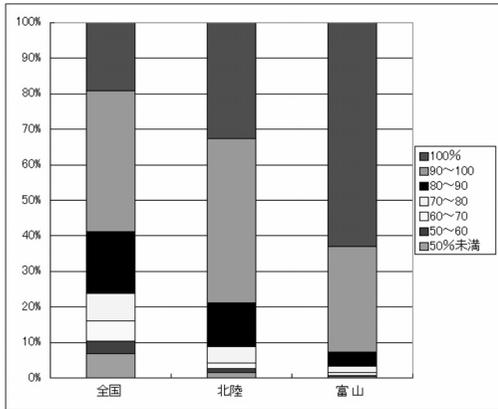


図8 田面積割合別集落営農の比率

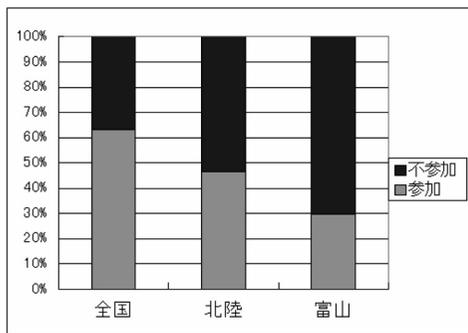


図9 認定農業者が参加している集落営農の比率

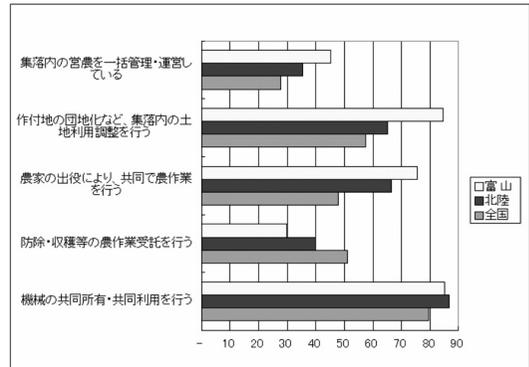
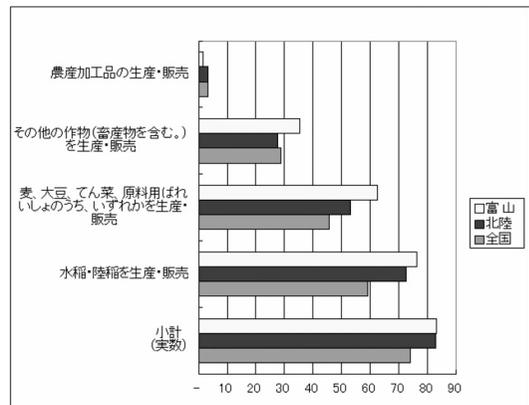


図10 集落営農活動の状況



る。また、(図9)をみると全国と比べて認定農業者の参加率が約半分しかないことも特徴といえ、兼業農家が集まって集落営農を行っているところが3分の2を占めていると考えられる。

集落営農の事業内容としては、(図10)のとおりであり、全国や北陸の傾向とほぼ同じである。「麦、大豆、てん菜、原料用ばれいしょのうち、いずれかを生産・販売」と「作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行う」が高めであるのは、転作作物の生産も同時に集落営農として行っているからではないかと思われる。

(3) 砺波地方の集落営農の特徴

富山県の集落営農778の市町村別集落営農数を(図11)に示す。最も多いのが南砺市の150、それに富山市の120が続く。さらに射水市69、高岡市62、小矢部市61と続き、砺波市は50である。同じ

砺波地方でも南砺市・小矢部市と砺波市には特徴の違いがあるということがわかる。また、そのうち、農業組合法人化された集落営農数を数えると、南砺市・富山市が39で最大となるが、砺波市・射水市が26とこれに続いている。砺波市の集落営農はほぼ半数が法人化されているのに対し、南砺市・小矢部市の法人化率は4分の1程度と大きな違いがある。

農業集落100集落当たりの集落営農数は、富山県平均は前述のとおり35.0で全国第2位であり、富山県内の約3分の1の農業集落に集落営農組織がある。しかし、市町村別ではそれなりに違いがあり(図12)、入善町の95.0%が突出している。射水市・南砺市が50%台でそれに続き、小矢部市が49.6%となっている。これに対し、砺波市は29.9%と7番目で平均値を下回っており、富山市・高岡市などと同じ程度と大きな差がみられる。

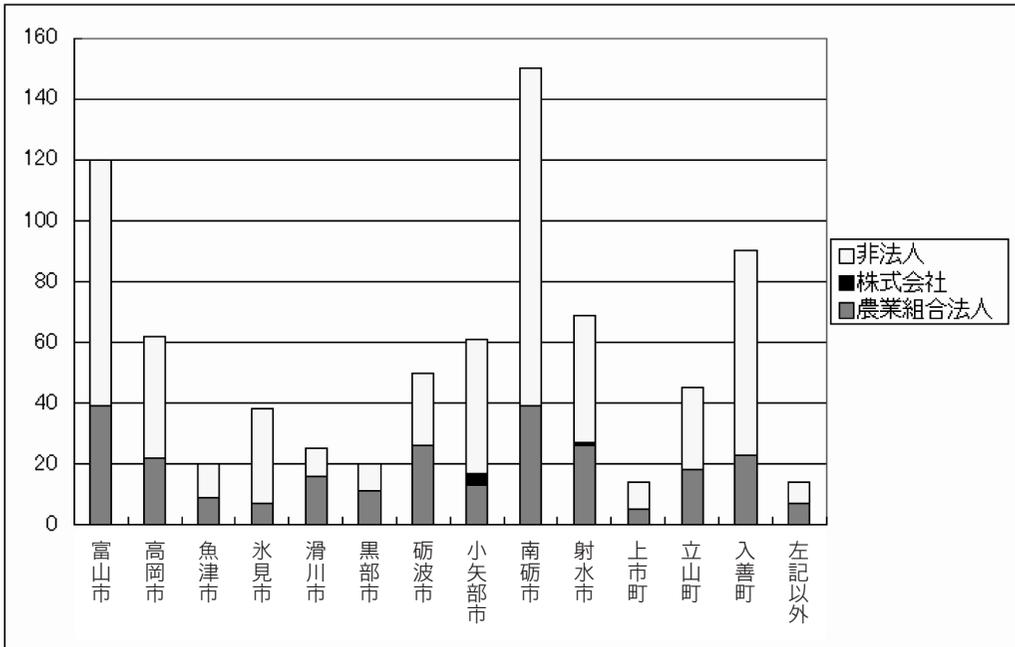


図11 富山県の市町村別集落営農およびその組織構成

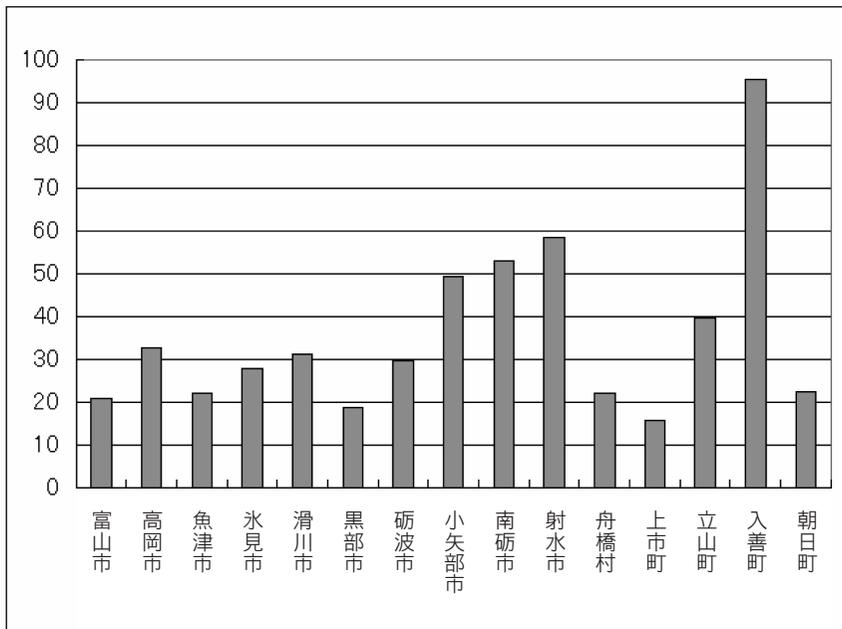


図12 富山県の市町村別農業集落100集落あたりの集落営農数

集落営農の設立年代をみると（図13）、入善町が1983（昭和58）年以前の古い時期から集落営農への取り組みが盛んであったことが目立っている。それに次いで、南砺市が平成に入り、急激に集落営農が増えていることがわかる。それ以外は全国的な傾向と同様で2003（平成15）年以降に急激な増大となっている。

砺波地方の砺波市・小矢部市・南砺市の比較（図14）では、構成農家数にやや違いがみられる。南砺市が9戸以下の小規模な集落営農が一定数みられるのに対し、砺波市は小規模な集落営農は少ない。小矢部市は40戸以上参加する中・大規模な集落営農が少ないのに対し、砺波市・南砺市はほぼ同じ比率で中・大規模な集落営農が存在している。集落営農の経営耕地面積を比較すると南砺市が10～20ha以下の小規模層の割合が砺波市・小

矢部市と比べて多い。集落面積に占める集落営農の割合や集落営農の活動内容に関しては3市の中で大きな違いは見られない。

全国、北陸、富山、砺波地方と集落営農を統計数値の上で見えてきたが、その状況は一様ではない。地域による集落営農への取り組みに大きな差異が存在している。それは全国的なレベルだけではなく、比較的集落営農が定着しているように見える北陸各県でも、富山県や福井県のように3つの集落内に一つの集落営農が存在しているところと新潟県・石川県のように6つの集落に一つの集落営農のところに二分化される。また、富山県内でも県東部の入善町が突出している以外はどちらかというと低く、県西部のほうが高いという地域差がみられる。このように集落営農は地域により多様な状況にあるといえる。

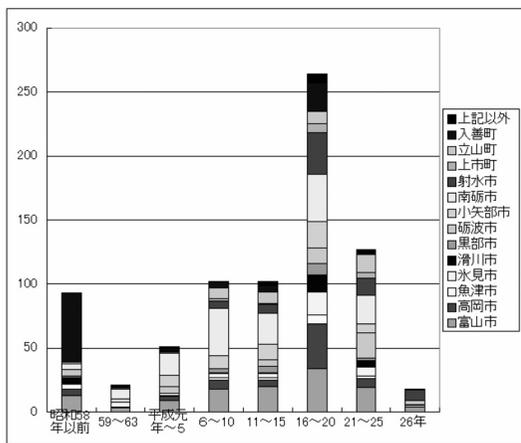


図13 富山県の設立年代別集落営農数（市町村別）

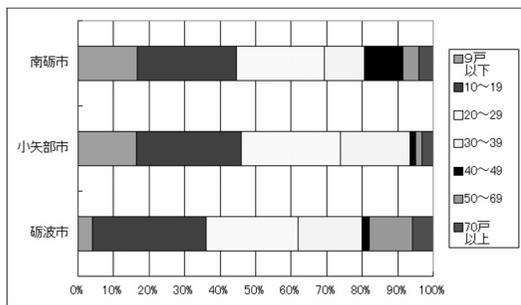


図14 構成農家別集落営農の割合（砺波地区）

III 砺波地方における集落営農の現況調査

農林水産統計の定義によれば、集落営農は「集落を単位として」行われるとある。この表記だと、つい「ひとつの集落」と思ってしまいがちである。しかし、同統計にも「9 集落営農を構成する農業集落数別集落営農数」とあるように、実際には複数の集落を単位とした集落営農も存在している。実際、全国の14,852の集落営農のうち約4分の1にあたる3,826の集落営農が2つ以上の農業集落により構成されている。（図15）にもあるように

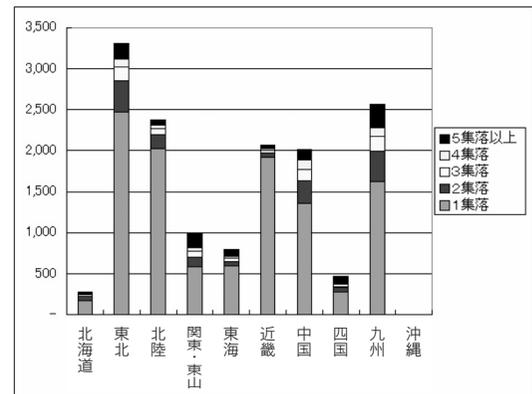


図15 集落営農を構成する農業集落数



図16 調査対象の3地区

北陸では約15%の集落営農が2つ以上の農業集落により構成されている。集落営農は社会的状況により様々にその姿を変えているようだ。

そこで集落営農の多様性を実際にこの地域で把握するため、砺波市内の3カ所の集落営農の現況を調査した。対象としたのは、典型的な散村地域である鷹栖地区、逆に中山間地で過疎化が進む湯山・湯谷地区、そして非農家の割合が高い太田地区内の3カ所である（図16）。

(1) 鷹栖地区

鷹栖地区は砺波市の北西部、北陸自動車道周辺の典型的な散村地域である。散村景観の中心的な地域でもある。土壌の条件がよく、各戸の経営面積は1.3～1.5haとやや広めで砺波平野の中核的な農業地域である。

2015（平成27）年3月7日、鷹栖公民館へ関係者に集まっていただき、本研究所の所員の安念、中明、西野の3人が聞き取り調査を行った。地区の自治振興会長のO氏、7区代表のI氏、12区代表のA氏の3人にご協力いただいた（14区代表のM氏は都合により欠席。事前をお願いしておいたアンケートを提出）。これをまとめたのが（表1）である。各区における集落営農の割合（面積比）は7区が約7割、12区が約6割、14区も約6割とのことである。7区は2014（平成26）年からと新しい集落営農組織である。逆に12区は1994（平成6）年からと集落営農がまだ少ない時期から取り組んでいるが、参加者が減少している。14区は2007（平成19）年からと集落営農が全国的にも県内でも急増している時期に設立されている。

いずれの地区も主な作業従事者は60代が中心で

表1 鷹栖地区の聞き取りのまとめ

| | 鷹栖7区 | 鷹栖12区 | 鷹栖14区 |
|-------------------|--|---|---------------------------------|
| ①組織化年次 | H26 | H6 | H19 |
| ②法人化 | 非法人 | 非法人 | 非法人 |
| ③構成員・経営面積 | 11名・14ha | 15名→10名・10.6ha | 16名・19ha |
| ④作業従事者の年代 | 60代が中心 | 60代が中心 | 60代が中心 |
| ⑤高齢化対策など | 地区の青年会員に動員、10名が田植えに参加した。今後も続けていきたい。 | 機械化で子や孫に農業を伝承しなかった。農家の跡継ぎだけれど農業をしたことがない。自分の子には退職後に期待している。 | 現在は定年者を中心に作業するが、後継者不足が大きな問題と思う。 |
| ⑥集落営農の今後についての意見など | 今後、個人単位の農業経営は困難と考える。地区の水田耕作を守りたいと考えている。地区内の集落営農に参加していない農家に加わってもらえるかが悩み。また法人化も大きな課題である。 | 合併も含め、経営規模拡大を模索中。ただし、簡単ではない。この地域内では耕作放棄地は出ないと考えている。きっと誰か耕作するんじゃないかと思っている。 | 年々、農政が変化していく中で10年先については考えられない。 |

あり、その子供に当たる年代はあまり農作業には参加していないようである。12区のA氏による「機械化で子や孫に農業を伝承しなかった」との指摘は多くの地域でも認識されるのではないかと。7区では青年会員を田植えに動員したら、その友人（非農家）も参加してくれたとのことで、興味深い取組みといえる。

鷹栖7区・12区・14区の65歳以上人口比（いわゆる高齢化率）は、それぞれ23.8%、30.8%、29.4%^(註5)である。砺波市の平均（28.9%）よりも7区は低い。それは、地区内で宅地開発が進んだ経緯があり、それが上記の農作業への参加意欲につながっているようでもある。

鷹栖地区では、7・12・14区以外では農地の多くを数件の中核農家に委託されており、個人経営の農家は2割程度らしい。中核農家の中でもS農園は約100haの農地を受託し、地域の稲作経営の大きな存在となっている。さらに転作の大豆栽培はすべて当該農園に委託されているとのことである。典型的な散村で砺波の農業経営の中核地域と

いえども、従来のような個人経営だけではなく、農家経営・農村集落の継続を様々な形で模索しているようであった。

(2) 太田地区

太田地区は庄川左岸の扇中央部、国道359号線周辺にある。庄川に平行した列村集落とその周辺の散村集落から成っている。非農家もある程度存在している。本研究所の所員の安念が聞き取り調査を行った。

統計でも明らかにしたが、全国でも富山県、砺波市でも、集落営農組織を構成するのは1集落である場合が8～9割と多いが、この太田地区では集落営農は例外的に大規模な集落営農となっている。太田地区には14の集落（区）があるが、集落毎に集落営農組織が存在するのではなく、その14の区を東西南北の4つに分け、それぞれに集落営農組織を形成している（図17）。地域割りは次の通りとなっている。

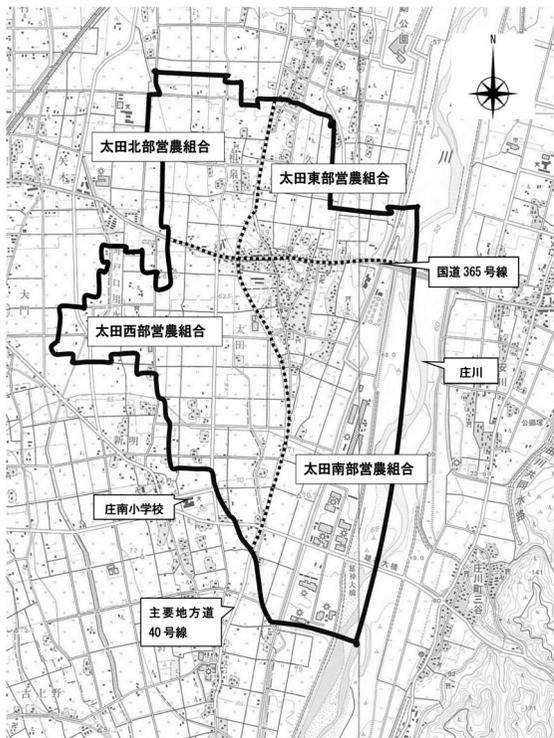


図17 太田地区の集落営農の地域割り

- ・太田北部営農組合…祖泉
- ・太田東部営農組合…久泉、8区、10区
- ・太田南部営農組合…1区、6区、9区、10区
- ・太田西部営農組合…2区、3区、4区、5区、7区、西区

今回はこの内、北部、南部、西部の集落営農組織について話を聞くことができた。

下記の(表2)にその状況をまとめた。集落営農組織を立ち上げたのはほぼ同じ時期であり、全国的にも集落営農が急増している時期である。鷹栖地域と比べると、参加人員・面積ともに規模が大きいことがわかる。また既に法人化も済ませており、先進的な取組例と思われる。作業従事者は60才台が中心ということで他組織と同様ようだが、40・50才台への橋渡しが考えられている点が大変注目される。ちなみに太田地区の高齢化率をみると、西区15.4%・1区19.0%から10区37.3%・6区37.5%までやや幅があるが、各集落の高齢化率を平均すると28.0%となり、砺波市平均とほぼ同じである。「⑥集落営農の今後についての意見

表2 太田地区の聞き取りのまとめ

| | 北部 | 南部 | 西部 |
|-------------------|--|--|---|
| ①組織化年次 | H19 | H19 | H18 |
| ②法人化年次 | H21 | H21 | H22 |
| ③構成員・経営面積 | 24名・34ha | 31名・25ha | 35名・47ha |
| ④作業従事者の年代 | 60代が中心 | 60代が中心 | 60代が中心 |
| ⑤高齢化対策など | 60代が中心だが、50代は退職後に継ぐと思う。 | 土・日曜日はサラリーマンにも農作業に出てもらっている。40・50代の育成も行っている(飲み会など)。 | 土・日曜日にはサラリーマンにも農作業に出てもらっている。40・50代の育成はその家に任せている。農業を継続するものと考えている。 |
| ⑥集落営農の今後についての意見など | 集落営農は多くなると思う。設立してからも経営面積は増えていくし、若い者も参加してくれている。この地域に空田(耕作放棄地)はない。 | 今後、太田地区で一つの法人となれば、コスト・人材等の問題が解決しやすくなるのでは？空き家が多くなれば空田も増える。その受け皿が集落営農だと思う。 | 今後、集落営農の経営も苦しくなるだろう(米価安・米の消費減退・補助金の削減)。耕地面積は増えているが、収入が比例していない。地区内に空田を絶対つくりたくないよう頑張っている。 |

など」では、空田（耕作放棄地）を地域内の農地で出さない、という強い意欲を感じ取る。今後さらに集落営農組織が拡大する可能性も大きく、砺波平野の新しい農業のあり方として注目される。

(3) 湯山・湯谷地区

最後に、砺波市庄川町湯山・湯谷地区の集落営農を取りあげる。湯谷・湯山地域はいわゆる里山であり、庄川扇状地の扇頂部である金屋・青島から4kmほど上流、小牧ダム下流の右岸河岸段丘上にある。昭和40年代までは45戸前後の人々が暮らしていたが、現在は24戸へとほぼ半減している。典型的な中山間地の集落であり、高齢化率は38.6%と高くなっている。本研究所の所員の西野が聞き取り調査を行った（表3）。

集落営農の①組織化年次は、2003（平成15）年とやや早い時期である。きっかけとなったのは、国道471号の庄川にかかる藤橋の掛け替え工事である。この架け替えに伴い、国道が付け替えられることとなり、圃場の中を国道が横切ることとなった。その際に富山県砺波農林振興センターで「中

山間地総合整備となみ山麓地区」に指定され、圃場整備事業が行われることになり、同時に集落営農組織が作られたのである。参加戸数は24戸であるが、面積は2.5haと小規模な集落営農である。参加戸数が多いのは農家・非農家にかかわらず集落の全戸が参加しているためである。

農地では食用の米を作っている訳ではない。この地区は周囲の農地から完全に隔離されており交雑の心配が全くないこと、谷を吹き抜ける安定した風があり露が付きにくいこと、などから、全ての圃場で種籾が生産されている（聞き取り時には「あきたこまち」の種籾の生産を行っていた）。いわゆる飯米の生産はない。種籾は通常の米よりも2倍以上の高値で取引されるが、毎年、価格が引き下げられていると聞いた。圃場整備以前は傾斜地で農道も狭く、大型農機が入らず、耕耘機などの小型機械が中心で農作業が行われていた。生産性が低く、特に高齢の女性が農作業に長時間拘束されていたが、今は機械化が進みそうということが無くなったのは良かった、という感想に実感がもっていた。

この集落営農は規模が小さく、コンバインは保有していない。刈り取りは近隣の集落営農に委託している。またトラクターは以前からつきあいのある中核農家に管理を委託しており、手持ちの大型機械がない集落営農という珍しい形態である。主な活動はやはり50・60・70代が行っている。次の世代が参加するということはあまり無いと聞いた。

いろいろと課題が山積しているが、集落営農以前には耕作放棄地が点在していたのに対し、現在は集落全戸が集落営農に参加しているため地区内に耕作放棄地が無いとのことである。今は山あいの小さな段丘上に整備された美しい水田風景が広がっている（図18）。隣接する砺波市庄川町落シ地区はきれいな棚田が撮影できる写真ポイントとして知られていたが、2014（平成26）年から作付が行われていないとのことである。もちろん、集

表3 湯山・湯谷地区の聞き取りのまとめ

| | |
|-------------------|--|
| ②法人化 | 非法人 |
| ③構成員・経営面積 | 24名・2.5ha |
| ④作業従事者の年代 | 50・60代が中心 |
| ⑤高齢化対策など | 機械化により高齢女性の草刈りなどの仕事が無くなった。女性が農作業に出なくてもよくなったことは良かった。 |
| ⑥集落営農の今後についての意見など | 種籾の価格が下落し、機械の更新費用などの積み立てが困難。山間の傾斜地なので法面が高く、法面や石垣の崩壊があり、圃場の維持費用がかかる。委託先の高齢化や後継者不足など課題が山積している。 |



図18 湯山・湯谷地区全景

落営農の有無だけが理由ではないが、集落営農は高齢化が進む中山間地の農地を守る有効な手段の一つとなっていると考える。

IV まとめと今後の課題

今回は集落営農に焦点を当てて、統計による全国的な動向と砺波市の3地区の実態調査の報告となった。砺波市ではかなり普及している集落営農であるが、全国的にみると富山県はかなり高い普及率であり、砺波地区もその一環であるということが明らかになった。逆にいえば、集落営農は現状では必ずしも全国的には主流とはなっていないことにも注目したい。

砺波市の3地区はそれぞれ異なる形の集落営農を行っていた。多様な経営実態があり、その地域の実態にあった経営が行われていた。ただ、耕作放棄地を出さないというのは各地区に共通する意識・意欲と感ずる。水田耕作を中心とした富山の農村景観を維持していくには集落営農は大きな影響を与えているといえるのではないかと考える。

しかし、どの地区においても集落営農の将来性については楽観視しておらず、特に米価の下落などの経営的な不安が大きい。今後、中核農家の動向やTPPなどの国際情勢の変化、さらには農村への補助金など農村景観を左右する課題は多い。進みゆく高齢化の中で砺波の散村形態がどう変化していくのか、していかないのか、今後の動向を注

目したい。

(あんねん・みきのり なかあき・ふみお
にしの・まさお 砺波散村地域研究所所員)

(注)

(注1) 『砺波散村地域研究所研究紀要 第30号』

(注2) 『砺波散村地域研究所研究紀要 第31号』

(注3) 『平成26年度 農林水産統計 集落営農実態調査』

http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/einou/kakuhou_14_1.html など

図1～図15のグラフはこの統計数値を利用して作成した。

(注4) 農村集落数は『平成22年度 農林業センサス』の数値を使用した。

(注5) この数値は上記注1『砺波散村地域研究所研究紀要 第30号 西野真夫等「砺波地方の高齢化の実態について—限界集落の分布を考える—」』にて使用した『平成22年度砺波市住民基本台帳』の数値を利用した。他地区も同じ。

徳万頼成遺跡の変遷について

—平成26年度の発掘調査から—

高 柳 由紀子

- | | |
|---------|---------|
| 1 はじめに | 4 調査の結果 |
| 2 位置と環境 | 5 まとめ |
| 3 遺跡の概要 | |

1 はじめに

公益財団法人富山県文化振興財団では、国道359号線砺波東バイパスの建設に伴い、砺波市徳万・頼成^{とくまんらじょう}地内に所在する徳万頼成遺跡の発掘調査を平成26年度に行った。

現在遺物整理の途中であるが、平成27年6月の砺波散村地域研究所の例会で発掘調査の成果について発表する機会を得たので、その内容を報告する。

2 位置と環境

本遺跡は庄川と芹谷野段丘に挟まれた庄川扇状地に位置し、南北約1.7km、東西500mの範囲に広がる。古代では東大寺領荘園伊加流伎・井山村の、中世では徳大寺家領般若野荘の推定地とされており、古くから開発が行われた地として知られる(図1)。

遺跡周辺では東側の芹谷野段丘上に厳照寺遺跡などの縄文時代中期の集落、福山窯などの古代の須恵器窯が見つかり、長尾為景などの戦国時代の墓地がある。更に東の丘陵部には増山製鉄遺跡群などの古代の製鉄に関わる炭焼窯が見つかり、また中世の山城である増山城が知られている。西側の平野部では久泉遺跡で東大寺領荘園の溝所とみられる大溝や掘立柱建物がみついている。

3 遺跡の概要

徳万頼成遺跡は砺波東バイパス建設に先だって行われた分布調査で平成14年度に確認された。平成19年度には試掘調査が行われ、本調査が必要になった部分については平成19～21年度に砺波市教育委員会により発掘調査が行われている。古代の杭列、中世の掘立柱建物や道路などが検出され、それぞれ上記の荘園の存続期に重なる。また、平成25年度の試掘調査の結果本調査が必要になった部分については、平成26年度に富山県文化振興財団が発掘調査を行った。遺跡範囲の中心あたりを対象に2,510㎡の調査を行った。

4 調査の成果

みつかった遺構は、縄文時代、奈良・平安時代、鎌倉時代以降の3つの時代である。以下に時代ごとに概要を述べる。

(1) 縄文時代

縄文時代では、竪穴建物・谷・土器集中地点・倒木痕を検出した。時期は土器の年代から中期前半(新崎～上山田式期)で、今から約5,300年前ごろになる。



写真1 土偶

竪穴建物は谷のすぐそばでみつかった。発掘を始めた当初は多くの縄文土器が出土しており、土器捨て場と思われたが、掘り進めていく内にその下に竪穴建物があることが判明した。また、竪穴建物の中央部でみつかった半円形の土坑は、柱穴も伴うことから建て替え後の竪穴建物とわかった。いずれの建物も調査区境にあり、ほぼ半分を検出した状況である。

竪穴建物廃絶後は捨て場となり、縄文土器・土偶・ドングリ類・クルミ・黒曜石剥片などが出土した。土偶は河童形土偶で、残存長9 cm、幅5 cm

である（写真1）。手足は剥落しているが、首と胴体が欠損せずにみつかった。土偶としては残りが良いこと、県内では類例が少ないものであることから注目される。

竪穴建物のすぐそばの谷から多くの縄文土器などが出土した。竪穴建物に暮らした人々が近くの低地である谷に不要なものを廃棄しながら暮らした様子が想像される。

遺物は先述の竪穴建物・谷のほか、わずかな窪地となる土器集中地点から多く出土し、そのほかには打製石斧や磨製石斧が少量出土している。



図1 遺跡の位置 (1:25,000)

縄文時代中期は県内で最も遺跡数が多くなる時期で、その7割が丘陵と台地でみつまっている。砺波平野では段丘上で厳照寺遺跡などで堅穴建物がみつまっているが平野部での検出例はこれまでになく、低地でも建物を構えて暮らしたことがわかり貴重な発見となった。

(2) 奈良・平安時代

奈良・平安時代では焼壁土坑・土坑・焼土地点・水田を検出した。時期は水田が平安時代、そのほかは奈良時代である。

焼壁土坑は壁面が被熱し、炭化物が出土する土坑で、6基まとまってみつかった。大きさは長さ60～100cm、深さ7～31cmで楕円形や隅丸方形の形状である。遺物は土師器・須恵器がわずかに出土しており、これによって年代を判断した。用途としては、類似した遺構が検出された富山市の遺跡の例から、伏焼法による炭焼窯と考えられる。

焼壁土坑はこれまで富山市から射水市にかけての射水丘陵北側で多くみつまっている。それらは丘陵上に位置し、砺波市でも丘陵上である増山城跡法花坊峠遺構で平安時代の炭焼き穴がみつまっている。今回の調査で、丘陵近くの平野部でもみつかることがわかった。

水田は焼壁土坑よりも上層でみつかった。耕作田面から土器が出土し、平安時代の遺構と判断した。畦には礫を含むもの、礫を含まないものの2種があり、礫を含むものは比較的規模の大きな畦である。

礫を含む畦と溝を組み合わせたものから約110m離れた箇所にもう一つ畦を断面観察で確認した。条里の1町と同様な規模となり、坪境となる可能性がある。耕作田面からはヒトやウシとみられる足跡も検出した。

縄文時代に谷であった箇所（堅穴建物西側）は平安時代においても低地で、水田がみつまっている。この水田の下層では洪水砂層が断面で多数観察された（写真2）。出土した土器の年代から、



写真2 谷地形の断面

古墳時代頃から鎌倉時代までの間に幾度も洪水にあっており、繰り返して水田が作られた可能性がある。

また、徳万頼成遺跡周辺は遺跡発見前から金田章裕氏により東大寺領井山村と推定されており、今回の成果はこの説を更に補強する結果となった。

(3) 鎌倉時代以降

鎌倉時代以降では掘立柱建物・柵・土坑・溝を検出した。

掘立柱建物は1棟みつかった。柱穴は15基見付き、桁行は4間、梁行は調査区境にかかっており2間以上となる。約9m×5m以上の大規模な総柱建物である。富山県内では総柱の建物は中世では前期には80%を占め、中期50%、後期20%と、時代が新しくなる毎に減少していくとのデータがあり、この建物も中世前期の可能性が考えられる。柱穴には柱はみつからなかったが、柱の沈下を防ぐ礎板を敷くものが2基あり（写真3）、低地という土地の性質に対応した構造となっている。

柵は掘立柱建物の東側に隣接して検出した。主軸が同じことから、掘立柱建物と同時期



写真3 柱穴と礎板

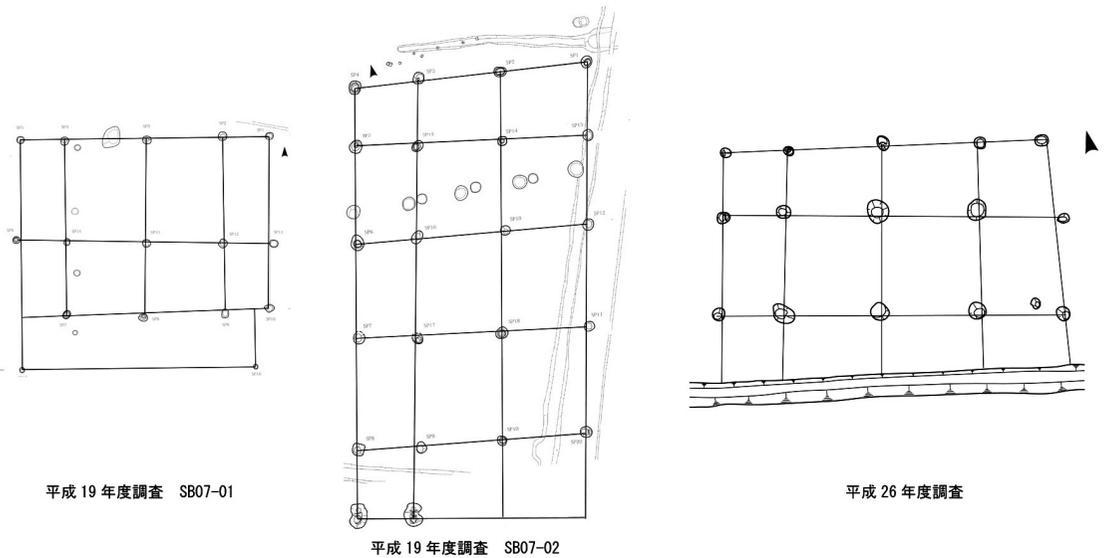


図2 徳万頼成遺跡の中世掘立柱建物 (1:200)

と考えられる。これらは徳大寺家領般若野荘存続期の遺構となるだろう。砺波市教育委員会により実施された平成19年度調査地点でも総柱の掘立柱建物が見ついている(図2)。全体の構造の分かるものは2棟あり、1棟は桁行4間、梁行3間となり、今回みつかった建物と近い規模である。もう1棟は桁行5間、梁行3間と規模が大きい。平成19年度と平成26年度の調査でみつかった掘立柱建物は300m以上離れて位置し、散村的な景観であったと想定される。

溝は鎌倉時代と江戸時代以降の溝が見つかった。江戸時代以降の溝は昭和50年代に行われた圃場整備で埋められており、水田の水路として現代まで使用されていたことがわかった。鎌倉時代の溝は掘立柱建物と同時期と考えるが、建物からやや離れており、遺物がわずかであることから建物に関する溝ではなく、こちらも水田の水路と考えたい。

5 まとめ

発掘調査の成果を以下にまとめる。

縄文時代では砺波平野の段丘下で堅穴建物を初めて検出し、中期には段丘上のほか平野部にも居

住していたことが明らかとなった。平安時代では水田を平面で検出し、東大寺領井山村の推定地を裏付ける結果となったことは大きな成果である。また古墳時代以降鎌倉時代を経て現在まで、度重なる洪水を受けてもなお同一箇所水田が営み続けられた可能性があり、この地の稲作は古くから行われていたことが考えられる。

現在遺物整理の途中であるが、より詳細な成果については平成27年度末に刊行する報告書に掲載する予定である。

(たかやなぎ・ゆきこ 公益財団法人富山県文化振興財団埋蔵文化財調査事務所)

(参考文献)

- 金田章裕「越中」(東京大学出版会『日本古代荘園図』(1996)
- 公益財団法人富山県文化振興財団埋蔵文化財調査事務所『とやま発掘だより一平成26年度発掘調査速報一』(2015)
- 高梨清志「越中(富山県)の様相」(北陸中世考古学研究会『掘立柱建物から礎石建物へ』(2004)
- 野原大輔「法花坊峠遺構」(砺波市教育委員会『増山城跡総合調査報告書』(2008)
- 野原大輔「総括」(砺波市教育委員会『徳万頼成遺跡発

掘調査報告Ⅰ』(2009)

堀沢祐一「まとめ」(富山市教育委員会『富山市境野新南Ⅱ遺跡・池多東遺跡発掘調査報告書』(2002)

町田賢一「富山県における縄文遺跡のあり方」(財団法人富山県文化振興財団埋蔵文化財調査事務所『富山考古学研究 紀要第13号』(2010)

町田賢一「徳万頼成遺跡」(公益財団法人富山県文化振興財団埋蔵文化財調査事務所『平成26年度埋蔵文化財年報』(2015)

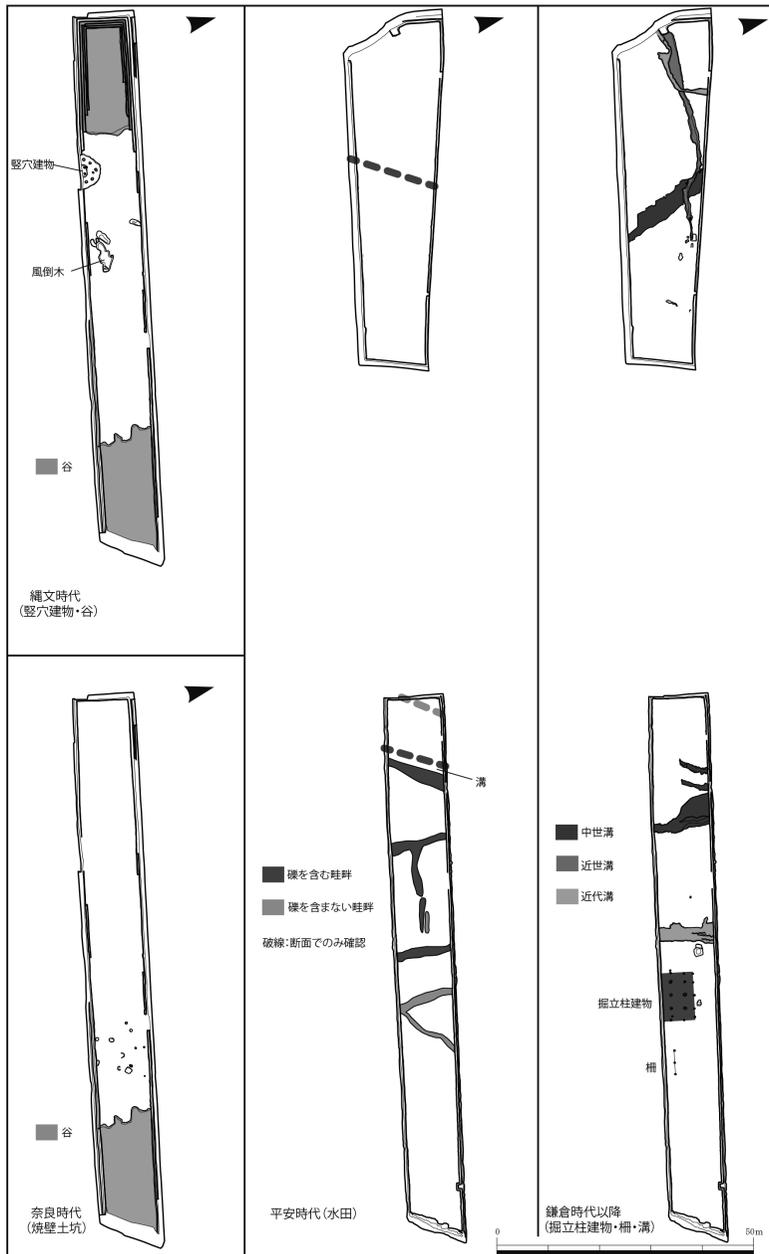


図3 徳万頼成遺跡遺構変遷図



写真4 全景（縄文時代）



写真5 竪穴建物（縄文時代）



写真6 竪穴建物（縄文時代）



写真7 焼壁土坑（奈良時代）



写真8 水田畦畔（平安時代）



写真9 人の足跡（平安時代）

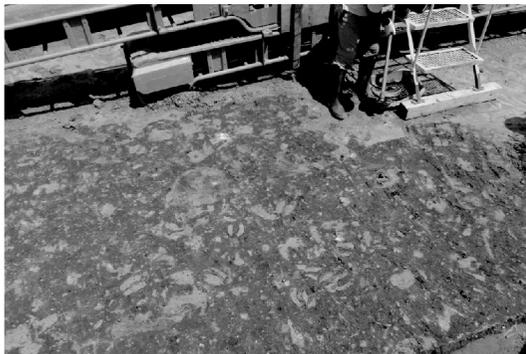


写真10 水田に残された足跡（平安時代）



写真11 掘立柱建物（鎌倉時代以降）

高齢者の友人関係に関する一考察

—元々の生業が異なる2つの地域の比較から—

島田章代

I はじめに

II 両地域における高齢者の友人関係調査

III おわりに

I はじめに

1. 研究の目的

人は、地域の中で育ち、地域の中で生きていく。各地域には、その土地らしい自然・歴史・産業など、様々な要素が重なり合って、それぞれに特色ある地域を形づくっている。各地域の特性は、そこに住む人に様々な形で影響を与えているはずであり、それは個人が形成する社会関係においても、然るべきであろう。地域の特性と、そこに住む者の社会関係^(注1)との関連を明らかにするのが本稿のテーマである。

地域の特性とそこで展開される社会関係とのかわりを検討するため、古くからの生業を異にする地域を1つずつ取り上げることにした。

富山県西部の小矢部市興法寺と、同じく富山県西部の射水市港町北長徳寺である(図1)。

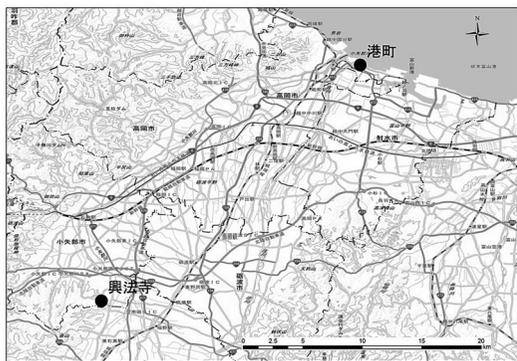


図1 2つの地域の位置

小矢部市興法寺は、古くから農業を生業としてきた地域で、散居村^(注2)の景観が広がる砺波平野の西端に位置する。一方、射水市港町北長徳寺は古くから漁業を中心的な生業としてきた地域で、旧新湊市に位置している。多角的漁業経営^(注3)による大規模な複合漁村が形成されてきた地域である。

この両地域の選定理由としては、古くからの生業が異なっており、新興住宅地が地内ないことが挙げられる^(注4)。もちろん、時代の流れと共に、両地域の中心的な生業は第2次・第3次産業へと移行している。しかし、古くからの住居形態がよく残されており、その地で長い時間をかけて育まれてきた社会関係は、都市近郊の農村などと比較して、人々の中に、より残存している可能性が高いと考えている。

ただし、実際の人々の生活は、特に働く若い世代においては、地域での生活よりも職場での生活に重点が置かれ、地域で築かれるべき社会関係が希薄な場合も少なからず予想される。また、ある程度同一地域に長く住んでいないと、その地内で社会関係を作ること自体が難しいであろう。そのため、対象を高齢者^(注5)にしぼることとした。高齢者はその地域に長く住んでいる場合が多く、高齢者個人によって作られる社会関係には、若い世代のそれと比べ、地域の特性がより色濃く反映されていると考えられるからである。

元々の生業が異なる地域で展開される高齢者の社会関係における様相を把握し、その差異が生まれる要因を解明することにより、地域の特性が人に与える影響について考察していきたい。

2. 対象地域の概要

1) 興法寺概観

小矢部市興法寺は、古くから農業を営んできた村で、散居景観が広がる砺波平野の西端に位置する(図2)。住居様式は、砺波平野の散居村に広く見られる住居形態で、広い敷地に母屋と納屋などから構成されている。地内に新興住宅地などは見られない。現在、興法寺の人口は295人、戸数は67戸である(注6)。また、兼業農家がほとんどである。

2) 北長徳寺概観

射水市港町北長徳寺は、古くから漁業を中心的

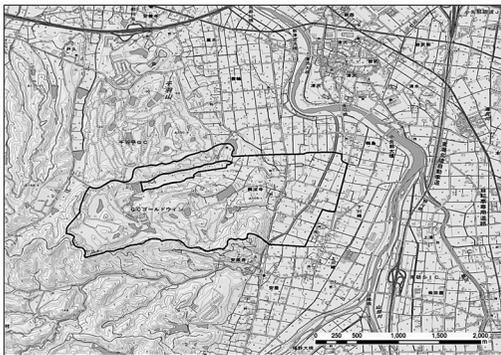


図2 小矢部市興法寺



図3 射水市港町北長徳寺

な生業としてきた地域で、旧新湊市に位置する(図3)。沖合にはいくつかの深間^{アイガメ}があり、新湊沖の海域は、よい漁場となっている。現在、この海域における沿岸漁業は、定置網を中心に多種多様の釣り、延縄^{ほえなわ}、手繰網^{てくりあみ}などの漁法が行われており、氷見市と並んで富山県漁業の中心地になっている(注7)。その中で長徳寺は、西放生津の浜町につづく西辺に、南方へ展開した地域で、内川を境にして、南・北長徳寺に分けられている。住居様式は、内川に面して間口が狭く、奥に長い町屋造りで、所狭しと家々が並んでいる。現在、北長徳寺の人口は308人、世帯数は105戸である(注8)。戦後すぐの昭和25年(1950年)と比較すると、人口は約5分の1に、世帯数は3分の1に減少している。

II 両地域における高齢者の友人関係調査

1. 調査のねらいと調査方法

小矢部市興法寺と射水市港町北長徳寺の両地域は、もともと歴史的に生業が異なっている。高齢者の社会関係における両地域の差異をみるため、個別訪問面接による聞き取りで、友人関係調査を実施した。

関係性の程度を明確に把握するため、関係性を3段階で表した。関係性の3段階は、「A：一緒にお茶を飲んだりお風呂に行ったりする関係」で極

めて親しい関係、「B：立ち話をする関係」、「C：あいさつをする程度の関係」である。そして、「A(一緒にお茶を飲む関係性の人)はどこにいるか」「Aの関係性の人は何人いるか」「Aの関係性になったきっかけ」「Aの関係性の人と会う頻度」を尋ねた。この4項目は、同一時に聞き取っている。また、時代的变化をとらえるため、高度経済成長後の昭和50年代(1975年～1984年)と現在の2つの時代区分別に関係性の段階を評価してもらった。

友人関係調査は、2015年4月から5月にかけて行った。

2. 小矢部市興法寺の友人関係調査結果

「A（一緒にお茶を飲む関係性）の人はどこにいるか」の項目では、高齢者の友人関係における物理的な距離感をつかむことが目的である。そこで、一定のルールを決めて、本人と友人との物理的距離を概算で出すことにした。

調査では、インフォーマント（情報提供者）がAの関係性にある友人が住む場所について、大字で答える場合もあれば、市町村名で答えることもあった。大字で答えられた場合は大字地内の公民館、市町村名で答えられた場合は市町村の役所までの距離を地図上で測定することにした。Aの関係性にある友人が興法寺の内部にいる場合には、同じ大字内ということで、距離を0とした。また、1年に一度、遠い県外に住むAの関係性の友人と会う場合などもあった。これらの距離も含めると、高齢者の日常における友人関係の距離感が逆につきかみにくくなってしまふ。そこで、会う頻度が1か月に一度以上の友人関係に限定して分析した。よって、「3か月に一度Aの関係性の友人と会う」などの場合は分析対象から除いた^(注9)。また、月に一度以上、県内の様々な場所に住む複数の友人と富山市で会う場合には、会う場所を友人までの距離とした。

すると興法寺では、月に1回以上会う友人がいる者は、16名（男性5名、女性11名）中14名（男性4名、女性10名）で、約88%であった。友人との距離の合計を、友人の総人数で割り、平均距離を算出すると、平均0.21kmであった（表1）。また、月1回以上会う友人が興法寺内にいる割合は、93.5%にもものぼった。

興法寺の高齢者は、圧倒的に興法寺内で友人を得ている状況が分かる。ほとんどの友人が興法寺内にいるために、友人との平均距離も0.21kmと、ごく小さな値となった。

次に、Aの関係性へのきっかけについて分析してみる。関係のきっかけを、「近所に住んでいる」「地域の組織での活動」など地縁に基づいた縁と、

表1 「月に1回以上会うAの人はどこにいるか」
(興法寺)

| 番号 | 年齢 | 性別 | 友人のいる場所 | 興法寺からの距離 (km) |
|------------------|-----|----|---------|---------------|
| 1 | 80代 | 女性 | 興法寺 | 0 |
| | | | 興法寺 | 0 |
| | | | 興法寺 | 0 |
| | | | 興法寺 | 0 |
| 2 | 60代 | 女性 | 下川崎 | 0.8 |
| | | | 鴨島 | 1.03 |
| | | | 興法寺 | 0 |
| 3 | 80代 | 女性 | 興法寺 | 0 |
| | | | 興法寺 | 0 |
| | | | 興法寺 | 0 |
| 4 | 80代 | 女性 | 興法寺 | 0 |
| | | | 興法寺 | 0 |
| 5 | 80代 | 女性 | 興法寺 | 0 |
| | | | 興法寺 | 0 |
| 6 | 80代 | 女性 | 興法寺 | 0 |
| | | | 興法寺 | 0 |
| | | | 興法寺 | 0 |
| | | | 興法寺 | 0 |
| 8 | 70代 | 女性 | 興法寺 | 0 |
| 9 | 80代 | 男性 | 興法寺 | 0 |
| | | | 興法寺 | 0 |
| | | | 興法寺 | 0 |
| 11 | 70代 | 女性 | 興法寺 | 0 |
| | | | 興法寺 | 0 |
| 12 | 60代 | 男性 | 興法寺 | 0 |
| | | | 興法寺 | 0 |
| | | | 興法寺 | 0 |
| 14 | 60代 | 女性 | 興法寺 | 0 |
| | | | 興法寺 | 0 |
| 16 | 60代 | 男性 | 興法寺 | 0 |
| | | | 興法寺 | 0 |
| | | | 興法寺 | 0 |
| 17 | 80代 | 男性 | 興法寺 | 0 |
| 18 | 70代 | 女性 | 興法寺 | 0 |
| | | | 小矢部市内 | 7.7 |
| 全14名(男性4名 女性10名) | | | 平均距離 | 0.2km |

*月に1回以上会う場合の事例のみ採用し平均距離を算出。「3か月に1回会う」などの場合は除く。

「職場が一緒」「趣味・ボランティア」「学校時代の友人」「子供を介しての縁」「その他」などの個人が選択的に結ぶ縁に分類する。また、近所の者でもあり昔の仕事の仲間でもあるという場合には、それぞれ1としてカウントした（表2-1、3-1）。

表2-2、3-2を見ると、興法寺の高齢者の場合、現在の「A：一緒にお茶を飲む」友人は、地縁がきっかけで友人となった場合が60.0%、選択縁は

表2-1 Aの関係性に至るきっかけ（興法寺 現在）

| 番号 | 近所 | 地域の組織を縁 | 職業の縁 | 趣味・ボランティア | 学校時代 | 子どもの縁 | その他 | 合計 |
|-------|------|---------|------|-----------|------|-------|-----|-----|
| 1 | 2 | | 2 | | | | | 4 |
| 2 | | 1 | 2 | | | | | 3 |
| 3 | | 1 | 1 | | | | | 2 |
| 4 | | 3 | | | | | | 3 |
| 5 | 3 | 2 | 1 | 2 | | | | 8 |
| 6 | 1 | 3 | 2 | | 3 | | | 9 |
| 8 | 1 | | 1 | | | | | 2 |
| 9 | 3 | | | | | | | 3 |
| 11 | 4 | 1 | | | | | | 5 |
| 12 | | 3 | | | 1 | | | 4 |
| 13 | | | 1 | | | | | 1 |
| 14 | 1 | 4 | | | | | | 5 |
| 15 | | | 1 | | | 1 | | 2 |
| 16 | | 3 | | | 9 | | | 12 |
| 17 | | 1 | | | | | | 1 |
| 18 | | 2 | 1 | 1 | | | | 4 |
| 合計 | 15 | 24 | 12 | 3 | 13 | 1 | | 68 |
| 割合(%) | 22.1 | 35.3 | 17.6 | 4.4 | 19.1 | 1.5 | | 100 |

表2-2 興法寺（現在）

| | 実数 | 割合(%) |
|--------------|----|-------|
| 地縁 | 39 | 60 |
| 選択縁 | 26 | 40 |
| 縁の数平均(一人当たり) | | 4.3 |

表3-1 Aの関係性に至るきっかけ（興法寺 昭和50年代）

| 番号 | 近所 | 地域の組織を縁 | 職業の縁 | 趣味・ボランティア | 学校時代 | 子どもの縁 | その他 | 合計 |
|----|------|---------|------|-----------|------|-------|-----|-----|
| 1 | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |
| 4 | | 2 | | | | | | 2 |
| 5 | | 3 | | | | | | 3 |
| 6 | | | | | 3 | | | 3 |
| 8 | 1 | | 1 | | | | | 2 |
| 9 | | | | | | | | |
| 11 | 4 | | | | | | | 4 |
| 12 | | 3 | | | | | | 3 |
| 13 | | | | | | | | |
| 14 | 1 | 4 | | | | | | 5 |
| 15 | | | 1 | | | 1 | | 2 |
| 16 | | 3 | | | 9 | | | 12 |
| 17 | 1 | | | | | | | 1 |
| 18 | | | | | | | | |
| 合計 | 7 | 15 | 2 | | 12 | 1 | | 37 |
| 割合 | 18.9 | 40.6 | 5.4 | | 32.4 | 2.7 | | 100 |

表3-2 興法寺（昭和50年代）

| | 実数 | 割合(%) |
|--------------|----|-------|
| 地縁 | 22 | 59.5 |
| 選択縁 | 15 | 40.5 |
| 縁の数平均(一人当たり) | | 2.3 |

40.0%となった。地縁が選択縁を上回っている。昭和50年代は、回想的な調査となったが、地縁がきっかけとなった友人関係が59.5%、選択縁が40.5%で、現在とほとんど変わらず、地縁が上回っていたという結果となった。

さらに、男女別の現在の友人関係の傾向をしてみる（表4-2、5-2）。興法寺の男性の場合、画一的に地縁・選択縁の分析をすると、地縁が45.5%、選択縁が54.5%で、選択縁がやや上回った。しかし、男性のインフォーマント5名のうち、3名が選択縁よりも地縁が上回っている（表4-1、5-1）。16番の男性のみ、選択縁が9と大きな値を示しているため、この影響を受けて選択縁がやや上回っ

た結果となったものと考えている。

興法寺の女性高齢者の場合は、現在の「A：一緒にお茶を飲む」友人は、地縁が63.0%、選択縁が37.0%となり、やはり地縁が選択縁を大きく上回っている。

次に、「A：一緒にお茶を飲む」関係性の量^(註10)を一定のルールに基づき考察してみる。

例えば、「地域行事・組織に集う者20人とその場でお茶を飲む」とインフォーマントが答えた場合は、その会を代表して1とみなした。興法寺には高齢者が集う「憩いの館^(註11)」と呼ばれる高齢者組織があり、確かに地元の高齢者が集ってお茶を飲むし、その後メンバーを募って一緒にお風呂

表4-1 Aの関係性に至るきっかけ（興法寺 現在 男性）

| 番号 | 近所 | 地域の組織を縁 | 職業の縁 | 趣味・ボランティア | 学校時代 | 子どもの縁 | その他 | 合計 |
|----|----|---------|------|-----------|------|-------|-----|----|
| 9 | 3 | | | | | | | 3 |
| 12 | | 3 | | | 1 | | | 4 |
| 15 | | | 1 | | | 1 | | 2 |
| 16 | | 3 | | | 9 | | | 12 |
| 17 | | 1 | | | | | | 1 |
| 合計 | 3 | 7 | 1 | | 10 | 1 | | 22 |

表4-2 興法寺（男性）

| | 実数 | 割合(%) |
|--------------|----|-------|
| 地縁 | 10 | 45.5 |
| 選択縁 | 12 | 54.5 |
| 縁の数平均(一人当たり) | | 4.4 |

表5-1 Aの関係性に至るきっかけ（興法寺 現在 女性）

| 番号 | 近所 | 地域の組織を縁 | 職業の縁 | 趣味・ボランティア | 学校時代 | 子どもの縁 | その他 | 合計 |
|----|----|---------|------|-----------|------|-------|-----|----|
| 1 | 2 | | 2 | | | | | 4 |
| 2 | | 1 | 2 | | | | | 3 |
| 3 | | 1 | 1 | | | | | 2 |
| 4 | | 3 | | | | | | 3 |
| 5 | 3 | 2 | 1 | 2 | | | | 8 |
| 6 | 1 | 3 | 2 | | 3 | | | 9 |
| 8 | 1 | | 1 | | | | | 2 |
| 11 | 4 | 1 | | | | | | 5 |
| 13 | | | 1 | | | | | 1 |
| 14 | 1 | 4 | | | | | | 5 |
| 18 | | 2 | 1 | 1 | | | | 4 |
| 合計 | 12 | 17 | 11 | 3 | 3 | | | 46 |

表5-2 興法寺（女性）

| | 実数 | 割合(%) |
|--------------|----|-------|
| 地縁 | 29 | 63 |
| 選択縁 | 17 | 37 |
| 縁の数平均(一人当たり) | | 4.2 |

に行くこともある。しかし、一対一になったとき、二人の関係性としては、「A：お茶を一緒に飲む」程度の親しい付き合いかどうかは判断できない。したがって、上記のような場合には、その会に代表させて1として数えた。逆に、聞き取りから、一緒に集まるが、個別にも仲が良いと判断される場合には、それぞれ1としてカウントした。

このようにして「A：一緒にお茶を飲む」関係性の量を算出すると、興法寺では現在一人当たり、4.3人とAの関係性にあるという結果となった。同様に、昭和50年代も算出すると、一人当たり、2.3人であった。昭和50年代は、現在の高齢者も現役世代であり、一緒にお茶を飲む暇などなかったという方が多かった。

また、男女別に見てみると、Aの関係性の量は、男性で一人平均4.4人、女性で4.2人となった。男性の方が女性よりも友人数が多い結果となっている。これも分析対象数が少なく、16番の男性がAの関係性12人と、高い値を示したことに影響されたものと考えられる。16番の男性を除く他の4人の男性の平均は、2.5人であった。こうなると、全国的には女性の方が男性よりも友人の関係量が

多いとの傾向とも合致し、筆者の現地調査での感触とも一致する。興法寺の高齢者の場合、友人が興法寺内にいることがかなり多く、親しい友人となったきっかけについても、地縁に基づくものが多いことが分かった。特に、興法寺の地縁の組織である「憩いの館」や仏教婦人会である「一如会^(註12)」の活動などが、Aの関係性へのきっかけとなっている場合が多かった。

3. 射水市港町北長徳寺の友人関係調査結果

北長徳寺でも、興法寺と同様のやり方で高齢者を対象に、友人関係調査を行った。個別訪問面接による聞き取り調査で18人（男性8人、女性10人）から聞き取ることができた。

まず、「月1回以上会うA（一緒にお茶を飲む関係性）の人はどこにいるか」の調査項目について、興法寺と同様のルールに基づき、本人と友人との物理的な距離を算出した（表6）。北長徳寺では月に1回以上会う友人がいるのは18人中13人^(註13)（男性7名、女性6名）で、72%であった。また、男性の方が女性よりも、「月に1回以上会う友人がいる」と答えた割合が高かった。そして、

表6 「月に1回以上会うAの人はどこにいるか」

(北長徳寺)

| 番号 | 年齢 | 性別 | 友人のいる場所 | 北長徳寺からの距離 (km) | |
|-----------------|-----|----|---------|----------------|-------|
| 1 | 70代 | 女性 | 古新町 | 0.27 | |
| | | | 庄川本町 | 0.58 | |
| | | | 北長徳寺 | 0 | |
| | | | 北長徳寺 | 0 | |
| | | | 北長徳寺 | 0 | |
| 4 | 60代 | 男性 | 新湊市内 | 0.43 | |
| 7 | 70代 | 女性 | 北長徳寺 | 0 | |
| | | | 三日曾根 | 0.9 | |
| | | | 善光寺 | 0.9 | |
| | | | 庄川本町 | 0.58 | |
| 8 | 70代 | 男性 | 富山市 | 15.7 | |
| | | | 射水市内 | 8.4 | |
| | | | 北長徳寺 | 0 | |
| 9 | 70代 | 女性 | 北長徳寺 | 0 | |
| | | | 北長徳寺 | 0 | |
| | | | 古新町 | 0.27 | |
| | | | 古新町 | 0.27 | |
| | | | 古新町 | 0.27 | |
| 10 | 80代 | 女性 | 古新町 | 0.27 | |
| | | | 本町 | 0.43 | |
| | | | 新湊市内 | 0.43 | |
| | | | 新湊市内 | 0.43 | |
| | | | 新湊市内 | 0.43 | |
| 11 | 60代 | 女性 | 新湊市内 | 0.43 | |
| 12 | 70代 | 男性 | 北長徳寺 | 0 | |
| | | | 新湊市内 | 0.43 | |
| | | | 新湊市内 | 0.43 | |
| 14 | 80代 | 男性 | 北長徳寺 | 0 | |
| 15 | 60代 | 男性 | 北長徳寺 | 0 | |
| 16 | 70代 | 男性 | 北長徳寺 | 0 | |
| 17 | 70代 | 男性 | 北長徳寺 | 0 | |
| | | | 新湊市内 | 0.43 | |
| 18 | 70代 | 女性 | 北長徳寺 | 0 | |
| 全13名(男性7名 女性6名) | | | | 平均距離 | 0.9km |

*月に1回以上会う場合の事例のみ採用し平均距離を算出。
「3カ月に1回会う」などの場合は除く。

北長徳寺内に友人がいる者が全体の40.5%で、半数を割りこんでいる。また、Aの関係性にある友人がいる場所は、平均距離にして0.9kmであった。

北長徳寺は内川より北側の南北に約200m東西に約400mの狭い範囲に家々が所狭しと並んでいる。北長徳寺の高齢者は、北長徳寺にとどまらず、近隣の大字にも友人を得ている状況が分かる。

次に、「A：一緒にお茶を飲む」関係性に至るきっかけについて分析してみる(表7~10)。

北長徳寺の場合、インフォーマント18名のうち、地縁をきっかけとしたものが21.3%、選択的な縁をきっかけとしたものが78.7%であった。選択的な縁が地縁を上回る結果であり、興法寺の結果とは対照的となった。

昭和50年代の結果は、地縁が36.7%、選択的な縁が63.3%であった。昭和50年代でも、地縁より選択的な縁が上回っていた。しかし、地縁の割合は現在よりも15%ほど上回る状況であった。

さらに男女別にみても(表9-2、10-2)、男性は地縁が57.1%、選択的な縁が42.9%と、地縁が選択的な縁を上回る結果となった。女性は10名に聞き取りをした中で、地縁をきっかけとした関係性はわずか5.7%にすぎず、選択的な縁が94.3%を占めた。

表7-1 Aの関係性に至るきっかけ(北長徳寺 現在)

| 番号 | 近所 | 地域の組織を縁 | 職業の縁 | 趣味・ボランティア | 学校時代 | 子どもの縁 | その他 | 合計 |
|----|-----|---------|------|-----------|------|-------|-----|-----|
| 1 | | | | 4 | | 2 | | 6 |
| 2 | | | 1 | | | | 1 | 2 |
| 3 | | | | 1 | | | | 1 |
| 4 | | 1 | | | | | | 1 |
| 5 | | | | | | | | |
| 6 | | | | | 1 | | 1 | 2 |
| 7 | | | | 2 | 1 | 3 | | 6 |
| 8 | | 1 | | | | | | 1 |
| 9 | | | | | 7 | | | 7 |
| 10 | | | | 3 | 3 | | | 6 |
| 11 | | 1 | | | 1 | 1 | | 3 |
| 12 | | 1 | | | 2 | | | 3 |
| 13 | | | 1 | | 1 | | | 2 |
| 14 | 1 | 1 | | | | | | 2 |
| 15 | | 1 | | | | | | 1 |
| 16 | 1 | | | | | | | 1 |
| 17 | | 1 | | 1 | 1 | | | 3 |
| 18 | 1 | | 1 | | | | | 2 |
| 合計 | 3 | 7 | 3 | 11 | 17 | 6 | 2 | 49 |
| 割合 | 6.1 | 14.3 | 6.1 | 22.5 | 34.7 | 12.2 | 4.1 | 100 |

表7-2 北長徳寺(現在)

| | 実数 | 割合(%) |
|--------------|----|-------|
| 地縁 | 10 | 21.3 |
| 選択縁 | 37 | 78.7 |
| 縁の数平均(一人当たり) | | 2.6 |

表8-1 Aの関係性に至るきっかけ（北長徳寺 昭和50年代）

| 番号 | 近所 | 地域の組織を縁 | 職業の縁 | 趣味・ボランティア | 学校時代 | 子どもの縁 | その他 | 合計 |
|----|----|---------|------|-----------|------|-------|-----|-----|
| 1 | | | | | | | | 1 |
| 2 | | 1 | | | | | | 1 |
| 3 | | 1 | | | | | | 1 |
| 4 | | | | | | | | 2 |
| 5 | | | 2 | | | | | 1 |
| 6 | | | | | 1 | | | 1 |
| 7 | | | | | 1 | 3 | | 4 |
| 8 | | 2 | | | | | | 2 |
| 9 | | | | | 2 | | | 2 |
| 10 | | | | | 2 | | | 2 |
| 11 | | | | | 1 | 1 | | 2 |
| 12 | | 1 | | | 1 | | | 2 |
| 13 | | 1 | | | | | | 1 |
| 14 | | 2 | | | | | | 2 |
| 15 | | | 2 | | | | | 2 |
| 16 | | 1 | 1 | | | | | 2 |
| 17 | | 1 | | | | | | 1 |
| 18 | | 1 | 2 | | | | | 3 |
| 合計 | | 11 | 7 | | 8 | 4 | | 30 |
| 割合 | | 36.7 | 23.3 | | 26.7 | 13.3 | | 100 |

表8-2 北長徳寺（昭和50年代）

| | 実数 | 割合(%) |
|--------------|----|-------|
| 地縁 | 11 | 36.7 |
| 選択縁 | 19 | 63.3 |
| 縁の数平均(一人当たり) | | 1.7 |

表9-1 Aの関係性に至るきっかけ（北長徳寺 現在 男性）

| 番号 | 近所 | 地域の組織を縁 | 職業の縁 | 趣味・ボランティア | 学校時代 | 子どもの縁 | その他 | 合計 |
|----|----|---------|------|-----------|------|-------|-----|----|
| 4 | | 1 | | | | | | 1 |
| 8 | | 1 | | | | | | 1 |
| 12 | | 1 | | | 2 | | | 3 |
| 13 | | | 1 | | 1 | | | 2 |
| 14 | 1 | 1 | | | | | | 2 |
| 15 | | 1 | | | | | | 1 |
| 16 | 1 | | | | | | | 1 |
| 17 | | 1 | | 1 | 1 | | | 3 |
| 合計 | 2 | 6 | 1 | 1 | 4 | | | 14 |

表9-2 北長徳寺（男性）

| | 実数 | 割合(%) |
|--------------|----|-------|
| 地縁 | 8 | 57.1 |
| 選択縁 | 6 | 42.9 |
| 縁の数平均(一人当たり) | | 1.8 |

表10-1 Aの関係性に至るきっかけ（北長徳寺 現在 女性）

| 番号 | 近所 | 地域の組織を縁 | 職業の縁 | 趣味・ボランティア | 学校時代 | 子どもの縁 | その他 | 合計 |
|----|----|---------|------|-----------|------|-------|-----|----|
| 1 | | | | 4 | | 2 | | 6 |
| 2 | | | 1 | | | | 1 | 2 |
| 3 | | | | 1 | | | | 1 |
| 5 | | | | | | | | 2 |
| 6 | | | | | 1 | | 1 | 2 |
| 7 | | | | | 2 | 3 | | 6 |
| 9 | | | | | 7 | | | 7 |
| 10 | | | | 3 | 3 | | | 6 |
| 11 | | 1 | | | 1 | 1 | | 3 |
| 18 | 1 | | 1 | | | | | 2 |
| 合計 | 1 | 1 | 2 | 10 | 13 | 6 | 2 | 35 |

表10-2 北長徳寺（女性）

| | 実数 | 割合(%) |
|--------------|----|-------|
| 地縁 | 2 | 5.7 |
| 選択縁 | 33 | 94.3 |
| 縁の数平均(一人当たり) | | 3.5 |

北長徳寺の男性と女性で、「A：一緒にお茶を飲む」関係性のきっかけについて、大きな差が出たことは、旧新湊市に根付く風習である「たのもし^(注14)」が大きく関わっていると考える。北長徳寺の男性は、北長徳寺に3つある^(注15)「たのもし」のいずれかに加入している場合が多かった。月に一度、定期的に催される「たのもし」で、周囲との親交を深めている状況がうかがえる。

さらに、「A：一緒にお茶を飲む」関係性の量についてみる。北長徳寺の場合、Aの関係性の量は、現在一人当たり2.6人という結果であった。昭和50年代は、まだ働き盛りであり、一人当たりのAの関係性の量は1.7人であった。興法寺と同様に現在よりも、Aの関係性の量は少ないという結果であった。また、男女別に関係性の量を見てみると、男性が一人平均1.8人に対して、女

性は3.5人であった。

北長徳寺では、高齢女性がサークル活動やボランティア活動などで、選択的な縁を自ら活発に作っている状況と言えよう。また、聞き取りによると、北長徳寺では「A：一緒にお茶を飲む」関係性の友人に対しては、手料理を分けたり、もらったりといった、極めて親しい付き合い方をしていることも分かった。

北長徳寺において、Aの関係性に至るきっかけが作られる場合は、男性の場合は主に「たのもし」であり、女性は地域のボランティア活動や習い事などであった。北長徳寺全体の傾向としては、地縁的な組織を介して友人を得るよりも、どちらかと言えば、個人的に、選択的に、親しい友人を作っている傾向がみえた。

Ⅲ おわりに

調査結果から鑑みると、両地域の高齢者の友人関係は、以下のように総括することができる。個人的な差はもちろんあるが、興法寺の高齢者は、地内に友人がいることが多く、地域の組織における活動を通して、親しい友人となる場合が多かった。それに加えて、近所に住んでいることそれ自体で、一緒にお茶を飲む親しい友人となる割合が高い値を示した。興法寺は散居形態がみられる農村地帯にあっても、近所の者と野菜の苗を交換したり、肥料を分け合ったりして、日常的に交流が生まれやすいことが窺える。

北長徳寺の高齢者の友人関係は、男性の場合は「たのもし」が盛んであることから、どちらかと言えば、地域内に友人を得ることが多い。女性の場合は、学校時代の友人や趣味・ボランティア活動を通して、広域的に選択的に友人を持つ傾向にある。北長徳寺の高齢者における社会関係は、漁業を中心的な生業としながらも、近世より廻船業も盛んとなり^(注16)、次第に人口が増加したことから、都市的要素を含んだ社会関係の様相にあると言える。

以上のように、高齢者の友人関係は、地域によって選択的な縁が上回ったり、逆に地縁が上回ったりするなど、差異が見られた。また、空間的にも、在住地内を超えて、広域的・選択的に交流する傾向にある地域、在住地内の近距離に友人を獲得する傾向にある地域がある。このように、地域の特性が、高齢者の社会関係にも大きな影響を及ぼしていると言える。

(しまだ・あきよ 富山大学人文科学研究科)

(注)

(注1) 地域の特性と高齢者の社会関係との関連を分析した研究として、石川久展・冷水豊・山口麻衣2009。「高年者のソーシャルネットワークの特徴と生活満足度との関連に関する研究」、原珠里2005。「農村における高齢女性のパーソナルネットワークに関する考察」、松岡悦子2003。「高齢者の幸福感と自立をめぐる」などがある。

(注2) 砺波平野では、散村的な住居形態に関して、「散居村」の呼び名が一般的に使われている。興法寺も砺波平野の西端に位置し、その集落形態を本稿では散居村と呼称する。

(注3) 富山湾の水深は、中央部で800～1300メートルの深さがあり、それに大陸棚(平均120メートル)の平坦な浅い海が幅3～5キロメートルと広く発達している。また、暖流と寒流が沖合で交わる地点にあり、様々な種類の魚が獲れる。天然の良い漁場となっている。(新市史編さん委員会1992。『新湊市史 近現代』新湊市役所。)

(注4) 近年、複数の論文で都市近郊の地域社会が大きく変容・あるいは変質し、混住化が進んでいる現状が報告されている(高橋、1991、古田、1990)。

(注5) 統一された基準はなく、高齢運転者標識では70歳以上を対象とし、後期高齢者医療制度では65歳以上75歳未満を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者としている。また、WHO(世界保健機関)では65歳以上を高齢者とする。本稿では一般的に使用される、65歳以上を高齢者として、インフォーマントの対象とした。

(注6) 平成26年度興法寺自治会資料による。

(注7) 新湊市史編さん委員会1992。『新湊市史 近現代』新湊市役所

(注8) 平成26年度北長徳寺自治会資料による。

(注9) 欠番のうち、7番と10番は、友人関係調査では聞き取れていないため、欠番となっている(先に近所関係調査を実施)。13番、15番が欠番になっているのは、友人と会う頻度が1か月に一度以上に

達していないため。

(注10) Aの関係性にある友人が1人当たり何人いるかという意味で使用している。月に何回会う等の限定は、ここではしていない。

(注11) 農繁期の5月と9月を除くその他の月において、10日と20日に地域内の公民館で60歳以上の高齢者が集う組織。役員手作りの昼食を食べたり、地元の医師の講義を聞いたりする活動を行っている。

(注12) 興法寺内にある浄土真宗本願寺派の浄教寺の婦人部組織。活発な活動が維持されており、毎月さまざまな行事が催され、地元高齢者が集う場の一つとなっている。

(注13) 2番、3番、5番、6番、13番が欠番になっているのは、友人と会う頻度が1カ月に一度以上に達していないため。

(注14) 古くから続く「頼母子講」を起源とする集まりで、地元の人は「たのもし」と呼んでいる。かつては、相互扶助が目的であった。現在では、仲間と集う遊興目的となっている「たのもし」がほとんどである。「たのもし」は、旧新湊市内に現在でも広く見られる。

(注15) 北長徳寺には、地元の男性で構成される「たのもし」が3つあり、三日会、二十日会、二三会である。女性の「たのもし」としては、「華の会」がある。

(注16) 社会学者山岡栄市は著書『漁村社会学の研究』大明堂、1965において、漁村を漁港漁村、砂浜漁村、廻船漁村の3つの類型に分類している。漁港漁村は、かなり古い時代から今日まで常に漁業依存度を高く保持し、漁村としての社会的特性を一貫してもちつづけてきた漁村集落を想定している。また砂浜漁村は、地引網やその他の網漁業や製塩業の盛行（江戸時代）に対応して、砂浜地帯に立地した漁村としている。また、廻船漁村は、帆船が風邪を受けて入りやすく、風波を避け得る湊であり、他国の帆船が数多く出入りし、都市的要素をもった漁村と位置付けている。山岡は新湊を廻船漁村として位置づけている。

(参考文献)

石川久展・冷水豊・山口麻衣（2009）高年者のソーシャルネットワークの特徴と生活満足度との関連に関する研究。人間福祉学研究 第2巻第1号。

小矢部市史編集委員会（1971）『小矢部市史』小矢部市役所。

新湊市史編さん委員会（1992）『新湊市史 近現代』新湊市役所。

高橋誠（1991）都市近郊農村の社会変化に関する地理学的研究。人文地理第43巻第1号。

原珠里（2005）農村における高齢女性のパーソナルネットワークに関する考察。村落社会研究第11巻第2号。

古田充宏（1990）都市近郊「農村」の混住化に関する社会地理学的研究。人文地理第42巻第6号。

松岡悦子（2003）高齢者の幸福感と自立をめぐる。現代社会学研究第16巻：43-61。

山岡栄市（1965）『漁村社会学の研究』大明堂。

庄川上流地域見学会実施報告

- 1 実施日 27年8月8日（土）連日の猛暑が続く中であったが、すべて予定通りに実施された。
- 2 参加者 14名
- 3 案内者 金田所長、新藤正夫、西野真夫、川原国昭、山下史代 5名
- 4 コース 散居村ミュージアム（7時40分発）－合口ダム－小牧ダム－道の駅たいら－田向旧羽馬家住宅－荻町城山展望台－帰雲城跡－御母衣発電所・ダム－莊川桜－心打亭（昼食）－魚帰りの滝－庄川源流部－道の駅莊川－散居村ミュージアム（16時50分着）

5 見学会の概要

- ・ 松川除・合口ダム・小牧ダム・祖山ダム
猛暑下であり、何れも車窓より説明を行った。加賀藩の庄川の治水事業の歴史、近代的な利水ダムとしての合口ダムを説明した。また、小牧ダムは、庄川水系に最初に造られたアーチ式のダムで、資材を運ぶ軽鉄道や索道の建設を伴うなどの大事業であったこと、飛州木材などの流木事業者との流血を伴う争議があったことなどを説明した。材木をダムから下流に運ぶ「チェーンコンベア」の機材が今も残っている。その後、小牧ダムと同年に完成した祖山ダムについても説明した。
- ・ 田向旧羽馬家住宅
国道156号線を折れ、田向集落に入る。今回、所有者のご厚意により、田向旧羽馬家住宅の内部見学をこの見学会初として実施した。この建物は、江戸時代17世紀後半とされ、五箇山地方民家の最も初期の合掌造りとされている。出入り口は妻入り、床構造部分は4室からなる田の字型であり、屋根の勾配は60度の正三角形となっている。後世の改造も少なく、当初の姿を最もよく残していることで標本的な価値が高いと言われる。
- ・ 荻町城山展望台
午前10時の定刻通りに到着する。炎天下の中、他の多くの観光客も先乗りしており、展望台からの荻町の眺めに歓声が上がった。集落内の散策を組み込まなかったため、高台から集落の様子を見下ろしながら、合掌造りの構造や昔の暮らしについて説明を行った。白川郷合掌集落をバックに集合写真を撮る。
- ・ 帰雲城跡
快晴であり、城跡公園から帰雲山の崩落跡がはっきりと眺めることができた。天正13年11月29日（1585年）に発生した大地震によって山塊の大崩落が起きて帰雲城とその城下が埋没し、多くの人が亡くなったとされること、その大地震によって庄川町の前山が崩れて庄川を堰き止め、その後、自然堤防が決壊し、現在の庄川の河道が開けたことについて説明した。見学者からは500年前も昔の崩落地が生々しく跡を留めていることについて驚きの声が上がっていた。
- ・ 御母衣ダム・発電所
見学者用資料施設である電力館前で出迎えを受け、誘導によりバスに乗り、地下発電所の構内に入り、下車してタービン上屋の空間で庄川水系の電力事業や本発電所の説明を聞く。その後、ダムサイトまで上がって、再び下車した。御母衣ダムが当時では珍しいロックフィルダムとなった経緯や岩石や土をどこから採取してきたのかなどについて説明を受けた。一方、このダム建設に当たり、多くの村々が湖底に沈んだことなど同行所員から説明を行った。

- ・ 魚帰りの滝

眩しい日差しの中、滝の水は白い糸を引くように流れ落ちていた。澄んだ水の美しさに感動の声が上がった。下流にダムができるまでは、この滝が庄川本流で唯一の滝であり、遡上してきた魚が上れないで帰って行ったところから名が付いた。

- ・ 庄川源流部

山中山橋のたもとでバスを降り、上流に向かって河道に沿い砂利道を歩いた。沢に降りることのできる場所があったので、源流部は、まだまだ先であったが見学者の体力、見学時間を考えて川面に出た。そこで、大きな岩の間を流れ下る庄川上流の水の冷たさを体感してもらい、最上流に近いことを実感してもらった。

6 成果と課題

- ① この見学会の趣旨である「砺波平野の母なる川庄川の歴史や自然、その流域において特色のある文化を発達させてきた先人の暮らしについて見聞し、郷土砺波に関する理解を深める」について、基本的な水利用、人々の文化・暮らし、そして自然環境を取り込んだ企画として、参加者の理解は深まったものとする。
- ② 一方、児童生徒を含め、次代を担う世代あるいは一般家庭の参加が見られなかったことは、学術性の確保と企画の魅力が必ずしも相乗化しないものと言えるのか、次回の企画の傍証としたい。
- ③ 真夏であり、加えて今年は酷暑の中の実施となったので、頻繁なバスの乗降は避けるとともに、距離のある歩行移動は避けた。また、水分の補給を勧め、トイレ休憩は多めに取った。参加者にはお土産を買う場として道の駅荘川などの時間を確保した。真夏の日程はゆとりが必要であり、時節も選択肢になる。



旧羽馬家住宅



荻町城山展望台



御母衣ダム地下発電所



庄川源流部付近

第8回散村地域見学会実施報告

- 1 実施日 27年9月19日（土） 晴れ時々曇り
- 2 参加者 53名
- 3 案内者 佐伯安一、川原国昭
- 4 コース 散居村ミュージアム（14時40分発）－山田新田用水取入口－細木神明宮－大塚新村－是安不吹堂の宮－竹林新村－梅原胡摩堂遺跡群－宗守城跡－田屋川原の戦い付近－散居村ミュージアム（16時50分着）

5 見学会の概要

砺波平野の散村は、近世初頭から平野部での本格的な広がりを見せる。特に、水利の確保が必要になる台地地形の開拓には大きな力が必要である一方、多大な成果があった。

今回の見学は、加賀藩の権力が固まった江戸時代前期における南砺地方の山田野の具体的な取り組みとともに、その開拓を支えた中世にさかのぼる周辺部の歴史を探るものとした。

① 山田新田用水取入口

山田野は、城端町から福光町の間広がる土地である。小矢部川と山田川に挟まれた地域で、立野ヶ原から続く高台のため、近世初めまで未開の地であった。寛文4年(1664)、この地で鷹狩りを行った加賀藩5代藩主前田綱紀が、新開の適地であることを察し、藩の御納戸金（藩費）で用水を引いた。工事の始まりは明らかではないが、寛文13年(1673)3月、3里19町（約15キロメートル）の用水が完成した。直ちに周辺24か村から農民が入植し、後に2,400石の新田が開発された。近世初期の代表的な藩営新田開発である。用水は、「五か村用水」とも呼ばれる。「五ヶ村」は、細木新村、縄蔵新村、大窪新村、大塚新村、天池新村と山田新村、赤坂新村である。

② 大塚新村

五か村の一村。JR城端線越中山田駅の駅前に、旧山田村の役場、小学校（現山田保育園）、JAがある。少し離れて村名の元となった大塚がある。この集落は、昭和27年から30年にかけて圃場整備を行ったが、その後、1反区画であったものを3反区画に再整備し、パイプラインによる灌漑設備を施した。

③ 竹林新村（山田野新村を含む。）

山田野新田に北隣し、新田より少し前の寛文2年(1662)の村立てである。寛文10年(1670)の御印高は223石余で、嘉永6年(1853)には790石に増えている。用水は、小矢部川右岸の土生地内から引いた。今、この集落の中心部を占める部分は、元和4年(1618)成立の山田新村（山田野新田新開の頃、山田野新村と改称）であり、竹林新村の母胎となった。この頃の用水は大井川から取水していたが、竹林新村を開いた頃、土生村地先の小矢部川まで取入口を延ばして竹林用水としている。山田野新村は大正3年に大字名の改廃で竹林新村と合併し、竹林となった。

④ 梅原胡摩堂遺跡群

梅原胡摩堂遺跡は、東海北陸自動車道の建設に伴う調査として平成元年から同4年にかけて発掘された。幅60メートル、総延長約1キロメートルに及んだ。このうち、北側は平安時代末から鎌倉時代の遺跡で南側は室町時代の遺跡が多い。このことは開発が北から南へ進んだことを表している。

これらの調査では、集落跡や建物跡、多くの生活遺物、特異なものでは大井川の舟着場跡（小矢部

川を通じて河口の国津に至る舟運)や瑞泉寺の梅原坊寺内町跡などが検出された。中世の山田郷の生活面が明らかになった訳で、これらは山田野新開の基地部分と言えよう。

⑤ 宗守城跡(宗守寺屋敷遺跡)

梅原胡摩堂遺跡群の東南方向にある宗守神社は、周囲が土塁で囲まれており、室町時代の城跡と伝えられる。周囲の小地名に寺屋敷、釣鐘土居、堂ノ中などがあることから寺跡とする見方もあった。旧福光町(南砺市)で、平成7年に土塁の一部を試掘したところ、珠洲焼、青白磁、経筒の蓋などを発掘した。これらを総合して鎌倉・南北朝時代の寺院があったことがわかった。

⑥ 田屋川原の戦い付近

文明7年(1475)、蓮如の吉崎退去後、加賀の一向一揆は守護富樫政親と争って敗れ、有力門徒は越中へ逃れて井波瑞泉寺に入った。そこで、越中の一向宗勢力が増大することに危機を感じた福光城主の石黒光義は、医王山の天台宗惣海寺の援軍を得て、文明13年(1481)春、井波方面へ向かった。途中、大井川の田屋川原で両者が対峙したとき、加賀湯湧谷の一向宗勢力が留守になった惣海寺と福光城を焼いた。腹背に敵と対峙した石黒勢は総崩れとなり、石黒氏は滅亡した。

以後、砺波郡は一向宗の勢力下となり、山田川から東は瑞泉寺、西は安養坊(後の勝興寺)が支配するところとなった。

6 成果と課題

① 今回は、立野ヶ原から続く台地の開発を通じて、砺波地方(福光・城端地区)の近世前期の散村の展開について説明した。

② 加賀藩統治が安定に向かう中、生産力を上げるため新田開発が大きな課題になった中、藩の力と在地の農民層の力が共通の方向性を向き、大きな成果を上げたもので、散村形成の大きな1ページとして理解いただけたと思っている。見学内容が多様であったため、時間的に十分でなかったところがあり、次回の企画に向けて留意したい。



開拓の面影を残す山田野



山田野の農家を訪ねる

砺波散村地域学習講座実施報告

1 小学生の部 「散居村見て歩き講座」—夏休みの自由研究にしよう—

① 期 日 平成27年8月6日（木） 8:15～17:00 天候 晴れ

② 参加者 小学4年生親子 7組

（出町小1組、庄南小1組、南部小2組、北部小1組、東部小2組）

③ 日 程

開講式・交流会 8:15～9:00

散居村ミュージアム多目的室にて、金田所長の「学習意欲を盛り上げるような講義」があり、引き続いて、参加者の自己紹介などを行った。特別参加の鹿児島県南九州市知覧町の中福良小学校6年生3名（引率教諭1名）のていねいな学校紹介も素晴らしいものであった。

活動1 9:00～10:45（散居村見て歩き活動前半）

散居村ミュージアム→閑乗寺散居村展望台→合口ダム→庄西幹線水路がトンネルから抜けた上中野地点→大門のどんど→散居村ミュージアム

おおまかに散居村の様子をとらえた。合口ダムで取り入れた水のゆくえを追跡することにした。

活動2 10:45～12:00（夏休み自由研究作品制作）

活動3 13:00～15:00（散居村見て歩き活動後半）

散居村ミュージアム→新藤正夫氏宅訪問→散居村ミュージアム

散居村のなかの典型的なアズマダチの新藤家を訪問し、屋敷内や家屋内を見せていただく。スケッチはせずに、質問に答えていただいた。

活動4 15:00～16:40（夏休み自由研究作品制作）

閉講式 16:40～17:00

④ 成果と課題

- 対象を小学校4年生と限定したので、市内各学校4年生全員に案内した。参加者の発達段階が一定で、学習レベルも把握していたので、プログラムも組みやすかった。
- 応募なので、学習意欲のある親子が集まった。夏休みの自由研究のテーマが決められ、夏休み初旬に仕上がるというのも都合がよく、熱心に取り組んでいた。
- 高原所員が指導にあたり、実際に作業する時間を十分にとったこと、デジカメ写真をプリントアウトする手はずを整えておいたこと、使用する文房具を揃えておいたことで、具体的に模造紙上に制作することができ、ほぼ9割程度に仕上がった。



閑乗寺からながめる親子



大門の‘どんど’で大きな流れ確認



末端の田んぼへの入水を確認



親子で自由研究作品を制作

2 中学生の部 —地形図を持って自然と歴史を学ぶ—「扇頂部（庄川町）を調べる」

① 期 日 平成27年8月7日（金） 9:00～16:00 天候 晴れ

② 参加者 15名（出町中4名、庄川中10名、教諭1名）

③ 日 程

開講式・講義

庄川中学校の協力を得て講座を実施する。

開講式では、金田所長から地理が好きになるようなお話がある。

引き続き、新藤所員が指導にあたり、今回のテーマである地形図を読むことについて、縮尺、方位、記号、標高、等高線など基本的な表記の説明を行い、等高線から地形を読み取ることなどの講話を行う。また、砺波地方の合口以前の測図と合口以降の測図などを資料とした。

活動Ⅰ（午前）

やまぶき荘前坂道上展望→雄神地区庄集落→弁財天公園→若林口用水取水口跡→松川除堤防→種田地区散村農家

バスによる現地巡検は、地形図を持って出発し、庄川右岸段丘より、庄川が平野部に流れ出す扇頂部の様子を眺め、散村が広がる一方、厳しい地形環境にある扇頂部の集落の形態を確認する。また、旧の地形図から平野一円に用水が供給された跡や近世の大規模な築堤場所の跡を現地で確認する。

その後、扇頂部に近い散村地域の農家を訪れ、水害との歴史、地形による強風と種もみ生産の関係を学んだ。

活動Ⅱ（午後）

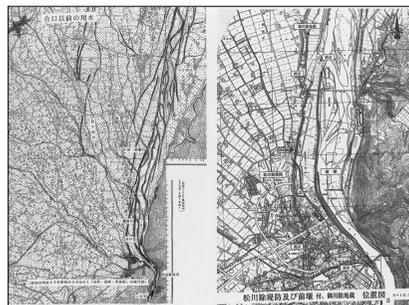
庄川合口ダム→小牧ダム→松原遺跡

現在の地形図から合口された用水路を確認する。庄川の電源開発の歴史を学ぶ。また、安定的な高台地にある有史以前の集落痕跡を確認する。

その後、学校に戻り、まとめと発表を行った。

④ 成果と課題

- ・ クラブ活動が盛んな時節であり1年生に絞って募集した。酷暑が見込まれ、扇頂部の見学であることから、移動時間が短縮できる庄川中学校の協力を仰ぎ、さらに冷房の効いた部屋を提供いただいたことにお礼を述べたい。地形図を読み解くという対象学年にとってはやや難しいテーマを、楽しく、かつ理解しやすい工夫を加えることで、初期の目的を果たす活動になったと思う。
- ・ あらかじめ調べる項目を簡条書に記した参考資料や地形図を利用し、それぞれの見学場所で、熱心に学習してくれた生徒の参加態度を高く評価し、この体験を学習に生かして欲しいと願う。



3 高校生の部 「庄川扇状地と産業」

- ① 期 日 平成27年8月4日(火) 8:30~16:00 天候 晴れ
参加者 8名(高岡高校6名、砺波高校2名)、大学生1名、教員2名

③ 日 程

- ・ オリエンテーション・講義

散居村ミュージアム研修室において開講式を行い、引き続き日程説明などオリエンテーションを行った。

その後、金田所長が講義を行い、庄川扇状地の成立や特徴、散村の成立などについて説明する。

- ・ 巡 検 (コース内容)

となみ散居村ミュージアム→閑乗寺公園展望台(旧河道跡など砺波平野を説明を聞きながら俯瞰した)→小牧発電所(関西電力の方から、庄川水系の水力発電所などに関する説明を受け、その後小牧発電所を見学した)→小牧ダム(ダム建設の経緯、特徴などの説明を受けながら見学した)→合口ダム(砺波平野を潤す用水の出発点を確認した)→(車中より飲料水・電子部品工場など工場進出の様子や旧河道跡の開発の様子などを確認した)→散居村ミュージアムにて昼食→扇中央部の砂利採掘場(小島地区の採掘場にて扇中央部の砂礫層の様子を確認した)→高岡市福岡町の養魚場(扇端の湧水を利用した養鯉場を見学し、歴史・現状などについて話を伺った)→JA佐野支店(扇端の湧水を確認した)→となみ散居村ミュージアム

- ・ レポート作成・発表

参加者一人一人が、講義の内容と巡検で見学したことや聞いたことなどをもとにして、「庄川扇状地と産業」というテーマでレポート作成に取り組んだ。どの生徒も真面目に巡検で知ったこと、わかったことなどをレポートにまとめていた。

最後に、本日の感想を参加者一人一人が、時間の都合もあり簡潔に発表した。

④ 成果と課題

- ・ なぜ庄川扇状地では砂礫が堆積している扇中央部でも水田耕作が発達したのか、扇端部の湧水を活かした産業について、庄川でどのように電源開発が行われ、それが地域にどのような影響を与えたかなど「庄川扇状地と産業」について、実際に見て、説明を聞くことによって、生徒たちはよく理解することができたと思う。特に、小牧発電所を見学できたのは大きな収穫だった。
- ・ 学校の授業では言葉としてしか理解していない砂礫の堆積の様子を見ることは良い経験であった。高岡高校の生徒にとっては散村を俯瞰したことも初めてのことであり、良い機会となったと思う。
- ・ 地元である砺波地区からの出席者が2人と少なかった。砺波高校や南砺福野高校との一層の連携の強化が課題である。
- ・ なお、大学生の参加者の西能立さんから「砺波平野の治水遺産と産業」と題するレポートが後日提出された。



閑乗寺公園展望台から説明



小牧ダムの発電設備



福岡町の養鯉場

平成27年度活動記録

I 調査研究

- 1 散村地域の人口変動に関する調査研究
・高齢化に伴う砺波散村地域の農業経営の変容
- 2 砺波地域の観光資源に関する調査研究
- 3 砺波平野における屋敷林とアズマダチの現況調査

II 例会・見学会等

1 例会

(1) 第66回例会 平成27年6月27日(土) となみ散居村ミュージアム

- ① 発表 ・「徳万頼成遺跡について ―平成26年度の調査成果―

高柳 由紀子

(富山県文化振興財団

埋蔵文化財調査事務所調査課)

- ・「砺波地方における集落営農の動向 ―農村の高齢化と関わって―

西野 真夫(砺波散村地域研究所所員) 他

- ・「水土里資源の共通価値創造による庄川扇状地の地方創生」

早瀬 吉雄(石川県立大学名誉教授)

- ② 講演 「日・独の村落比較事始め」

東京大学名誉教授 西川 治 先生

(2) 第67回例会(富山地学会合同) 平成27年11月28日(土) となみ散居村ミュージアム

- ① 発表 ・「散居村と漁村の社会関係からみた高齢者の生活空間」

島田 章代(富山大学人文学部大学院生)

- ・「散居村景観を視点の側から考える」 奥 敬一(富山大学芸術文化学部准教授)

- ② 講演 「砺波郡・射水郡の改作法と十村たち」

金沢城調査研究所長 木越 隆三 先生

2 庄川上流地域見学会 平成27年8月8日(土) ※共催:となみ散居村ミュージアム

参加者 14名 スタッフ5名 合計19名

主な見学先 旧羽馬家 荻町城山展望台 帰雲城跡 御母衣発電所 魚帰りの滝 庄川源流部

3 散村地域見学会(学習会)

(1) 第1回見学会 平成27年9月19日(土)

参加者 53名 スタッフ3名

主な見学先 山田新田用水取入口 細木神明宮 大塚新村 是安不吹堂の宮 宗守城跡

(2) 第2回見学会 平成28年3月19日(土)

参加者 60名 スタッフ4名

主な見学先 石川県内 旧魚住家住宅 喜多家住宅 鳥越一向一揆歴史館 こまつ曳山交流館

Ⅲ 第12回砺波散村地域学習講座

・講師 散村地域研究所長 担当所員

| | | | |
|-------|--------------|-------------------|--------|
| 高校生対象 | 平成27年8月4日(火) | テーマ「庄川扇状地と産業」 | 参加者11名 |
| 小学生対象 | 平成27年8月6日(木) | テーマ「散居村見て歩き講座」 | 参加者14名 |
| 中学生対象 | 平成27年8月7日(金) | テーマ「扇頂部(庄川町)を調べる」 | 参加者15名 |

Ⅳ 所員研修(ＹＫＫ黒部工場視察・黒部川扇状地巡検)

期 日：平成27年8月5日(水)

参加者：9名

見学先：愛本橋 電子基準点 黒部川旧破堤箇所 生地清水 ＹＫＫ黒部事業所 等
ＹＫＫ(榎井上孝副社長他事業所関係者 桜井高校西野和徳教諭の案内により行った。

Ⅴ 研究成果の刊行

「砺波散村地域研究所研究紀要33号」

Ⅵ 関連事業

- 1) 大学等の研究機関並びに生涯学習団体の活動に対する協力・支援
- 2) 「サマーセミナー はじめての方言調査」開催支援
- 3) 次世代を育てる「ふるさとを学ぶ」における学校連携
- 4) となみ散居村ミュージアム及び郷土資料館との事業連携
- 5) 散村地域に関する統計・関係資料・出版物の収集

砺波散村地域研究所研究紀要 第33号

平成28年3月31日

編集・発行 砺波市立砺波散村地域研究所

富山県砺波市太郎丸80

電話 0763 (34) 7170

FAX 0763 (34) 7182

〒939-1363

Eメール sansonken@city.tonami.lg.jp

印刷 アカマツ印刷